

◎議 事 日 程（第 2 号）

平成23年 9 月 6 日（火曜日）午前10時00分 開議

- 日程第 1 議案第28号 愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
日程第 2 議案第29号 愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第 3 議案第30号 愛西市税条例の一部改正について
日程第 4 議案第31号 愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 5 議案第32号 愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第33号 平成23年度愛西市一般会計補正予算（第 2 号）について
日程第 7 議案第34号 平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 8 議案第35号 平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 9 認定第 1 号 平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第10 認定第 2 号 平成22年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第11 認定第 3 号 平成22年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12 認定第 4 号 平成22年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第13 認定第 5 号 平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第14 認定第 6 号 平成22年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認定第 7 号 平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16 認定第 8 号 平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17 認定第 9 号 平成22年度愛西市水道事業決算の認定について
日程第18 報告第 2 号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第19 委員会付託について

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（24名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 大 野 則 男 君 | 2 番 | 島 田 浩 君 |
| 3 番 | 吉 川 三津子 君 | 4 番 | 大 島 一 郎 君 |
| 5 番 | 下 村 一 郎 君 | 6 番 | 永 井 千 年 君 |

| | | | | | | | |
|-----|----|-----|---|-----|----|-----|---|
| 7番 | 石崎 | たか子 | 君 | 8番 | 竹村 | 仁司 | 君 |
| 9番 | 鷺野 | 聡明 | 君 | 10番 | 堀田 | 清 | 君 |
| 11番 | 鬼頭 | 勝治 | 君 | 12番 | 岩間 | 泰彦 | 君 |
| 13番 | 真野 | 和久 | 君 | 14番 | 加藤 | 敏彦 | 君 |
| 15番 | 日永 | 貴章 | 君 | 16番 | 榎本 | 雅夫 | 君 |
| 17番 | 加賀 | 博 | 君 | 18番 | 大島 | 功 | 君 |
| 19番 | 大宮 | 吉満 | 君 | 20番 | 八木 | 一 | 君 |
| 21番 | 山岡 | 幹雄 | 君 | 22番 | 前田 | 芙美子 | 君 |
| 23番 | 近藤 | 健一 | 君 | 24番 | 中村 | 文子 | 君 |

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | | | | | |
|------------------|-----|----|---|------------------|----|-----|---|
| 市長 | 八木 | 忠男 | 君 | 副市長 | 山田 | 信行 | 君 |
| 教育長 | 五富利 | 清彦 | 君 | 会計管理者兼 会計室長 | 水谷 | 洋治 | 君 |
| 総務部長 | 石原 | 光 | 君 | 企画部長 | 山田 | 喜久男 | 君 |
| 経済建設部長 | 加藤 | 善巳 | 君 | 教育部長 | 水谷 | 勇 | 君 |
| 市民生活部長 | 篠田 | 義房 | 君 | 上下水道部長 | 大島 | 静雄 | 君 |
| 消防長 | 横井 | 勤 | 君 | 福祉部長 | 加賀 | 和彦 | 君 |
| 教育部次長兼 社会教育課長 | 五島 | 直和 | 君 | 市民生活部次長 兼市民課長 | 堀田 | 文隆 | 君 |
| 人事秘書課長 | 伊藤 | 辰明 | 君 | 業務課長 | 鈴木 | 幸雄 | 君 |

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

| | | | | | | |
|--------|----|----|--|------|----|----|
| 議会事務局長 | 服部 | 秀三 | | 議事課長 | 伊藤 | 浩幹 |
| 書記 | 山田 | 宗一 | | | | |

午前10時00分 開議

○議長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

4番・大島一郎議員は、遅刻の届け出が出ております。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・議案第28号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

日程第1・議案第28号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

では、議案第28号：任期付職員の採用等に関する条例につきまして、3点ほど質問させていただきたいと思っております。

この地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づいて、この条例を制定することなのですが、この法律の方ですけれども、平成14年ごろに制定されて、最終的に平成19年に最後の改正がされていると思っておりますが、今なぜこの時期にこの条例が必要になったのか、市としての背景的なものがあれば御説明いただきたいということと、また仮に合併後にこの条例があったならば、こういったメリットがあったんではないかということ、具体的にあればその職種についても御説明をいただきたいと思っております。

そして、2点目に、以前議会の中で、職員の再任用の制度について考えるというような御答弁もあったかと思っておりますが、この条例に関係しているものなのか、その点について。それから、現在こういった短期雇用で採用される職員もいらっしゃるわけなんですけれども、こういった方々の雇用の仕方が変わる、そんな職員もこの条例制定によって出てくるのか、その点についてお聞きしたいと思っております。

それから、3点目として、いろんな自治体で、入札等による職員給与等に関して、公契約条例などを制定したりとかするような自治体もふえてきているわけなんですけれども、雇用問題に力を注ぐ自治体も、これから徐々にふえていく中、そうした条例を制定する立場から、この地方自治体として現在の労働問題をどうとらえていらっしゃるのか、行政として何ができるというふうに考えていらっしゃるのか、その点について、3点お伺いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

それでは、3点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の、今なぜこの条例が必要になったのかと。そしてもう一つは、合併直後にこの条例があったらどのようなメリットがあったかという御質問でございますけれども、まずこの条例の今回上程させていただきました背景といいますか、経緯について、まず述べさせていただきますと思います。

現在、私ども愛西市中公立保育園があるわけでありましてけれども、その公立保育園の保育士の中で、やはり部分休業を含む産休・育休というものを取得している者が最近ふえております。また、その一方で取得を予定しておる者も数名おる中で、その欠員を即補充するということではできません。そういった状況の中で、いわゆるその保育園業務を運営していくことが非常にちょっと、当然一応現場を持って、保育士さん担当を持っていただいておりますので、そういった運営をしていく面で支障が出ているというような、以前から現場の声も聞いておりましたので、そういった今回その任期付職員を採用することで、そういった事態を解消したいというような観点で、今回の条例の制定をお願いしたという経緯が一つであります。

そして、二つ目につきましては、議員の方からも、法の方は平成10年に制定がされ19年に改正がされたというお話がございました。この任期付職員の条例の制度の関係につきまして、当然、人事担当課長会議の場でも、以前から早期に、その実態に合わせた中で条例を整備してほしいと。県からもそういった指導があったというのも事実でありまして、大きな要因としては、その二つの要因があった中で、そういった経緯の中で、今回この9月議会に制定をお願いしたというのが経緯でございます。

そして、例えばこの条例がその合併時にあったとした場合に、こういったメリットがあったのかという御質問をいただいておりますけれども、今二つの要因というふうに申しあげましたけど、最近の状況を見てみますと、もう一つの要因は、小さい乳児の子どもさんの入所希望が増加したと。一方でそういった背景もあります。そうして合併直後、これ正直に申しあげますけれども、ちょうどその17年合併直後に、現在のようないわゆる保育園の運營業務が、今現時点の逼迫した状況というのは想定しておりませんでした。これは事実であります。ですから今正直に申しあげましたように、メリット・デメリットというものについては想定していなかったというのは事実です。

それから、2点目の再任用制度との相違というか、違いはというお話でございますけれども、今回の任期付職員の関係につきましては、提案説明の折にも申し上げておりますように、いわゆる行政の高度化とか、専門化や多様化する住民のニーズに対応した行政サービスの充実、あるいは公務の効率的な運営を促進するために導入された、これはその制度です。そして、再任用制度、これも私ども条例を制定しておりますけれども、この再任用制度というのは、いわゆる退職者の経験あるいはその知識、能力を有効に活用したいという意味で導入がされた制度であります。そして、双方ともその知識経験を有する者の補充という点では共通する部分もあるというふうに理解はしておりますけれども、それぞれやっぱり制度の趣旨がやっぱり異なりますので、基本的には今回の条例が再任用制度に直接関係するというとらえ方はしておりません。

それから、3点目の労働問題の関係ですけれども、公契約条例、ILOとか、いろんな以前

にも公契約条例の関係については御質問いただいて、市としては現在考えておりませんという御答弁もした経緯があります。そして今回の条例が、その中身がいわゆる期限を限定した雇用という形になっておりまして、やはり先ほど申されました雇用問題が、ある部分では直結してくる部分も、これはあるというふうに理解はしております。そして、当然ながら不安定雇用を拡大するという考え方も、これは一方ではあるかもしれないと、これはそういった認識も実は持っております。そしてその中で、やはり正規職員を雇用する際、ある程度年齢が制限されるのに対しまして、今回の任期付職員というのは、要は年齢に幅が持たれる、いわゆる一定家庭の事情等により退職せざるを得なかった方を、再度そういった知識経験を持った方を雇用できるという面においては、やはりその全体を見た場合に、雇用条件の改善にある程度雇用条件の改善というような、そういったとらえ方もできるのではないかなというふうに考えております。

そして今回の条例制定によりまして、やはりその正規職員との均衡のとれた待遇の確保を図ることもできますし、知識や経験をより一層有効に発揮することが、いわゆる雇用環境整備につながっていくのではないかなと、現時点ではそんなような考え方をしております。以上です。

### ○3番（吉川三津子君）

今、公立保育園で産休・育休の対応ということなんですけれども、育休とかだと、個人によって1年とられる方、1年半とられる方、さまざまだと思うんですけれども、そういったことを事前に職員がきちんと通告した上で、育休等もとられるような現状があるのかということをお聞きしたいということと、それから、今現在、多分きつと大変保育園の方は困っていらっしゃる状況にも達していると思うんですが、乳幼児の入所がふえていることも、私は重々わかっています、いろんな御相談もありますのでね。そういった中、今保育園はこの現状をどういった形で乗り越えていらっしゃるのかということをお聞きしたい。

それから、あと県の方から指導があったということをお聞きしたんですが、何を目的に、何が課題だから指導があったのかということをお聞きしたいと思います。

それから、あと不安定な雇用を少し改善される面もあるというような御答弁があったんですけれども、今短期雇用のパートさんが保育園に大変多いと思いますが、その人たちに何らかの影響が出てくるような改正になるのか、その点についてもお聞きをしたいと思います。

### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、私の方から現場の状況等についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、産休・育休、特に育休ですけれども、期間が変わるのではないかというお話ですが、こちらにつきましては、今回の条例については3年から5年ということになっております。それと、今、時間短縮で早く上がるとか、そういうこともありますので、そういったことも事前に十分本人さんから聞き取りをいたしまして、そちらの方と実際に採用する場合の人にもそういうことをきちっと伝えていかなきゃいけないので、その辺はきちっとやっていきたいというふうに思っております。

それから現状ですけれども、現在は臨時的任用職員制度で対応をしております。こちらは1年間の限定ということになりますので、私どもとしては、ある程度長期にやっていただける制

度を要望しておって、今回こういったことになったところもでございます。

それからパートさんへの影響でございますけれども、条例をお認めいただければ、順次次の段階に移るわけですが、その折に現在勤めていただいておりますパートさんについても、こういう制度ができましたよということで周知をさせていただきまして、幅を広げていきたいと、そんなことを思っておるところでございます。

#### ○人事秘書課長（伊藤辰明君）

先ほどの県からの指導についてお答えさせていただきます。

愛知県の人事担当課長会議が昨年9月に行われました。その中で、任期付採用制度というのは、本来、先ほど部長が説明しましたように、行政の高度化、専門化、住民のニーズに対応した行政サービスの充実、公務の能率的な運営を促進するために導入された制度ということで、その制度の趣旨を理解した上で導入を即、するしないはともかく、市として整備をするようお願いしたいという、そういう指導を受けたものでございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

一番最初の育児休業をとられる方については、当然事前に本人さんから申請を出していただいております。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○21番（山岡幹雄君）

議案第28号：愛西市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について質問をさせていただきます。

今回、この議案につきまして、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者ほどのような職員なのか。その職員の採用方法をお伺いしたいということと、あと給料月額が高額に思われますが、この給料の根拠をお聞かせください。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、2点御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の専門的な知識経験職員とは、どのような職員かと。それと採用方法はどういう御質問でございます。

条例の第2条第1項で規定しております、高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者、これに該当する職員というのは、これは他の自治体の例で申し上げますと、訴訟事務に携わる職員の指導を行う弁護士とか、それから病院の経営改善を図るために、病院経営実務に精通した人材を採用していると。大まかにそういった特殊といいますか、そういった職を持たれた方が、この1項に規定している事例に該当するのではないかなというふうに思っております。

そして、現時点、愛西市では、やはり先ほど申し上げました高度なといいますか、弁護士とか、病院を改善するような、例えば大学の先生とか、そういった方を任期付職員として採用する考えは持ち合わせておりませんが、ただ第2項の中で、専門的な知識経験を有する者、これ

に該当する者は、他の自治体の例では保育士とか、その看護師等資格を有する業務に従事する職員、こういった方を採用されている事例もありますので、ここの部分が本市では該当して行くのではないかなど。したがって、先ほど吉川議員の方にもお答えをしておりますように、今現時点では、その保育サービスの充実を図るために、現時点では保育士を採用するという前提で、この規定を準拠していきたいなというふうに考えております。

次に、採用の方法につきましては、これも条例に規定しておりますように、選考という形で採用方法については考えております。

それから、給料月額の高額の根拠の関係でございますけれども、いわゆる条文の規定の中の第7条で定める特定任期付職員の給料、これは先ほど申し上げました高度な資格を有する専門的な知識、すぐれた知識を有する者、弁護士とか、例えば公認会計士とか、そういった方を指すわけでございますけれども、これは同じ内容の定めのある国家公務員の例に準拠しております。ただし国家公務員の場合は、給料表が7号まで定められておりますけれども、本市におきましては、他の類似、当然この条例を制定しておる類似団体がありますので、そういったところを一応例にいたしまして、条例を見ていただくとわかりますように、5号級という形で一応規定をさせていただいております。

そして、先ほど申し上げましたその特定任期付職員以外のいわゆる任期付職員、これは例えば先ほど申し上げました保育士等を任期付で採用した場合は、いわゆる一般職の例によると。我々と一緒のような形の給料表を適用しますよというような考え方で、今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

## ○21番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、今回保育士を対象だというお話がございましたが、愛西市児童館がございまして、これは自分の一般質問のときにも質問する予定でありましたが、児童館が市の直営が4児童館ございます。そちらの児童館を指定管理にすれば、その職員、今こちらの保育士、保育園の方に移行できると思いますけど、そのお考えはあるかどうか。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

以前にもお答えをさせていただきましたが、現在、国の方で子ども・子育て新システムというのを検討しているところでございます。そちらにつきましては、今後のそういった保育園、児童館等のあり方等も、いろいろ検討されているということでございまして、そういった状況を見ながら検討をさせていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

## ○議長（大宮吉満君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

## ○13番（真野和久君）

これまでの質問の中で、大体お聞きしたところと重なるところがあると思いますが、一応質問をしたいと思います。

今回、任期付職員 3 区分という形で、先ほど例を幾つか挙げられましたけれども、もう少し具体的にどんなケースが採用ケースとしてあるのか教えていただきたいのと、それから、今先ほど再任用は条例をつくっていますけれども、まだ実際にやっていませんし、それから今後のところでは、保育士さんの採用ということを予定しているという話ではありましたが、今後、具体的に、例えば 1 番などについて、採用する予定、計画というのは全くないのかどうかについて、改めて確認をしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、質問の趣旨にもごじますように、先ほど質問がございましたように、順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回のお手元の方に既に配付をしております資料 3 の方でも、一応概要という形で配付をさせていただいておりますように、任期付職員で専門的知識等と業務量関連の二つの区分、それに任期付短時間勤務職員を加えた三つの区分に大きく区分がされるわけであります。そして、条例の第 2 条第 1 項における、先ほどもちょっと触れました高度の専門的な知識経験またはすぐれた識見を有する者、これは他市の例等で先ほどもちょっと触れましたように、例えば弁護士さん、それから公認会計士のような資格を持った者等を指しておりますし、またその自治体によってはさまざまあるわけでありますが、例えばその訴訟事務にかかわる職員の指導を行ったり、それから病院の経営改善を任せるといったような特殊な職務といたしますか、そういった方を採用されているような例も一方では見受けられます。

そして、第 2 条第 2 項における、これもまた専門的な知識経験を有する者、じゃあこれはどういった場合に該当するのかということになりますけれども、これは先ほど申しあげましたように、例えば保育士であるとか、保健師であるとか、自治体によってはシステムエンジニアが必要だということもありますので、そういった職種といたしますか、そういったものが該当するのではないかなあというふうに考えております。

それから、第 3 条の第 1 項、第 2 項は、これは一定の期間内に、特殊な事情により業務量が増加した際に、いわゆる公務の能率的運営を確保するために任期を定めて任期付職員を採用すると。これは読んだ規定そのままの形でありますけれども、そういった事例が出れば、そういった規定の中で採用していくと。

それから、第 4 条の関係につきましては、繁忙期、市民サービス提供体制の充実、そして介護休暇または部分休業を取得する業務の代替として短時間勤務職員を採用すると。

これがそれぞれ条文の内容の一つの事例といたしますか、そういったものが該当するのではないかなあと現時点ではとらえております。

そして、先ほど申しあげましたように、そういった 1 項とか、そういう特殊なケースといたしますか、それは将来採用する計画があるのかというお話がごじますけれども、現時点では、そういった弁護士さんとか公認会計士を採用するということは、現時点ではちょっと考えにくいのではないかなあ。それは大きい特例市とか政令市、大きい市によってはそういったケースがあると思いますけれども、愛西市では、今現時点ではちょっと考えにくいのではないかな



あと。それよりも実態といたしますか、実際の業務に合わせた任用形態、採用条件というものをかんがみただ中で、実情に合わせた任期付職員を採用していくというのがベターではないかなというふうに考えております。以上です。

○13番（真野和久君）

ありがとうございました。

○議長（大宮吉満君）

次に、6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

この問題は、私は基本的に雇用の安定の問題とどう深くかかわるかということだろうと思えますけれども、皆さんも新聞等で御存じだろうと思えますけれども、非正規雇用が40%に迫っているという現状の中で、こういうときだからこそ、市民の暮らしや福祉にかかわる市役所の仕事、公務というのは、中立や公平性を確保するとともに、継続性や安定性が必要であって、この非正規雇用や有期雇用をふやさずに、正規雇用できちんと担われるべきだというふうに考えています。ですから、この条例ができることによって、正職員に対する代替、一般の会社で行われているように正職員を減らして派遣社員をふやしていく、景気が悪くなったら派遣社員を真っ先に切るということが大問題になりましたけれども、公務の職場においても、この正職員をこうした新しい形の非正規に代替をしていくということがありはしないかということが非常に心配であります。この点は、実際の運用次第だという気もしておりますので、今、高度の知識の条項については、具体的に述べられましたけれども、2、3については、任期付職員、業務量との関連や短時間勤務職員の問題については、具体的に触れられておりません、今の答弁でも、非常に抽象的な答弁になっておりますので、実際、今こうした方法をとるかとならないのかと、これから、具体的な事例が出ればということで、私が言うようなことは杞憂にすぎないのかどうか、はっきりと説明をいただきたいというふうに思います。

それから、この条文の解釈の問題でありますけれども、この解釈について、先ほど今言いましたように解釈次第で、どの公務の仕事でも可能だというふうに思われるかどうか。今、市役所で行われている事業、業務、この中でこの任期付職員でできる業務はこれで、これはできませんよという形で明確な区分があるのかどうか。全くそういうものはなくて、どんな業務でもこれで採用することが可能だよというふうになるのかどうか。その点もこの条文の解釈として明確にしていきたいなというふうに思います。

それから、待遇や労働条件の問題で、今この正職員と臨時職員という二層構造、非常にこれも格差のある二層構造であります。待遇面でいえば、その中間にこの任期付職員が入ってくるということで、非正規雇用の選択肢を広げていくということにもなるというふうに思いますが、この三つの雇用形態でどういうふうの違いがあるのかということについて、細かい労働条件のことも含めて明確にさせていただく必要があると思うんですが、これはできたら一覧的な表にさせていただいて示していただくと一番わかりやすいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

それから、先ほどの質疑で、現在臨時職員で雇用されている方が、この条例が制定されれば、任期付職員という制度ができましたのでどうですかとって声もかけられると、今福祉部長の説明がありましたが、特に事例として上がった保育士さんについては、積極的に今の安い臨時職員から、もう少し給料の上がる任期付職員に積極的に登用をしていくという考え方があるのかどうか。その点だけとってみれば、一部その雇用の改善につながる側面もあるわけでありますので、どのように運営していくかというのは、やはり採用する側の意思、方針だろうというふうに思うんですね。そういう点で、そういう臨時職員からの切りかえというものを積極的に行っていくのかどうかとも説明していただきたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

まず、非雇用、正規職員の採用、それぞれとらえ方の中で御質問をいただきましたけれども、市の基本的な考え方を申し上げますと、当然職員の採用については、新規職員の採用というのが基本だというふうに考えております。これは大前提です。ただし、今後いろいろ社会情勢の変化の中で、あるいは業務の変化の中で、当然ながら先ほど来申し上げております、ある部分一定のそういった知識を有する専門的な業務の方を一時的に取り入れるということも、これはやはり必要ではないかなというふうに考えております。

御案内のように、社会生活あるいは我々職員の生活形態も変わってきているわけで、育休もですけれども、我々が入ったころは3年なんていうことは考えられませんでした。それが制度上、それがあつたわけで、そういった制度にも柔軟に対応していかなければならないという前提に立った中で、やはりこういった制度を活用するというのも一つの考え方ではなかろうかなというふうに考えております。

それから、おのおのの解釈の中で、できる業務とできない業務、例えば第2条のそれぞれの1号から4号、それぞれの区分がありますけれども、先ほどの議員の質問に対しては、特定の弁護士さんとか公認会計士、今のところ考えられないということを申しました。ただ、保育士以外の今後の業務の中で、それは任期付で当然お願いをしななければならない業務も出てくるとは思います。今のところ保育士という一つの形の中で限定はしておりますけれども、当然それは一つ例を申し上げれば専門的分野ということになれば、税務的な業務ですね。考えれば専門的な業務というとらえ方もできるわけで、今後その実態に合わせた中で、それぞれできる制度、取り入れる業務、取れない業務というものもきちっと整理をし、柔軟に対応していく必要があるのではないかなあというふうに考えております。

それから、待遇の改善ですけれども、おっしゃるとおりです。正規職員、任期付職員、任期付短時間勤務職員、臨時職員、それぞれ待遇的な違いはあります。これはお許しがいただけるのであれば、一度一覧表に整理をしてお渡しをしたいというふうに考えておりますので、それで一つの回答として御理解をいただきたいと思います。以上です。

○6番（永井千年君）

皆さん、ここに並んでいる方は30年、40年近く役場に勤めてみえるわけですから、行政のプロ、それぞれの部門のプロであるというふうに、またそういう自覚で仕事をやっていただい

いるというふうに思いますが、役所の仕事もこの専門的な知識や高度の知識というのは、役所へ入ってから研さんを重ねて、経験を積んで、専門的な知識を身につけていくという側面が非常に強いと思うんです。その点で、今度の制度というのは、その点の合併の当初の目標でありました専門的な職員を、合併になればたくさん育成していくことができるんだという方向もあったわけでありますので、その点、まず基本は今の職員が、そういう専門的な高度な知識をきちんと身につけて仕事をやっていくということが大事だろうと思いますが、その点の方針について揺らぎがあると、これはいかんと思うんですが、その点今度の提案との関係でどうでしょうか。改めてはっきりさせていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、臨時職員の待遇改善という問題が、今度の問題と同様に、同時にやはり図られて、先ほど総務部長が言われたように格差の是正という点で、今度の提案ではなくて臨時職員の方の待遇改善というのが同時に図られなきゃいかんと思うんですが、そうして先ほど今一覽的に労働条件や何かを整理すると、表にして示すと言われましたけれど、その点、こうしたことを提案する機会に、臨時職員の全体の待遇改善というものも同時にやっていかないと、大変になると思いますので、その点はいかがでしょう。

**○総務部長（石原 光君）**

議員、今御発言があったとおり、やはり合併して、その専門的な職員を当然育成していくと。やはりこれは愛西市にとって、これからいろんな行政を進めていく中で、あるいはまちづくりを進めていく中で大変必要だと、当然育成をしていかなければならないという考え方に変わりはありません。その中でも、議員さんの方に以前にお渡しした愛西市職員の人材育成基本方針というのも一応策定した中で、今後の愛西市の職員の育成の基本的な事項をきちっと方針として述べております。ですから、その考え方については揺るぎはありません。

もう一つ、臨時職員の待遇改善も図るべきではないかと。以前、議員の方からも、パート賃金の改善という御質問等もいろいろいただいた経緯もありますけれども、これは、今この段階で、「わかりました。それじゃあ、その改善について検討しますよ」という考え方については持ち合わせておりません。ただ、これから来年4月1日の施行に向けて、いろいろこれはやはり整理をしなければならない項目があると思います。そういった中で、今の御意見は御意見として承った中で、一度全体を見た中でいろいろ研究してみたいというふうに考えております。

**○議長（大宮吉満君）**

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・議案第29号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・議案第29号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従いまして、発言を許可いたします。

最初に、15番・日永貴章議員、どうぞ。

○15番（日永貴章君）

議案第29号：愛西市文化会館の設置及び管理に関する条例の制定について、質問させていただきます。

今回の改正につきましては、用途変更により多目的利用で効率的な運営を図ると明記されていますが、具体的な必要性をもう一度説明していただきたいと思います。

次に、今回の変更によって想定されるメリット・デメリットを、管理する側と利用される側、それぞれ示していただきたいと思います。

最後に、今後佐織公民館の対応について、同じように用途変更があるのかどうか、教えていただきたいと思います。以上、3点です。

○教育部長（水谷 勇君）

お答えをさせていただきます。

用途変更の必要性のところで、議案第29号の資料2で概要のところで説明をさせていただいておるのが大きな目的ではございますが、用途変更の必要性という面で、なぜかという形でとらえますと、この件につきましては、行政改革推進本部会議で、合併により重複する公共施設について公共施設の有効利用の方針が出されております中で、市民会館、文化会館への転用を進めるという形の中で進めてきたものでございます。

そして、二つ目のメリット・デメリットということで、管理者側、利用者側それぞれの形でのことはどうかということですが、メリットといたしましては、管理者側といたしまして、利用回数がふえることにより利用収入の増加につながるというふうに考えております。また、民間企業等の利用制限が原則的になりますので、多目的な利用回数が増加したり、施設の稼働率が向上するものと考えております。そして、施設の利用していただく市民の皆さんの多様化するニーズ、要望にもこたえていくことができるのではないかと考えております。

また、利用者側の方についてのメリットでございますが、形として方向性を考えて説明させていただきますと、営利的な活動、政治的な活動、宗教的活動、こういうものについての利用の拡大が図られます。また、民間企業等の利用としての参加がしやすくなると思っております。このことによりまして、そういうイベント等に参加する方の増加も期待がされておると思いますが、

デメリットといたしましては、管理者側としては大きなデメリットはないと考えております。また、利用者側の方につきましては、当然利用回数が増加してくるということになりますと、予定をされております事業、会議等、いろんな予約の段階で重複するという日があり、競合するということが想像されます。

そして、三つ目の佐織公民館も今後変更される予定はないかという質問ですが、公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認基準により制限がございます。そんな中で、おおむね10年以上経過していること。そして、その地域に当該事業に係る社会資本が充実しているこ

との2点の事項が認められることによりまして、国庫補助金の返還が必要なく用途の変更ができるということになっております。こんな中で、現行の佐織公民館におきましては、今後の社会情勢や現行の基準の変更等された場合におきまして検討が進められるという形になると思いますので、現行のまま公民館としての継続がされる見込みでございます。

○15番（日永貴章君）

1点だけ再質問させていただきますが、先ほどの御答弁の中で、利用回数や稼働率が上がるというふうな見込みがされるというふうに言われておりましたが、現状、試算ではどれぐらい稼働率が上がるような予定なのか、1点お聞きして質問を終わります。

○教育部次長兼社会教育課長（五島直和君）

先ほどの稼働率についてお答えします。

現在、愛西市の場合、稼働率は御承知のように、ホールにつきましては30%前後でございますが、率で申しますよりも伸び代が見込まれると。具体的にいいますと、先ほどの年間を通じまして、どちらかという下半年8月以降の利用が多いのは、土曜・日曜につきましては上半期の利用も促進されるのではないかと。また、平日、割とホールや何かあいている状況が多いので、そのあき具合も埋めることが可能ではないかと、そういうことで伸び代をふやすという意味で、率として具体的に何パーセントということは、数字をはじきかねるということでございます。以上でございます。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第29号についてお伺いをしたいと思います。

先ほど日永議員から質問がありました部分につきましては省略をさせていただきますが、この文化会館に改めるということは、行政改革推進会議の中で重複した施設の整理のためだということでしたが、ほかにまだどんな案件が残っているのかについてお伺いをしたいと思います。

それから、先ほどこの文化会館に変わることでデメリットはないというお話でしたが、私はとても気をつけていかなければならないというふうに思っているんですね。やはり、営利目的、それから政治活動、それから宗教活動とか、そういったものも入ってくると、オウム真理教の問題があったりとか、消費者問題があったりとか、いろんな方々が利用可能になってくるわけで、その辺の対策というのが本当にきちんとしていかないと、今まで市民の方たちは、公民館でやられる事業に対して信頼を持って、市の事業と同様な意味でもって参加をされてきたと思うんですね。その辺、やはり市民の意識も変えていかなければならないし、受け付けの段階で気をつけていかなければならないと思いますが、このことに対して受け付けの段階でどのようなチェックをしていくのか、そして市民にはどのような啓発をしていくのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、私以前から社会教育は行政部局に変えてもいいんじゃないかということを議会の中で提案をさせていただいてまいりました。この文化会館というのは、必ずしも行政部局が管

理責任をしなくてはならないというものではなくて、自治体によっては行政部局が管理をしている、そんな自治体もたくさんあるわけです。私としましては、これから市民活動とかNPOとか、そんな活動を充実していくためには、私は行政部局に統一した方が今後いいのではないかというふうに思っているわけですが、その辺のところを議論されたのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。なぜ教育部局で管理を続行されることになったのか、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○教育部長（水谷 勇君）

重複する他の物件といますか、施設はありますかという質問は、ちょっと確認ですけれども、これから用途変更をするという意味での質問でしょうか。

○3番（吉川三津子君）

この行政改革推進会議で、前にも庁舎の廃止とか統合とか、私たち冊子をいただいているわけじゃないですか。その中で、まだ課題として残っている施設、今取り組み中とか、今後まだ未解決の問題はどれだけありますかということなので、多分総務部長に御答弁いただくことか、企画部長かどちらかだと思います。

○企画部長（山田喜久男君）

全体的な話ですので、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、過去を振り返っていただきますと、保健センターが2カ所になりました。それぞれ4地区1カ所ずつあったと、それを2カ所にしてきたという経緯はございます。

それで、今回公民館をお願いするわけですが、統合という形ではなくて、こういった用途変更といった形をお願いするものでございます。他の重複施設ということであればいろんなものがあります。老人福祉センターもあれば体育施設等々、児童館もそうですけれどもあるわけでございます。そういった中で、統合すべきかしない、地域住民のサービスということを前提に考えた場合にいかなものかという部分もございまして、統合した後の跡地の利用の方法ということも十分検討をしなければならないということもございまして。そういった中で、当然管理の経費削減を求めて、指定管理者制度というのも同時にこういった施設に導入をしてきた経緯もございまして、現在例えば、じゃあ老人福祉センターを1カ所にするのかとか、例えば体育館を一つにするのかといった考えは持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。

○教育部長（水谷 勇君）

それでは、受け付けの段階で市民の方の利用についてとか、申し込まれた方についてのいろんな問題が起きるんじゃないかという御質問でございしますが、現在のところ各施設においても規則の中で、館の利用の禁止というものを、詳細ではございませんけれども、感染症の疑いがあるとか、酒気を帯びておるとか、秩序を乱すとかという表現で規定を設けさせていただいて、具体的には他の地域での開催事例とか、そういうものの情報を得ながら利用者の団体の方の過度な活動がされるような場合においては、そういう情報をもとに制限をするということを現時点でもやっておりますので、市民会館、文化会館ということになりますと、おっしゃられると

おり企業の方の利用、宗教的な利用、いろんなケースが出てまいります。そんな中、当地域に受け入れられる状況が困難であると想定される場合については、利用者の方との利用についての制限ないしまた利用についてのお約束をさせていただくようなことになると思います。そのようなことについては、事前に申請をいただく段階で、現の施設でもやっておりますけれども、担当者との打ち合わせというのは必須でございますので、その辺のところでは理解がいただけるものと考えております。

そして、文化会館の管理の関係でございますが、確かに社会教育そのものが市長部局にという話はございまして、過去にもお話をいただいたということでございます。これにつきましては、それとは別に私どもの今回の条例の制定についての提案の中で、教育委員会がやるというのは、現利用者の方がこのまま継続して利用を推進していただきたいという気持ちもございまして、利用者の方に混乱を生じないために教育委員会が引き続き施設の方を管理していくという考えの中で決めたという状況でございますので、お願いいたします。以上です。

○3番（吉川三津子君）

では、再質問させていただきます。

先ほど、行政改革推進会議の中で、いろいろ地域の市民の方々のニーズを考えると統合はできないというような御答弁があったわけなんですけど、そうではなくて福祉会館ですか、シルバー人材センターがいるような施設も、あれはもう廃止するとか、いろいろ計画が立てられていたわけですね。それも含めて今残っている案件、それから今後取り込んでいかなければいけない案件はあると思います。それは、今新庁舎が建設されつつあって、何か市民活動ホールやら何やらいっぱいまたつくられるような計画が出てきているわけで、そういった中で、ますますこの施設の廃止なり統合の問題は残っているでしょうし、それから旧立田、佐織、八開の庁舎の利用の仕方についても、今最大の課題ではないかと思っております。それから、ちょっと今現在、そういった問題がないというふうにとらえていらっしゃるならば問題だと思っておりますので、その辺も含めて、もう一度今問題があるのか御答弁をいただきたいと思っております。

それから、先ほどから営利とか政治とか宗教とか、そういったことで窓口しっかりしていきますと。しっかりしていくのはわかるんですけども、やはり窓口業務をされる方がしっかりと情報収集ができるかどうか、消費者問題なんて本当にいろんな消費者がだまされて物を買わされたりというような問題もあるわけですけども、どういった方法でそういった情報を集約し窓口が把握していくのか、その辺まできちんと計画を立てなければ絵にかいたもちで、書類上だけの問題になってしまうと思います。その辺は答弁は求めませんが、ぜひ窓口の方々が、どこでどのような情報を収集して利用者の安全・安心を確保していくのか、その辺を再度やはり検討していただくことを1点要望させていただきたいと思っております。

それから、あと行政部局か教育部局が、この文化会館をどちらが管理するかということなんですけれども、利用者が混乱しないからといって、私はどちらがやっても混乱しないと思っております。利用されている方は、市民活動されたりとか、地域の方々に文化を広げたいという方々で、どちらが管理されても何ら混乱はされないと思っております。それよりも、やはり今後行革の中で

市民の方々の力を利用し、その方々に活躍していただいて公的サービスも提供していただくような形をつくっていくならば、私は行政部局にこういったものの管理もゆだねて、市民の力が本当に発揮できるような場をつくっていく必要があるのではないかなというふうに思っている。その点から質問して、決して私は困らないと思いますので、再度こういったことも含めて、市民の力を愛西市の中でどう発揮していくかという視点で、こういった施設管理についても御検討いただきたいと思いますが、その点について再度御答弁を求めたいと思います。

○企画部長（山田喜久男君）

まず、施設全体の話ですけれども、私が申し上げたのは、そういった各類似という形での統合ということをお願いしたものでございます。ただ、議員おっしゃるように、課題はということであれば当然でございます。今、例を挙げておっしゃっていただきましたけれども、庁舎統合に伴いますところの旧3庁舎の取り扱い、これはまだ十分な検討中でございます。これの跡地利用ですとか、庁舎の利用方法ですとか、そういったものも当然あるわけでございます。それに伴いまして、今回こちらの統合庁舎の地区計画の中で、道路幅が予定されている中で、佐屋の社会福祉会館がひっかかるということも、これもまた事実としてございます。そういった課題は、当然持ち合わせております。

ただ、その全体の類似、先ほど私が、るる類似の施設の種別を申し上げましたけれども、それを現時点で統合するという考えは持ち合わせていませんと、こういう意味でございます。ただ、今後、当然社会情勢、それから市民のニーズ、いろんなものが出てくると思います。そのときに、やはり検討は必要でありますので、その点だけ御理解をいただきたいと思っております。以上です。

○副市長（山田信行君）

施設の管理を市長部局がすべきか教育委員会部局がすべきか、今回の場合は、まだ一部に佐織公民館も残っておりますので、激変緩和という意味からも教育委員会で存続しますが、将来、市民の方々のニーズにこたえて、組織の見直しも当然時代の要請にこたえていくときが来ると思っておりますので、将来の課題としてそういったことは当然考えていくつもりでございます。

○議長（大宮吉満君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

今条例についてですけれども、先ほどからの議論の中でも利用しやすいという施設にするということで、市民会館になることによってさまざまな営利活動等がふやされるわけですが、今回、例えば利用料金についての変更の考えについてですが、条例を見る限りでは、部屋などの利用料については変更はないということになってはいますが、例えば公民館であれば、一応営利目的ではだめだというふうにはなっておりますけれども、例えばコンサートなどチケットを販売してやるような場合には、一応使用料1.5倍という形での規則等も存在をするわけで、そうした点で、今回市民会館という形になる、ある意味営利活動等、全面に出てくるわけですので、そうした点でそうした利用料の問題はどうなっていくのかについて、規則等で決

まっているのか、それについて質問をしたいと思います。

それから、2点目の質問としては、これまで公民館しかない中で利用が許可されてきたもの。例えば、市政報告会とか政治報告会とか、県政報告会とか、そうしたものに関しては、これまで公民館を活用することができましたし、それから営利目的ではなくて、例えばボランティア団体とかNPOの中でバザーをやったりとか、そうした多少のそうしたものに関しての利用も許可はされてきております。がしかし、今回文化会館ができることによって、ある意味市民会館の方がそうした縛りもないので、そちらの方を使ったらいかがですかという話になってしまって、文化会館ができることによって。それによって、例えば佐織で開きたいとか、永和でやりたいとかということ、今言ったようなことがという場合に、それが制限されてしまったりは、やはり市民の利用の方法としては本末転倒になってしまうということがありますので、やはり永和や佐織公民館で、こうしたことが利用制限はされなくちゃんとやっていってもらえるのかについて質問をいたします。

○教育部長（水谷 勇君）

それでは、料金の関係についての部分について、まず最初にお答えさせていただきます。

条例の中では、施設の利用率として明記をされておりますが、現行教育委員会の管理の条例の中では倍規定といえますか、利用率の納付についてということで、規則の中でいろんなケースにおける使用料の納付について記載をさせていただいております。今回の文化会館の設置及び管理に関する条例についても、規則として案を持っておりまして、その中で、現行の入場料を徴収する場合、1.5倍ということになっております。これにつきましては変える予定はございません。そして、新たに営利とか入場料を徴収し、また営利の目的でやるということが想定されておりますので、それにつきましては、営利の目的の倍は2倍ということを新規に入れることとなります。そして、入場料の徴収かつ営利の目的の場合には2.5倍ということで新規に設けるということで、この倍数につきましては、近隣の稲沢市民会館とか、一宮、そして犬山文化会館、そういうところの例の資料を取り寄せての検討でございますので、よろしくお願いたします。

そして、公民館で今まで許可されていたということで、営利ではないけれども、そういう団体が物品を販売したりとかということは許可がされておったという内容での形での答えでよろしいでしょうか。

現行の今まで行われておったそういうものの販売については、現行どおり実施され、文化会館で新たに企業とか、そういう民間がやるというときに影響を受けるんじゃないかということですが、それなりの目的に応じた活動がされる中ですので、公民館に影響というのは、まず今のところ想定をしておりませんので、この答弁についてあれでしたら、もう一度質問の方をしていただきたいと思います。

○13番（真野和久君）

今のお話ですけれども、そうした活動に影響があるかどうかということではなくて、そうした活動をこれまでどおり佐織や永和公民館でやっていけるのかということなんです。だから、

ある意味、文化会館の方が使いやすいからそっちに回ってくださいますとかと言われてしまって、利用はなかなかそっちへ回らなきゃならないという話になってしまうと、許可してもらえなくなっちゃうと困っちゃうので、その点で大丈夫なのかということがポイントになってきますので、その答弁。

それからもう一つ、今利用料の条件について、1.5倍、2倍、2.5倍という形の説明がございました。やはり、特にこうした会館とかの場合には、利用料の問題、規定とかというのは非常に重要でして、こういったものが、本来ならば例えば条例とかに書かれるのが一番いいわけですね。それが、条例上は変わらないけれども、実際規則によって変わってしまうというのでは、議会の中で審議をする場合にも、やはり大きな問題点になってくるわけです。それは国なんかでもまさに政令で決めてしまうということで、いろんな問題が出てくるわけですが、やっぱりそういった点で重要な問題でもありますので、こうしたことについては、やはり規則についても議会の方に資料提供をしていただくことがやはり重要だと思いますので、現時点でそれが可能であればぜひとも出していただいて、また委員会等の審査の中でもより深めていただきたいと思いますので、その点はどうなのかについての質問をします。

○教育部長（水谷 勇君）

規則につきましては用意しておりますので、委員会の場で御審査のときに提出させていただくということによろしいでしょうか。部数だけ、まだ印刷がしてございませんので。

○13番（真野和久君）

委員会までにとということではなくて、できるならば早目に出してください。お願いします。

○教育部長（水谷 勇君）

今までの利用が、そちらへぼわれるんじゃないかという形の質問ではありますが、そういうことは極力ないように思っております。

○議長（大宮吉満君）

次に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

○5番（下村一郎君）

一つは佐織・永和の公民館について、文化会館的にしなかった理由を聞かせていただきたいと思っております。

料金表を見ますと、午前・午後・夜と、大体基本的な3段階に分けておるんですが、時間で貸すようにした方がいいという声も聞こえました、私のところに。それについては、検討されたかされないのか、お伺いしたいと思います。

それから、現在、文化会館に名前が変わりますが、結構利用が多いように一般の方の思いですが、制限されて使えなくなるようなことはありませんか。結局、申込者がふえてということで、そういう見通しはありませんかどうか、お伺いをしたいと思います。

最後に、真野議員は優しいから物言いがいいですけど、こういう問題は、国がどうあれ、県がどうあれ、はっきりと条例にうたうべきで、わかるようにすべきだと思います。つまり、わかりにくいということをどんどん続けるというのをまねする必要はない。愛西市は、基本的な

点については条例できちとうたうというふうにすべきだと思いますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○教育部長（水谷 勇君）

文化会館にしなかったと、他の施設はどういうふうだということで答弁をさせていただきますが、佐屋の公民館につきましては、庁舎と实际的に通路を設けて、併設という形ではないですけれども隣接の状況でつながっております。そんな中、駐車場もこのように市のお客様のものと、公民館としての利用のときに東側に大きな駐車場も持っています。そんな中、単独施設ではないという状況の中で、多様な利用ができるという考えの中で、公民館的なものから文化会館ということで、幅広い利用の方の形をとった方が利用率が上がるのではないかと、効率的にいい施設の利用ができるんじゃないかというところの考えがあつての佐屋公民館の文化会館への転用でございます。

そして、他の公民館についてどうしてということは、これは文科省の方に転用についての事前協議をするときに当該地域に社会資本が整っていることということで、合併によって重複している施設というところで、てんびんという表現はよくないですけれども、双方あつたというところで、佐屋公民館をまずこちらの方が提案したときに、それならばと、ほかに社会教育施設が活動する場所があるということがあつたために、今回の話がスムーズに進んだというふうに理解をしております。

そして、利用料金の1時間単位というのは、合併前ですと佐屋公民館はそのような形態でやっておりましたが、実際利用をしていただくときに、会議の利用の単位も、大体午前・午後・夜間ということでの利用の形で落ちついておりますので、その辺についてはそのまま継続をするという形で進めさせていただきました。

申し込みが多くなったときにどうなるんだということのお尋ねでございますが、当該施設の利用率の方、先ほど担当課長の方が言っておりましたけれども、季節的に4月から7月までが大変低く利用が少ないという状況があります。そんな中、そういうものもたくさん使っていただくと同時に、また重なるようなことがあれば、よその施設もそのように低いという時期が重なっておりますので、そちらの方の利用率も上がるというふうに考えております。

条例に今回書かなかったということにつきましては、御指摘いただいたとおりでございますけれども、他の施設の管理の設置条例とあわせての進め方ということでさせていただきましたので、御理解の方をよろしくお願いいたします。

○5番（下村一郎君）

最後の問題ですが、その方がいいと思えば条例は書き直せばいいんです。直せばいいので、今後、やはり条例に基本的な点ほうたうというふうにしていってもらおうと、愛西市の市民も、これを見られる方々もよくわかるのではないかと。わかりよいということが重要でありますので、この点は総務部長の管轄ですか、企画部長の管轄ですか、条例についてはわかりよい条例にしていくということをしすべきだと思いますが、御見解を伺わせてください。

○総務部長（石原 光君）

今、下村議員の方からいろいろ御指摘をいただきました。

条例というのは、やはり法制執務上の一つの基準があるというふうに思っております。その中で今御指摘のありました、今回一つの率の問題ですね。それをうたう、うたわんについては、御意見として承っておきますけれども、おっしゃるとおりです。わかりやすい条例整備、これは法制執務前ではいけませんけれども、できる限りわかりやすいような一つの形というのがベターだというふうに考えております。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

時間も大分たちました。ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時25分といたします。よろしく願いいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、会議を再開いたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・議案第30号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・議案第30号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第30号：市税条例の一部改正について質問させていただきます。

第34条の7で、NPOに関する寄附金をした人が税控除がされるというように変わるという条例になっておりますが、国の方の法律も随分改正されて、認定NPOの認定もこれから都道府県でやられるようになるなど、随分国の方の動きも変わってきております。この第34条の7のNPO法人への寄附金の税額控除についてですけれども、今、県の方でもいろんなアンケートがとられている状況ですが、経理処理などが適切に行われているような、そんな条件とかも付されるのか、今後適用ルールについて定まっているのならば教えていただきたい。また定まっていなければ、どのように進めていくのかの御予定をお伺いしたいと思います。

それから、またNPOへの指導とか周知、そして市民の方々への周知等も必要になってくると思いますが、その予定についてもあわせてお伺いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

それでは、NPO法人の指定と申しますか、認定について、適用について今後どういよう

なスケジュールかという御質問でございますけれども、この指定については議員がおっしゃられましたように、国がいわゆる認める認定要件といたしますか、そういったものもありましょうし、その要件には、いろんなさまざまな要件があるんじゃないかなというふうには理解しております。それで、現在、現状を申し上げますと、県と県内市町村で対応を協議している段階でありまして、具体的にスケジュールも含めて、こういうようなスケジュールでいきますよということが現時点でお話しできないのが状況でございます。

そして、当然ながら、この指定に関しては、指定した自治体の寄附金税額控除の対象のみではなく、他の自治体や国税である所得税や法人税にも影響を及ぼすということも出てきますので、やはりこの認定については慎重な手続が必要ではないかなあというふうに、現時点では私もそんなような理解をしております。

それから、当然周知の方法でありますけれども、NPOの方々とか、当然市民の方々への周知につきましては、指定のルールというものが確定してきますので、そういったものも含めて、いわゆる広報とかホームページにいち早く、そういったものが確定した段階で行ってまいりたいというふうに現時点では考えております。

### ○3番（吉川三津子君）

なかなか国の方の決定とか県の動きも遅いというか、おくらしている現状は重々承知しているわけなんですけど、NPOの現状として、やはりこういった法改正の情報とか動きが、今なかなかNPO団体に伝わってこないという現状があります。情報としてですね。一般企業ですと、法人税が変わりましたとか、いろんなお知らせが企業に来るわけなんですけれども、NPOに対してのそういった情報というのはなかなか届きにくいという状況があって、NPOは社会を変えたい、よくしたいという思いで今までやってきたわけですね。その思いプラスアルファ経営的な能力を持たないとやっていけない。企業より大変厳しい状況の中で、NPOというのはこの社会でひとつの役割を果たしているわけですが、その点についてはやっぱり市として、やはりこういうNPO団体に対しての情報提供ですね。そういった仕組みをつくっていく必要が、今後ますます求められてくるのではないかなというふうに思いますが、その点について1点お聞きしたいということと、それから今私は気になっておりますのは、NPOが行っている活動ですね。そういったものがなかなか市民への啓発というか、こういうことをしているんだよというところの啓発活動が、団体みずからしようとする、ポスティングしたりとかそんなことぐらいしかないので、幾らいい活動したりとか、市から後援をもらったりとか、教育委員会から後援をもらったとしても、そういった企画を十分に市民の方に周知する手段というのが全くないわけですね。そういった面で、稲沢市等ほかの自治体ではきちんとしたそういった広報で市民活動の行事の御紹介とかもしているわけですが、その点、これをきっかけに、やっぱりNPOへの情報提供とか、それから市民への活動の紹介とか、市民活動を含めてしていくべきではないかと思いますが、その点について御見解をお伺いしたいと思います。

### ○総務部長（石原 光君）

税の質問からちょっとかけ離れている部分があるというふうに理解、全体なことというふう

なとらえ方でお答えをさせていただきます。

当然、情報の伝達の手法というのはいろんな手法があると思います。この秋にも、NPO講座というものを2回ほどまた愛西市で予定をしておりますので、細かい個々のNPOの情報というまでは行き渡るかどうかちょっとわかりません。ただ、手法については、やはり今後一つ検討課題というふうに考えております。どういった手法があるのか、またお教えいただきたいと思います。

それから、啓発活動もそうなんですけれども、先ほど申し上げましたNPOとはこういうものだよという講座も含めた中で、それぞれの活動をやっておみえになると思っておりますので、逆にそのNPOさんの方でも、私たちはこういう活動をしているんだということが自主的にPRできるような、やっぱりそういったことまで御検討をいただく必要があるのではないかなというふうに現実では考えております。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、6番・永井千年議員、どうぞ。

**○6番（永井千年君）**

まず1点は、過料を現行3万円から10万円にすると、この問題であります。

今の申告納税制度というのは、皆さん御存じの自主申告納税制度になっておりまして、納税者の権利を守っていくということについては、今納税者憲章などの制定問題も出てきているように、大変尊重しなくちゃいけない問題で、一挙に3倍を超える過料にするというのは、今の申告制度が自主申告制度になっている以上、非常にバランスを欠いていく、非常に懲罰的な中身を含んでいくということだろうと思います。この点は、今の申告納税制度とのバランスにおいて、このような過料が一気にかけることについてはどのような考え方なのか、説明をいただきたいと思います。

それから二つ目に、上場株式等に係る軽減税率の延長の問題であります。これも、今震災の復興のための税金、増税というものが言われている中で、負担能力のある株や配当の売買、一定利益を得た人たちに対してはきちんと課税をしていくと、大企業の法人税率についても、以前のようにしていくということが非常に大事だというふうに思いますけれども、アメリカでは、金融危機以降にさらに金持ちにきちんとかけていくということで、2割から3割だとかいう話もあるわけでありまして。逆に日本は、この2割を今1割にしておるわけですが、これこそ真っ先にもとの税率にしなきゃいけないというふうに思います。その点、提案者としてどのような考え方を持ってみえるのか、御説明いただきたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

さきにいただいた御質問の趣旨とちょっと今いただいた御質問、意味合いがちょっと違うなというふうにとらえさせていただいておりますけれども、まだストレートに御質問をいただいた趣旨の中で、まずは回答させていただきたいと思います。

先ほど、申告納税制度とこの過料とのバランス的な御質問がありましたけれども、まずはこの過料10万円という経緯の中について、どういった経緯があったのかという御質問をいただい

ておりますので、そちらの方を重点的にお答えをしたいと思っております。

当然、この改正につきましては、平成22年度に罰則についての国税の改正が行われておりました、地方税につきましてはこの平成23年度改正において、いわゆる国税の罰則との均衡を考慮し、このたび所要の改正が行われたというふうに理解をしております。したがって、今回の3万円から10万円という改正がされたわけでございますけれども、いわゆる国税との均衡を考慮し設定された額と、そういった経過をたどった改正ではないかというふうに私どもは認識をしております。

それから、その上場株式等軽減税率の延長、考え方という御質問をいただいておりますけれども、現状をちょっと申し上げたいと思っております。

平成23年度愛西市の課税状況で申し上げますと、いわゆる上場株式配当の対象件数は29件ございまして、市民税額は21万1,000円、株式譲渡所得の対象件数は62件ございます。市民税額は125万5,000円という状況に相なっておりますわけでございます。そして、今回のいわゆる軽減税率の適用によりまして、上場株式配当は14万1,000円、株式譲渡所得は83万6,000円の軽減がされているわけでありまして、当然ながら、これに対しての影響という話も出てくるわけでございますけれども、当然ながら配当や株式譲渡につきましては毎年毎年変わってきますので、そういう点、影響をこの時点でつかむということは、ちょっとつかみづらいなというような考え方で、今現時点ではおります。

先ほど、御質問があった回答にマッチするかどうかわかりませんが、とりあえず私どもの回答とさせていただきます。

#### ○6番（永井千年君）

上場株式等の軽減税率の問題については、これは市長に伺いたいと思っておりますけれども、今の税制のどこを変えるかという、財源問題として何を考えるかという点で、私はこの税金については直ちに2割に戻すべきだというふうに思いますが、市長の考え方は、この点はどのような考え方をお持ちなのか、お答えいただきたいというふうに思います。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えをいたします。

税については、もう今までもいろんな内容について御質問いただきました。国の決まり、県の決まり、私ども、それぞれであります。永井議員は永井議員のお立場で御提案、御質問をいただくわけでありまして、私どもは国の施策は施策として受けなくてはなりません。そんな形、流れの中で行政を務めているところでございまして、御意見は御意見として承っております。

#### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第31号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・議案第31号：愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

議案第31号：愛西市学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。学校給食センターについては、基本構想の段階で、南部地域の学校給食佐屋センターと、それから立田センターを一つにしていくという言葉がありまして、今回の名称についてのお尋ねであります。今回愛西市学校給食センターとするという名称ですが、その構想との関係で、例えば南部センターとか、そういう検討があったのかないのか、その点についてちょっと確認をしたいと思っております。

○教育部長（水谷 勇君）

名称の提案についてのお答えをさせていただきます。

このセンターは、今回建設をしておるものでございますが、12月ごろには完了をいたしまして、各種調整や検査をした後、1月に引き渡されるという状況にあります。そんな中、今回条例を提案させていただくのは、おおよそ全貌が明らかになってきている状況でありますので、今回名称を決定するという事を出させていただきました。南部とか北部とかということについての名称は考えておりません。以上です。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第32号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・議案第32号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・日永貴章議員、どうぞ。

○15番（日永貴章君）

議案第32号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問させていただきます。

今回改正されるそれぞれの区域の使用料につきまして、改正する必要性をお聞きいたします。

また、今回の改正について、料金決定に至るまでの経緯、プロセスについてお示ししていただきたいと思っております。



また、改正前、改正後のそれぞれの収支はどのようになる予想なのか、お聞きいたします。  
以上です。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

それではお答え申し上げます。

佐屋区域、立田区域のそれぞれの区域の使用料を統一いたしますのは、各下水処理区域の処理人口の多い少ないによって行政サービスが異なるといったこと。言いかえますと、下水の種類、あるいは愛西市で住む区域によって下水道の使用料が異なるといったような住民負担の格差を是正するために、それぞれの区域の使用料を統一する必要があるとの考えに基づき、今回使用料等を統一するものであります。

また、東八幡浄化センターの使用料金の改正につきましては、長期修繕計画をもとにして、機器等の修繕を実施するに当たり、現行使用料金では不足をするため、料金の改正をお願いするものでございます。今回の料金改定は、合併協議会において公共下水道の供用開始をめぐり料金の統一を図るといった指針もありますし、その指針を受けて行政改革推進委員会においても不公平のないように、早急に料金の統一を等々の答申もされておりますので、よろしく願いいたします。

今回の料金の改定のプロセスでございますが、佐屋区域においては、平成22年11月24日に開催された佐屋4地区合同役員会により、現在の利用体系で承認されております。立田区域においては、昨年10月と本年5月に開催されました立田地区農業集落排水事業推進協議会において検討がなされ、従量制への移行と料金について承認されました。東八幡浄化センターの組合におきましては、使用料金検討委員会を立ち上げられまして、適切な料金の検討後、組長会議及び町内会総会の了解後、使用料金の見直し要望書が市に提出され、今回の改正をお願いするものでございます。

続きまして改正後の収支予想でございますけれども、佐屋区域の場合、平成24年度収入見込を現行料金で算出しますと9,420万円となります。改正後の料金で算出しますと9,440万円となり、差し引き20万円の増収となります。立田区域の場合、平成24年度収支見込みを現行人員割で算出しますと9,300万円となります。改正後の従量制で算出しますと8,000万円となりまして、差し引き1,300万円の減収となります。東八幡浄化センターの場合、平成24年度収入見込みを現行3,000円で算出しますと518万4,000円となります。改正後の3,500円で算出しますと604万8,000円となり、差し引き86万4,000円の増収となります。以上でございます。

#### ○15番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございました。

先ほど一番最初の必要性の件でございますが、住む地域で格差のない、不公平感のないようにというお話がございましたが、今後、愛西市としてどのような方向性に導いていくおつもりなのか、質問させていただきます。

また、2点目の質問でございますが、佐屋、立田、それぞれ佐屋は1回の役員会、立田については2回の協議会が開催されたということでございますが、その内容をもう少し具体的にお

示しをいただきたいと思います。特に立田地区におきましては、人口割から従量制に移行されますが、この件どういう経緯があって従量制に移行したのか、お聞かせいただきたいと思います。

あと、3点目の収支の件でございますが、この収支によりますと、プラス・マイナスの収入がございますが、最終的に必要経費などを差し引いた場合に、赤字になるのか黒字になるのか、単独でわかればお示しいただきたいと思ひますし、もし赤字になる場合は、どのような対応をしていくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

まず、1点目の愛西市の方向でございますが、先ほども申し上げましたように、公共下水道が整備されつつございます。最終的には、公共下水道、集排、コミプラそれぞれの内容につきまして十分検討しまして、料金等の見直しを図るべきではないかなあということで方向性を持っております。

それから、2点目の役員会の内容ということでございますけれども、まず佐屋地区の集落排水コミプラ役員会につきましては、先ほども申し上げましたように11月24日の午後から開催されております。協議内容につきましては、6点、それからそのほかに佐屋4地区の集落排水コミプラの料金統一、支援についてということでございますが、まずは今申し上げております内容のコミプラ料金の統一ということでございますが、1点目として4地区の料金統一試算について、資料に基づいて説明しております。統一の内容につきましては、資料に基づきまして、どういう動きがあるかということで協議されまして承認されました。

それから、立田地区におきましては2回ほど協議されまして、水量制にするのか、人頭割にするのかということで、いろいろ協議を持たれております。最終的には、その2回目の協議会におきましていろんな資料を提示し、水量制のものを案として出しまして承認をされたという経緯がございます。

それから、3点目のそれぞれの関係でございますが、料金の関係で、立田区域におきまして、1,300万円の減収ということでございますが、それぞれ減収になった場合に、どういうふうになっていくかということがございますが、これはやっぱり見込みの数字でございます。といたしますのは、接続の率によっても違ってまいります、若干。長期的な修繕計画等も見込みました収支の見込みによって計算をしております。修繕費等が多い年度になれば、組合剰余金を充てながら維持管理をしていきたいということで考えております。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

#### ○21番（山岡幹雄君）

議案第32号：愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問をさせていただきます。

日永議員と重複するかわかりませんが、御回答の方、よろしくお願ひします。

今回、料金を改正されたということでございますが、この料金の根拠と、これ7年目になり

まして、先ほどの御答弁にもありましたように、合併協議会で協議もされてみえるということで、なぜ6年間以上かかったということをお答えをお願いします。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

改正根拠につきましては、佐屋区域、立田区域それぞれの施設の長期的な修繕並びに光熱水費、汚泥処理費等の定例的な維持管理費を算出し、その算出したすべての経費をそれぞれの区域で補うということができるように、各区域の使用料金等を算出しております。

今まで改正しなかった理由と申しますのは、立田地区が平成21年度に共用開始をしております。平成23年度で3年目を経過します。24年度から立田地区の料金を改定することができるということで、今の時期で改正をお願いするものでございます。以上でございます。

**○21番（山岡幹雄君）**

御回答ありがとうございます。

なお、先ほど日永議員の回答にもございましたように、今後の集落排水と公共下水の調整等について、今後のその下水等の関係する料金についての計画は、市の方はどうのように持ってみえるか、御回答をお願いします。

**○上下水道部長（大島静雄君）**

今後の計画でございますが、先ほども少し申し上げましたが、おおむね5年ごとに各区域の使用料金が、大型修繕を含めまして維持管理経費に対して妥当かどうかを検証して考えたいということで思っております。以上でございます。

**○議長（大宮吉満君）**

議案第32号の質疑の途中でありますが、ここでお昼の休憩をとりたいと思います。再開は13時30分からということで、よろしく願いいたします。

午前11時53分 休憩

午後1時30分 再開

**○議長（大宮吉満君）**

それでは、お昼の休憩を解きまして、再開をいたしたいと思います。

再開に当たって、教育部長から発言を求められておりますので許しますので、よろしく願いいたします。

**○教育部長（水谷 勇君）**

失礼いたします。

休憩の時間におきまして、愛西市文化会館の管理及び運営に関する規則を自席の方に配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

それでは、先ほどの質疑から引き続きまして、次に、6番・永井千年議員の発言を許します。どうぞ。

**○6番（永井千年君）**

それでは、農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問を

いたします。

先ほども、佐屋地区及び立田地区の使用料金等の統一の経過について、推進協議会など、あるいは地区の代表者の会議の中でそれぞれのような議論をしたかで、一たんは説明をされました。そこで、幾つかの経過について気がついたところについて指摘をして、答弁いただきたいと思います。

まず、5月30日に行われた立田地区の推進協議会での提案であります。このときは、消費税抜きの数字として1,500円とか130円という数字は示されて、了承されていますけれども、1,575円とか136円50銭とかなどの数字は示されておられません。

消費税の考え方は総額明示であることは皆さん御存じだろうと思いますが、つまり本体が幾らで消費税分が幾らかということについては総額の括弧書きの話でありまして、第一義的には、消費税を含めた総額がきちんと明示されなければならないことになっています。これは消費者との関係でその点を守るようになっているわけでありますから、地方自治体がこうした料金を示す場合でも、当然のことながら消費税を含んだ総額が明示されなければなりません。その点で、推進協議会での提案は、総額明示されずに了承をされています。この点、どのようなことでこういう提案になったのか明らかにしていただきたいと思います。

それから、佐屋地区の維持管理分担金についてであります。これも今回の条例の提案の中で初めて維持管理分担金1,260円という数字が示されております。それ以前の条例を見ても、佐屋地区の公共ますをつくったけれどもまだつないでいない人、この人から幾らもらうかということについては、条例上明示がありません。確認したところ、それぞれ四つのところで、三つのところについては、基本料金を協力金として組合の代表者の名前で見出されていると、本部田については、加入促進の観点から、基本料金に1人当たり200円という数字を加算しているという。それは、私も立田のことしか知りませんでしたので、改めて規則や条例のどこを見てもちっともそういう数字が出てきていないので、なぜ定めていないのかと、条例上でね、そうしましたら、今回初めて維持管理分担金という名称で見出されたことが明らかになりました。こうした経過についても、これは今までやられてきたことというのは、僕は正しくないと思います。合併を機に、当然この問題についてもきちんとしなければならぬ問題だろうと思いますけれども、それもやられていないと。この点、なぜそのようになったのかということについて説明をいただきたいと思います。

また、それぞれ佐屋地区、立田地区、世帯当たり利用料金が幾らになるのか。そして上がる世帯と下がる世帯、試みの計算について、していただいていると思いますけれども、その数字についても説明をいただきたいと思います。

それから、加入分担金についてであります。この加入分担金につきましても、立田地区の15万円と八開地区の30万円というのは、今まで条例上も明らかになっておりましたけれども、佐屋についてはその数字も書かれておられません。そして、供用開始後に新たに加入する人の工事費の問題についても、条例上明確になっていないだろうと思います。今回初めて、工事費も含めて加入分担金という形で下限を決めた。下限を決めたけれども、上限は決まっていない

と。実際にかかった費用は全部払っていただくと。この点で、それぞれの地区に違いはあると思いますけれども、この加入分担金と工事費を合わせた加入分担金の場合に、今まで、今回の条例提案以前に新規に加入した人の平均から見て、今回の提案が立田地区ではどうか、佐屋地区ではどうか、それぞれ八開地区ではどうだと。当然上がるところ、下がるところありますので、本当はそういう比較対照表をきちんと、従来はこういうふうだったということをもとに明らかにしていただいて、その結果いろいろ議論して30万という数字が工事を含めて提案されてきたんだということ、両方きちんと書いていただかないとわからないと思うんです。きょうもまだそういう資料がここに出されておられませんけれども、早急にこの加入分担金についてもきちんとした資料を提出していただきたいというふうに思います。これは、先ほど言ったように、上がるか下がるかは、平均的な数字でそれぞれ地区ごとに示してください。

それから、納入月を今回偶数月にしていますけれども、今まで、例えば立田地区でいえば、集排は奇数月、上水道は偶数月という形になっていたものが、両方とも偶数月ということで一挙に重なってくるわけでありますが、佐屋のように上下水道を一緒に取る場合というのは分離をできないわけですが、農集排、立田地区については、情報提供を受けるけれども、徴収まで南部水道に頼むわけではなくて、それぞれ徴収はちゃんと業務課の方できっちりやるということになると思いますので、そういうふうと一緒にでなかったら、やはり負担が偶数月に集中するということは、金額もこれ上下水道で結構多いわけでありしますので、やはり検討しなければならないのではなかったらどうかと思います。なぜ偶数月で統一したのかについての理由を教えてください。

それから、過料というところに維持管理分担金を今回入れてみえるんですけど、この理由について説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

第1点目の消費税の資料的なもので、消費税抜き、消費税込みということが示されておりました。といいますのは、事務局の資料としまして、それぞれ1ヵ月の消費税抜き、これは130円から160円までの消費税抜き、それからもう1点は450円、人員割の関係で消費税込みの計算方式をそれぞれの資料として提示し、それぞれをもとに説明を申し上げました。ただ、この中で、先ほども言いましたように、130円から160円につきましては消費税抜きの数量制でお示しし、また人員割につきましては、1ヵ月450から600については消費税込みの説明をいたしたつもりでございます。ただ、議員がおっしゃいます、消費税込みでなければおかしいんじゃないかという御意見もありますけれども、説明時にはこのような説明の仕方しか行っておりません。

それから、第2点目の佐屋地区の維持管理分担金の関係でございますけれども、先ほど来言われていますように、それぞれ各組合によりましてばらつきがございます。それで、各組合の決まりなりによりまして、その管理組合の形態でやっていたのが現状でございます。なお、これにつきましては、今回の見直しによりましてそれぞれ統一するものでございますので、改正をしたいということで今回のものにしたものでございます。

それから、加入分担金の関係でございますけれども、この加入分担金を30万にした経緯でござ

ございますけれども、先ほど来言われておりましたように、新規加入者分担につきましては、地区で申し上げますと、西保地区10人までが25万円、これは加算があります。本部田・東條地区におきましては30万、佐屋中央10人までが30万で加算があります。永和台地区は15万、立田区域が15万、八開区域が30万とばらばらだった加入分担金を30万に統一するものでございます。なお、この今回の改正におきまして、公共ます設置に係る工事費、設計費で50万とすると、立田区域の例で申し上げますと、改正前、加入分担金が15万円プラス工事費50万で65万が本人負担となるわけでございます。改正後につきましては、加入分担金30万が工事費に充当され、追加20万で50万が本人負担となります。なお、30万以下につきましては、工事費、設計費の場合は30万となるということになっております。

それから、納入月を偶数月にした理由はということでございますけれども、現行、立田区域、佐屋区域については、例えば4月、5月分であれば、翌月ではなく、翌々月の7月が納入月となっていました。しかし、八開区域の農業集落排水使用料、愛西市の公共下水使用料、愛西市の上水道使用料及び海部南部水道企業団の水道使用料は、4月、5月分の納入月は翌月の6月となっています。このような現況を含め、社会通念上一般的である翌月請求にしたものでございます。

続きまして、過料の維持管理分担金をということでございますが、今回の条例改正で、第14条の見出しの使用料に新たに「及び維持管理分担金」を加え、第14条の見出しを「使用料及び維持管理分担金」に改正したことに伴いまして、第21条におきましても使用料の次に「維持管理分担金」をつけ加えました。以上でございます。

#### ○業務課長（鈴木幸雄君）

それでは、若干追加で説明させていただきます。

加入者分担金の明細におきましては、各区域ごとに、一応建設事業の100分の3、これは八開地区でございます。それから佐屋地区におきましては100分の4、それから立田地区におきましては一律公共ます1個につき15万という形になってございます。

今回、加入者分担金につきましては、統一的な見解という形で30万でお願いするわけでございますが、立田地区でいいますと、建設新規加入分担金の新しい件数でございますが、61戸新規につけてございます。その中で、最大単価、本人さんが負担してもらった最高の金額でございますが、122万2,500円というのが一番最高でございました。また、最低工事費等につきましては4万1,754円、これは61件で平均しますと26万5,594円、これが一応各立田地区における戸別の中途加入の平均数字でございます。

それから、他の地区の状況を見まして、今回一応30万という形でお願いするわけでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○6番（永井千年君）

答えていただいたところもありますけど、答えていただいていないところもあるんですが、私が言っているのは、一つは条例上の問題、例えば立田地区の推進協議会で提案されたのは今回の提案は提案をされておられませんし、それから加入分担金30万についても提案をされてい

ないということで、推進協議会という制度がある以上は、やはり料金に係ることや、そういう加入分担金に係ることについては、推進協議会できちんと相談をするというふうに今までなってきたと思うんですね。それが今回なぜやられなかったのかということについて説明をいただきたいのと、それから佐屋の問題について、今まで定めがなかったやつを、今回維持管理分担金というのを定めたということではありますが、私が聞いているのは、もう合併から7年目に入って、この間、そういう条例に基づかない徴収の仕方がずっと続いてきたということについては、これはまずかったのか、いやまずくもよくもないことなのか、その辺の認識をきっちりして、いろいろ議論をした上で今回の提案になったというふうに思いますけど、その肝心のところがちょっと説明不足だというふうに思いますので、そういうふうに条例に定めずにやっていくやり方については、間違っていたと、今後はそういうことがないようにしたいということなのか、その辺ははっきりさせていただく必要があるだろうというふうに思います。

それから、佐屋地区につきましては、推進協議会という制度がありませんね。したがって、立田地区は2回推進協議会が開かれましたけど、佐屋地区は、さきのだれかの答弁では、1回会長さん方が集まって、そこで大体了承を得たということではありますが、聞いてみますと、そういうふうに提案、今後どうするかというのはまだ決まらないけれども、一つの案が示されてということだという、そこに参加した方のね、そういう理解をしてみえる方もあるわけでありまして、当然、最初に提案があつて、各管理組合で意見を聞いた上で次もう一度やって、各組合の加入者の皆さんの意見はこういうことですよということ、また2回目にそこを議論してきっちり決めていくという、そういう手続が、佐屋地区ではやっぱりとられていなかったというのが現実じゃないかというふうに思うんですね。その点はどうかということです。

それから、消費税の問題については、これははっきりしておることですので、例えば立田地区の方で、136円50銭だというふうに、自分ところの電卓をたたいて5%も計算してああそうかそうかと、130円ということは136円50銭だなということを経験して了承したというふうではないと思うんですね。だからやはりそういうものを出されたことについては、僕は極めて不正確だと思いますし、今後こういった場で提案されるものについても、そういう消費税法の、役所なんですから、税法やそういう消費税法の関係をきっちり守った形で提案をされなければいけないのではなかったかと。いわゆるそれはどうでもいいということに、何を細かいことを言っておるんだということでは、僕はないと思うんですね。非常に原則的な話だと思いますので、そこもきちっとしていただきたいというふうに思います。

それから、偶数月の問題、奇数月の問題については、どこかで意見を聞かれたでしょうかね、役員さんの意見を。私はちょっと伺っておりませんが、その点もちょっと追加で説明してください。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

加入分担金につきましては、協議会の場でなかったという御意見でございますけれども、これは立田地区ばかりでなく八開、それから佐屋地区も及びます。3地区にまたがりますので、御説明そのものより、統一を図るという観点から、協議会では省かせていただきました。省い

たといいますか、説明をしなかったということでございます。加入者分担金につきましては、先ほど来申し上げておりますように、3地区にまたがるということでございますので、3地区それぞれの内容について検討したわけでございます。

それから、維持管理分担金につきましては、先ほど言われておりますように、今後はこのようにならないようにということで今回の提案をしたわけでございます。

それから、佐屋地区の協議会につきましては、1回でございました。ただ、その前につきましては、その方向性そのものについても担当りの者が説明し、また、各地区で行われます役員会においても担当者が出席し、説明を申し上げたということで伺っております。

#### ○業務課長（鈴木幸雄君）

佐屋地区におきましての料金改定の件でございますが、一応合同の役員会、その後、平成23年度、つまり22年度決算総会でございます、旧の役員会及び新の役員会において、今言った今後の方向性、指定管理等も踏まえ、料金改定も踏まえ、各地区の方に出向いて、御説明の方、了解をとってございます。

また、消費税の先ほどの件でございます。基本料金1,500円プラス消費税と、それから使用1立米当たり126円、きちっと数字、今後につきましては、きちっと今言った次第等、また料金早見表などを備えつけ、御説明の方をしたいと思います。しております。

また、偶数月の件でございますが、八開地区におきましては、偶数月が一応納入期限となっております。また、同じ集排で、一部の地域は奇数月、八開区域におきましては偶数月というのを避けて、今回偶数月でお願いするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○6番（永井千年君）

条例の提案はどうあるべきかと、今まで間違っておったのか、間違っていなかったのかというね、その点、こういうものについては、今までも条例で提案するべきものが提案されていなかったことは間違っておったので、今回改めることにしたと。それをちょっと明確にさせていただきたいんですね。これはいろんな問題にかかわってくる話ですから。

#### ○業務課長（鈴木幸雄君）

佐屋地区の維持管理分担金につきましては、合併前から、指定管理制度によって地区の方へお願いをしておるところでございました。その中において、地区の方が、一応供用開始してから3年以後に接続をしない方があったかと思えます。そういう方につきましては、地区の方の協力金みたいな形で、決め事、総会等に諮って承諾を得て現時点まで至ったものでございますが、今回市の方で運用していくに当たりまして、そういったものは当然だめでございますので、今回改めて、来年4月に向けて一応きちっと条例改正をお願いし、提案するものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

#### ○5番（下村一郎君）



前に聞かれておるので、あとのことについてちょっとお伺いしたいと思います。

これ、旧佐屋町のころ私が主張しておったことが今回まとまる提案がされたという点で、私は歓迎しておるんです。というのは、東條本部田地区が料金がなくて、いろんな意味で全体的に高かったんですが、税金を納めておるのに、住んでいるところがばらばらの地域か、あるいは密集地域かによって個人の負担料金などが変わるといのは、余りにえら過ぎるということで申し上げてきたことが記憶にあります。今回、立田地区、佐屋地区については、料金等が統一をされるということで、これは非常に前進だということに私は思います。

そこでお尋ねしたいんですけども、八開はまずまとまっている。立田、佐屋が今回まとまるという格好になるんですけども、この3地区をまとめていくというお考えがあるのかどうか、またいつごろそのようにするような計画があるのか、いや難しいから見込みがないのか、この点が一つお聞きしたいと思うんです。

いずれにしても、今回の下水道のスタッフが相当努力をされて、地区ごとでありますけれども統一という方向にされたことについては、非常にいろんな事情があるということは伺っておりますけれども、これはこれとして意味があることではないかという、市民の公平という面からいっても、いいと思いますが、あとの先ほどの質問についての答弁を伺います。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

それぞれ3地区ございます、佐屋、立田、八開地区ございますが、以前にもちょっとお話をした経緯がございますが、公共下水道というのが関係してまいります。ですから、3地区はもとよりでございますが、公共下水道の関係も含めまして、やはり下水は一本という考えを持っておりますので、徐々にではあります、検討しながら一本化に向けては進みたいということで考えを持っております。以上でございます。

#### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第33号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第33号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第2号）についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従いまして、発言を許可いたします。

最初に、8番・竹村仁司議員、どうぞ。

○8番（竹村仁司君）

議案第33号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、3点ほど質問いたします。

1点目に、9ページの2款総務費、3項1目戸籍住民基本台帳費、13節委託料ですが、外国

人住民を適用対象に加えるためとありますが、本市に、実際に適用対象となる外国人世帯は何世帯あるのか、また男性、女性、子供の数がわかればお伺いいたします。

2点目に、3款民生費、3項1目生活保護総務費、13節委託料で、生活保護システムの適正運用等を図るためとありましたが、この適正運用の内容をもう少し具体的にお伺いいたします。

3点目に、9款消防費、1項2目非常備消防費、8節報償費で、消防団員の退団者増加に伴いとありますが、実際何名の退団者があり、退団の理由を、話せる範囲で結構ですので、お伺いします。

○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、まず私の方から、外国人登録の関係で御答弁をさせていただきます。

まず、外国人登録世帯数でございますが523世帯、家族構成の数でございますが、外国人世帯のみで1人世帯が459世帯、2人世帯が34世帯、3人世帯が13世帯、4人世帯が11世帯、5人以上の世帯が6世帯でございます。それと、男女の登録者数ということでございますが、まず男247人、女400人の合計647人であります。括弧書きで小・中・高・大ありますが、御質問の中で子供さんということでしたので、ゼロ歳から5歳の子供さんが11人、男6、女5ですね。それから6歳から12歳が男9、女8の17人、それから13歳から15歳が男4人、女5人の9人、それから16歳から18歳が男女ともに6人で、合わせまして12人、19歳から22歳が男13人、女52人の計65人となります。以上でございます。よろしく申し上げます。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、生活保護費のシステム運用の具体的な内容でございますが、生活保護費の算出に当たりましては、さまざまな基準額をその世帯の状況にあわせて合算する必要があるわけでございます。そういった基準額等が改正をされますので、そういったものの改正に伴うシステムの基準額の変更、あるいはさまざまな医療機関ですとか、いろんなところにそういった医療券なんかも発行する場合がありますし、そういった様式が変わるといこともございますので、そういった医療券等の様式の改定に伴う変更、それから国・県等にいろいろ報告をするわけですが、そういったのが変更になってくる場合がありますので、そういった改正等に伴う運営支援、それから調査等もございますのでそういったこと、それから動作確認等も含めまして支援を受けるものでございます。

○消防長（横井 勤君）

続きまして、竹村議員の御質問に答えさせていただきます。

消防団員の退職報償金は、団員として5年以上勤務して退職された方に、その階級及び年数に応じて支給しております。平成22年度の退職報償金支給対象者は31名で、対象者の内訳として、副団長1名、分団長12名、副分団長5名、班長5名、団員8名であります。

なお、退職された理由ということですが、今回立田方面隊の副団長が退職されておりますが、この方は11年の長きにわたって職を務められておりまして、自己の都合により退職されております。他の分団長以下30名の方につきましては、消防団員の入退団は各地区の分団で行っていただいております。消防署の方といたしましては、退団理由について把握はしておりませ

ん。以上、よろしくお願ひいたします。

○8番（竹村仁司君）

答弁ありがとうございます。

1点目の外国人世帯というものですけれども、これは御夫婦であれば御夫婦とも外国人、例えば片親が外国人で片親が日本人という場合は世帯には入っていないのでしょうか。また、子供さんの場合も、言葉が不適切かもしれませんが、純血の方のみでしょうか、ちょっとお伺いをします。

それから、2点目の生活保護の関係ですが、私も何件か申請に立ち合わせていただきましたが、非常に職員の方も丁寧に対応をしていただいていると感じておりますが、今、こうした生活弱者の方を救う法律を逆手にとってといいますか、違法な行為があるようですけれども、市民はこういう不平等なことに関しては敏感であります。例えば、母子家庭といいながら内縁の夫のある人が出入りをしている場合とか、こういったような場合の対策は何かお考えでしょうか、お伺いをします。以上です。

○市民生活部長（篠田義房君）

先ほど御答弁させていただいた数のうちの御夫婦とも外国人かということですが、外国人で構成をされておる世帯ですので、御夫婦とも日本国籍でない方ですね。子供さんは、その御夫婦からお生まれになった子供さんですので、国籍は違うかもわかりませんが、外国籍ということで、そういうことで御理解をいただきたいと思います。

○福祉部長（加賀和彦君）

生活保護の関係で不平等があつてはということで、母子家庭の関係を例に挙げていただきましたが、母子家庭の場合ですと、手当の方も関係をしてまいります。そういった通報等がございますと、やはり生活保護でいきますと世帯を単位としてとらえますので、やはり別の方がそこにおられる、またその人が収入があるということになりますと、そういったことも加味することになりますので、その辺は、先ほども言いましたように、手当の関係の課とも十分連携をとって、そういう通報等がありますと早速現地調査に入ると、そういった対応をさせていただいております。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

議案第33号：一般会計補正予算について、大きく2点について質問させていただきます。

1点は、住民記録システム改修委託ということで、議会のたびにこの電子システムの委託料については、やはり値段があつてないようなものであるということで、第2の公共事業というふうには私はとらえておりますので、その意味で質問させていただきますが、この住民記録システムの改修委託料についても随意契約で行われるということですね。これをカスタマイズに必要な時間数を示された上でこの見積もりがされているということなんです、この必要時間数が妥当かどうか、どのようにこの市の中で検討しているのかお伺いしたいと思います。

それから、ちょっと追加で申しわけありませんが、先ほどほかの議員が質問された中で疑問に感じている点がありますので、1点追加でお願いしたいと思いますが、この外国人住民を加えることによって、今、いろんな市として統計データを示されていると思いますが、そういったところに何らかの影響、分母にこの人数が加わっているとか、分子に加わったりとかということで、市が出している統計上のデータに何らかの影響が出てくるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、次に消防団員の退職報償金についてなんですけれども、私は、できるだけ当初予算のときに十分把握して、できるだけ補正予算でこういったものが発生しないような工夫というか、そういうことはすべきだと思いますが、どうしてこういった年度の途中にこういった変更が出てくるのか、突然の自己都合とか、そういうのは仕方がないにしても、こういった退団の集約というのはどの時点でどのようにされているのか、私は統一して予算を組む前に集約しておくべきではないかと思うんですが、その点はどうなっているのかお伺いをしたいと思います。

○市民生活部長（篠田義房君）

時間数の状況、そういったことの検証の関係の御質問かと思うんですが、これにつきましては、電算会社の方から出されました各作業内容、それから作業スケジュール、そういった内容の聞き取り、それから想定されるこういう作業の関係で、この程度の時間を私どもとしては考えておるといような会社の聞き取りを、情報管理課、それから市民課、2課で長い時間をかけて聞き取りをやりました。また、同じ電算会社でこういったシステムの改修をする予定の近くの市の方へも状況の聞き取りをいたしまして、やむを得ない額の数字かなあということで、今回提案をお願い申し上げました。

それから、今回の関係で、統計上の数値がどう変わってくるのかというお話なんです、私の知る限りのものでは、変わってこないんじゃないかと思います。ただ、今までは日本国籍の方の住民基本台帳に定められたものが、一部改正によって今度外国人の方もその住基情報の中へ明示をされるということなんです、国名は国名で、国籍の書く欄が記載がありますので、一本化になったということだけであって、統計上出てくる、いわゆる愛西市在住の方ということについては、申しわけありませんが、私の知る範囲のことでは、影響はないというふうに思っております。

○消防長（横井 勤君）

それでは、吉川議員の質問に答えさせていただきます。

消防団員の退職者がもう当初予算の方で把握できないかということでございますが、消防団を退職した人につきましては、次年度予算計上時ということで12月ごろに、前年度を参考に、あくまで概算として計上しております。計上した人員は、今年度は分団長5名、副分団長5名、班長5名、団員10名、計25名分ではありますが、これは、あくまで今言った、前年度分の方を参考として計上させていただきました。それで、団員の方、この退団者の方の確定時期につきましては、やはり1月、2月という形になりますので、当初予算の方ではあくまで概算として計

上して、この方法でずっと行ってきております。昨年、一昨年につきましては、その予算内でおさまっておりましたが、今年につきましては、対象者が確定して、先ほど竹村議員に説明いたしましたように、31名の退団者となり、25名のおおむねの予定人員に対して6名のオーバーとなりました。

また、金額が増となりましたのは、今退団された方が在職年数が長く、分団長以上の方が12名ということで多くありまして、支給金額の高い分団長以上の方が多かったことが大きな要因であると思っております。以上でございます。

○市民生活部次長兼市民課長（堀田文隆君）

先ほどの、外国人の人口のデータの影響はあるかないかということですが、それにつきましては、今現在、外国人登録につきましては、短期滞在の方、それについては90日以内の方ですけれども、その方も登録もありますので、それが改正されることによって、90日を超える方が住民基本台帳の対象となりますので、その辺の影響は出ると思っておりますので、よろしくお願いたします。

○3番（吉川三津子君）

御答弁いただきました。

先ほど、もう一度整理したいんですけど、統計上何らか変わるかということ、やっぱり住基の方の登録者として変わるということなんですけれども、ほかにやっぱり総務とか企画の方で、いろいろこの人口をもとにいろんな市の統計を出していらっしゃると思うので、改めてもう一度、こういったものの影響がこういったところに出てくるよというものがあれば、御説明をいただきたいと思っております。

それから、あとこのシステムの改修で、業者側がこれぐらい時間がかかるから妥当であろうということをおっしゃっているわけですが、具体的にどれぐらいの時間がかかるというふうに今回業者側からお話があったのか、それでこの改修に伴って、システム、多分プログラムとかいろいろ、ファイルの構成とかいじるとは思いますが、具体的にどのようなプログラム数でどれぐらいとか、システムのファイル変更でどれぐらいとか、そういったことも示されてこういった金額の妥当性を評価されたのか、その点についてお伺いをしたいと思っております。

それから、あと消防団の関係ですけれども、やはり1月、2月ぐらいにある程度確定しているのであれば、私にとってこの210万というのはかなり大きな補正ではないかなというふうに思いますので、やっぱりできるだけ近い金額で予算を組まれる努力をしていただく必要があるのかなということを思いましたので、またぜひ見直しをお願いしたいと思います。これは要望ですので答弁は求めませんので、よろしくお願いたします。

○市民生活部長（篠田義房君）

ファイルの数とかプログラム数については、その辺業者の方にも聞き取りをやってございますが、例えば後期高齢者とか介護保険とか、そういったいわゆる連携をしていかなければならないシステム等については、まだ国の方から示された内容が詳細決まっておきませんので、その辺については定かではないと聞いてますので、概算であります。時間数については、ちよっ

と長くなりますが、私どもなりに、業者の方とこれはどうだこれはどうだとのやりとりをさせていただきましたので、御答弁を今からさせていただきたいと思えます。

まず、仮住民票の発行機能開発の関係でございますが、これにつきましては時間数439時間、それから仮住民票の発行機能の導入に関しましては186時間、仮住民票の関係の作業としては、両方合わせますと625時間。これこれの中には、また細かい基本設計に係る分とか詳細設計に係る分とかテスト等の時間等がずっと書いてございますが、ある程度まとめますとそのような時間になるということでございます。

それから、連携システムの改修作業の関係につきましては、総合行政情報システムのW i z L I F Eの改修及び適用に関する時間で1,750時間、住民基本台帳ネットワークシステムに関する時間で250時間、介護保険システム改修及びその適用に関する時間で375時間、後期高齢者医療システム改修及びその適用に関する時間で375時間、福祉総合システム改修及び適用に関する時間で375時間、戸籍システム改修及び適用に関する時間で250時間、そのほかのシステム改修及びその適用に関する時間375時間。このシステム改修作業を先ほど7点ほど申し上げましたが、これが3,750時間になりますので、最初に申し上げた625時間と合わせますと、4,375時間という形でございます。

ちょっと言いかけるとすごい量になりますので、ある程度小項目別にあわせて時間数を申し上げました。よろしく願いをいたします。

○企画部長（山田喜久男君）

今の住民基本台帳の外国人登録について、統計上、その他のことについて影響がないかというお尋ねであります。

まず、一つ考えられるのは、統計上住民記録台帳搭載人口というものがあれば、この言葉の中に外国人を含むということになれば影響があると思えます。また、一つ考えられますのは、いろんな協議会等の負担金の中で、何月何日現在の住民基本台帳に登録人口割というものがあれば、これも影響が出ると思えます。ただ、今市民生活部長が影響がないと言ったのは、こういったものを読みかえて、例えばその従来外国人登録者数は除くということであれば、システムの中で、従来住民記録台帳に記載された人口が出せれば、チェック後出せれば影響ないという意味と私はとらえております。以上でございます。

○議長（大宮吉満君）

次に、21番・山岡幹雄議員、どうぞ。

○21番（山岡幹雄君）

議案第33号：平成23年度愛西市一般会計補正予算について、1点御質問させていただきます。歳出の2款の総務費、1項総務管理費、6目財産管理費、15節工事請負費の公有財産の管理工事について質問させていただきます。

今回、工事について補正を組まれたわけですが、この忠魂碑を地元からの総意に基づいて撤去の要望を受け工事をやられるということでございますが、その工事の内容の説明と、この市有財産の有効活用ということで、この忠魂碑にかわる記念碑等、計画があるかどうかお答えく

ださい。

○総務部長（石原 光君）

今回補正予算の計上が立っているのは、議員が申されたとおりの理由で計上させていただいたものでありますけれども、やはり今回のこの申し入れがある中で、市有地を適正に維持管理するという観点から、やはり撤去工事の内容を精査いたしまして、宗教的な色合いを除いて工事を計上したわけでありまして、内容はその忠魂碑の倒伏、建物を倒すわけですね、その工事費と、当然それをそのまま置いておくわけにはいきませんので、それを一応一時的に保管していただくといえますか、そういうところへ持っていく運搬経費、これを200万という形で計上させていただきました。

それから、あとの忠魂碑にかわる記念碑の計画的な御質問がありましたけれども、その記念碑の計画については、現在全く考えておりません。

○21番（山岡幹雄君）

再度この件について質問させていただきます。

今回補正を組んでまで工事をやられるということですが、地元の方からいろいろあって、どうしても今年度に緊急に補正を組んでまでやらなければならない理由、なぜ来年度ではだめなのか、当然用地買収とかいろいろなことで、どうしてもそこを撤去しなければならないということであればそういう事情があるかと思うんですが、なぜ今年度でなければならないのか、また市の普通財産等、こういう箇所が、忠魂碑がほかにあるかどうかちょっと私も把握しておりませんが、こんなような場所が何カ所あるのか、またこういう問題が生じたら、市は今後どのような対応をされるのかお答えください。

○総務部長（石原 光君）

なぜ今回こうしたこの時期に補正を計上したかというお話がありますけれども、実は、この補正を計上する前、今定例会の前でありますけれども、そういった御相談を私どもの担当が受けておりました。と申しますのは、今その忠魂碑の祭ってみえる、管理といえますか、それがその町内の役員さんが今祭ってみえる、管理してみえる。その役員さん方が1年ずつの交代で、たまたま22年度までは祭ってきたんだけど、これから以降については、来年も含めましてできないという申し出がありまして、当然私どもも財産管理を進めていく中、財産台帳を整備していく中で、そういった状況であるならば、例えばその市有地の維持管理という形でそういうものがなくなるということは解消できるというような判断をいたしまして、たまたま今回地元からの要望と、私の方の考え方が一応一致したということで、今回この9月補正に計上させていただいたというのが経緯であります。

それから、市内の忠魂碑の状況でありますけれども、私どもは一応市有地に忠魂碑があるというのは財産台帳の中で把握しております。今回のケースを含めて、これ以外に2件あります、そういった該当地が。

それから、今後の対応でありますけれども、たまたま町内会が管理されてみえたということで、その申し出があったという形で、当然宗教的な意味合いもあるものですから、弁護士に相

談して今回計上させてもらったんですけれども、当然こういうものは非常にデリケートな問題だというふうに私どもも思っておりますので、こういったケースが今後出てくるかどうかはわかりません。当然そういった状況が出てれば、当然法律的な専門の分野の方に相談する、あるいは当然その祭ってみえる関係者とも協議していかなければなりませんので、そんなような状況の中で対応はしていきたいなど、現時点でそのように考えております。

それから、今私たまたまそういう申し出があつてタイミングということを申し上げましたけれども、一つ現状を見てみますと、やはりその忠魂碑が亀裂が入っているといひますか、危険な状態にあるというのも一部ではあるということを知っておりますので、役員さん方もそういったことを察知した中で、当然維持管理を含めた中でそういう申し出があつたというふうに理解しておりますので、私どもがその解消を図りたいという部分の中で考えが一致したという考え方でありますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

○14番（加藤敏彦君）

総務関係の外国人住民の住民基本台帳の件ですが、既に質問が出ておりますけど、重なる部分があるかもしれませんが、お尋ねいたします。

一つは、なぜ今この外国人住民基本台帳の適応対象に加えるのか。多分国だと思ひますが、どのような説明があつたのか。

それから、対象人数は先ほど647人ということで答弁されております。

それから、この費用ですけれども、答弁を聞きますと、随意契約ということでしょうか、競争入札ということでしょうか。

それから、財源ですけれども、予算を見ますと一般財源となつていひ思ひますが、国・県の負担というものはないのでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○市民生活部長（篠田義房君）

3点の御質問かと思ひます。

まず、なぜ今かということなんですが、この住民基本台帳法の一部を改正する法律が21年7月15日に公布をされまして、施行令で、いわゆるその施行日ですね、3年以内に施行するとなっておりますので、それから計算しますと24年7月になりますので、先ほど来お願ひしております補正予算でシステムをつくりまして、それを納入いただいた後、実際に施行になるまでにそれぞれの外国人の皆さんに誤りがないか、そういったやりとりを市の方でやらなければなりませんので、今回補正をしてシステムの改修にかかりたいというためでございます。

それから、2点目の随意契約か一般競争入札かという御質問でございますが、議員も御存じだと思ひますが、愛西市の電算につきましては、基本系システムその他のいわゆる電算関係につきましては、日本電子計算株式会社となっております。それをもとに先ほど来御答弁しております住基の関係をなぶって、後期高齢者とか各種のそのシステムと連携をしていく必要が

ございますので、入っております日本電子計算株式会社と随意契約という形で進めたいと考えております。

費用の負担についてお聞きでございますが、確かに一般財源を充当ということで補正予算書の財源内訳に書いてございますが、これは平成23年2月の時期に、このように国の方から流れてきた文章があります。かいつまんでお話をし、御答弁とさせていただきます。「既存住民基本台帳システムの改修等に係る経費のうち、標準的な所要経費に伴うデータ移行作業に係る経費については、普通交付税の対象とします。また、標準的な所要経費を上回る部分については、所要の特別交付税の対象となる」ということで文章が来ております。ただ詳細な金額等とか率とか、そういったことは示されておられませんので、抽象的な文面で申しわけございませんが、そのような通知が市の方へ届いておりますので、それをもって御答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○14番（加藤敏彦君）

部長より、平成21年7月の法律に基づいて3年以内に行えということをやっていると。ちょっとこの法律がわからないんですけども、政権が自民党から民主党にかわりまして、民主党は地方参政権なども結構主張してみえたので、そういう関係なんかもあるんじゃないかというような気もするんですけど、そこら辺はわかりましたらお答えいただきたいと思います。

対象者は647人ですと、愛西市の人口のこれは1%弱で、報道なんかでいきますと、小学校でも外国人の子供の方が多いい学校もあるとか、そういう影響の大きな自治体もあると思いますので、そういういろんな背景があるとは思いますが、背景についてわかりましたらお願いいたします。

それから、普通交付税、特別交付税で財源補てんがされるということですが、それはいつごろわかるかについてお尋ねをいたします。

○市民生活部長（篠田義房君）

大きく3点かと思いますが、まず、どういう理由でということなんですが、ちょっと政治向きのことはわかりません。提案説明のときにも若干触れさせていただいたかと思うんですが、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として行ってくださいというような形で流れてきておりますので、当市としてもそういう考えに沿って、住民基本台帳法の一部改正に従って今回お願いをしたいということで御提案をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

それから、背景についてということなんですけれども、先ほど申し上げましたように、こういう法律の改正がされまして、基本台帳法に外国人の方も載せなさいということですので、それ以外のことはちょっと私の方ではわかりかねますので、御容赦をいただきたいと思います。

それから、普通交付税と特別交付税、いつわかるかということなんですが、財政課の方へもちょっとお尋ねをしたんですが、先週その辺の話をさせていただいたんですが、まだそういったものは流れておらんということですし、市民課の方へもこういった詳細についてはまだ文章が流れておりません。したがって、まことに申しわけない答弁ですが、まだ今現在わかり

ませんという御答弁でお許しをいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大宮吉満君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

○13番（真野和久君）

それでは質問を行います。

一つの項目についてですけれども、財産管理費の忠魂碑の撤去関係工事についてですが、先ほどもありましたけれども、愛西市が持っているところ以外にある忠魂碑などの撤去等の相談があった場合については、どういう形で愛西市が対応するのか、例えば同じような助成をしていくのかについて、1点目。

それから二つ目は、先ほど御質問の中で、市有地にある忠魂碑が幾つあるかということですが、この他2件ということですが、ここら辺は、本来公共用地にこういったものが建っていること自身はある意味微妙な問題だと思うんですけど、その点1点、見解がもしあればお願いをします。

それから、草平の今回の忠魂碑撤去後、ここは一応市の土地だということですが、今後活用をどうしていくかという計画はあるんでしょうか。またはこれから考えていくんでしょうか。そもそもこの土地が、例えば地縁団体のもともとの土地だったのかというようなことも含めて、説明をお願いします。

○総務部長（石原 光君）

まず1点目の市有地以外の問題でありますけれども、私どもは、今回草平の忠魂碑というのは、あくまでも市有地に一応存在するものでありまして、先ほど議員からもお話がありました市有地以外の忠魂碑については、私ども市が関与すべき問題ではないというふうに考えております。

それから、あと2件の見解でありますけれども、先ほど申し上げましたように、非常にデリケートな問題という部分もありますし、たまたま今回草平の関係については町内会で守りをされていて、役員さんの方からそういった話があった。ですが、あとの2件については、現状いろいろ、その遺族会とかそういった関係、祭ってみえる方が管理してもらっているという部分もありますので、市としては現時点では、推移を見守るという形しかとれません、はっきり申し上げて。公共の市有施設を撤去するとか、そういった考えについては、これはできません。この件についても弁護士さんの方にも相談をしました。現状が一応こういう状況であるならば、その時期が将来的に10年、あるいは20年、どういう形になるかわかりませんが、現状を見守るということしかできません。

それから、忠魂碑の撤去後の土地利用の関係でありますけれども、今回の場所は旧佐屋川堤防ということで一応その提案のときに申し上げましたが、もっと具体的に申し上げますと、愛西市消防署の分署がありますわね。その分署の西側、ちょうど堤防のすぐ西側になるわけがありますけれども、ちょっと高台になっています。そこの一角であります、跡地の利用につきましては、ただそこは相当高くなっていますので、それを削って平地にするのは無理でありま

すので、相当な経費もかかりますので、ただこの考え方としては、消防分署の隣接地でもありますし、高台ということもありますので、できればこれは選択肢の中の一つでありますけれども、防災備蓄倉庫的な災害対策関連施設として利用するのも一つではないかなと。これは決定ではありません。そういった防災関係も含めた総合的な一応観点に立って、今後利用計画も決めていきたいなというふうに現時点では思っております。以上です。

○13番（真野和久君）

それでは再質問させていただきます。

この忠魂碑については2件ということですが、その他、愛西市が所有している土地に、忠魂碑以外にそうした宗教的な関係の施設等はあるのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

それから、撤去した碑、それを運搬してどこに置いておくとかという話を一応聞いてみたいと思いますので、もしわかればお願いをしたいと思います。

○総務部長（石原 光君）

御質問をいただきましたように、今回財産台帳を整備しておりまして、こういった忠魂碑というものが明確になったわけです。

御質問がございますように、それ以外の、先ほどお話もありました神社、実はあります。市有地の上に建っておる神社は5件、5筆と言った方がいいかもわかりませんが、そういったものが実在しております。

それと2点目の、じゃあ今回の忠魂碑を撤去してどこへ運搬するんだという話でありますけれども、やはりそれはきちっとそういった石塔を永代供養していただけるところが岡崎にあるそうです。当然永代供養は地元の人にやっていただかなければいけませんけれども、そういった石塔をきちっと管理をしていただくところがあるそうですので、そこへ一応運搬をするということであります。以上です。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

大分時間もたちました。ここで休憩10分をとりたいと思います。再開は14時50分からといたします。よろしく願いいたします。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして再開をいたしたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第34号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第34号：平成23年度愛西市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第35号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第8・議案第35号：平成23年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・認定第1号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第9・認定第1号：平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、15番・日永貴章議員、どうぞ。

○15番（日永貴章君）

認定第1号：平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について質問をさせていただきます。

実績報告書の46ページ、事業名が八開総合福祉センター管理運営委託、決算額が2,210万2,000円について内容の詳細をお示しいただきたいと思います。

続いて、実績報告書の47ページの事業名、各種団体への運営費補助、決算額4,135万3,000円につきまして、補助されました団体の補助額決定の詳細算出根拠をお示ししていただきたいと思います。

続きまして、実績報告書の89ページ、事業名が農業管理センター維持管理事業、決算額319万209円につきまして、詳細をお示しいただきたいと思います。

続きまして、実績報告書の90ページ、事業名、負担金・補助金及び交付金のうちの商工会補助金、決算額5,201万5,000円、この補助額決定の詳細についてお示しをしていただきたいと思います。

続きまして、実績報告書の131ページ、事業名が学校給食事業のうち5の調理委託、それぞれの学校、中学校、センターの詳細についてお示しをいただきたいと思います。以上です。

○福祉部長（加賀和彦君）

最初に、八開総合福祉センター及び各種団体の運営補助の詳細、あるいは歳出根拠について御答弁させていただきます。

ページは46ページです。

八開の総合福祉センターでございますが、人件費といたしまして常勤職員1名、それから非常勤の職員2名でございますが、その経費といたしまして540万524円。それから、事務費といたしまして、福利厚生、光熱水費、それから施設管理委託等でございますが1,344万6,233円。それから、事業費でございますが、これは介護予防のデイなども行っておりますので、そういったセンターとしての事業でございますが、78万6,811円でございます。以上が支出等でございます。

それから、47ページの各種団体の運営費補助でございますが、社会福祉協議会におきましては、人件費といたしまして、常勤7人、非常勤2名でございます。これは本部事務を担当する職員でございますが、3,822万3,206円でございます。それから、事務費といたしまして、福利厚生、研修、消耗品、印刷製本等の事務費でございますが、247万3,731円でございます。合計で支出合計4,069万6,937円ということになっております。

それから、人権擁護委員会でございますが、42万5,000円の補助でございますが、啓発品等で44万9,697円、それから人権相談等、それから講演会なども開いておりますので、そちらの方で5万4,480円ということで、会費等も徴収をされておりますので、不足分についてはそういったので充てておられます。

それから、保護司につきましては、10万円の補助金でございますが、「社会を明るくする運動」の啓発品等で6万1,500円。それから、研修会費等で3万8,500円でございます。

それから、被爆者の会につきましては、研修会等で8万1,224円、不足分については会費等を充てておられます。

それから、海部地区心身障害児（者）保護者会連合会でございますが、こちらの方につきましては7万円でございますが、これは海部地区全体でございますので、他の市町村からも補助がありまして、運営の研修会等を実施されております経費等については37万3,817円でございますが、先ほども言いましたように他の補助金等も充てておられます。以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、実績報告書89ページの農業施設管理費の319万209円の内訳について御説明申し上げます。

まず需用費といたしまして、消耗品、光熱水費、当然浄化槽等の修繕も含めまして173万1,703円、それから当然浄化槽の法定検査手数料等も含めまして、役務費として6万7,750円、それから消防設備、空調設備、電気設備等の委託料関係でありますけれども、これが131万5,068円、テレビ受信料と使用料及び賃借料で4万5,885円、それから備品購入費、これは施設備品ということで文献コーナー図書、図書の購入的のものでありますけれども、これで2万9,803円、これが内訳でございます。以上です。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、90ページの商工会の補助金でございますが、職員の人件費の一部として5,001万5,000円を補助いたしました。そして、商工会が行った「さくらまつり」の事業費の一部として200万円を補助しております、合わせて5,201万5,000円というふうになっておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

131ページ、調理委託の関係でございますが、各学校別ということでございますので、年間の調理数、それから毎日の調理数、そして調理員の数ということについて報告させていただきます。

北河田小学校、年間の食数は7万8,809、毎日の調理数は概算で460、調理員数は6。勝幡小学校、年間調理数6万950、調理数330、調理員5名。草平小学校、年間の分は9万6,912、調理数は530、調理員は7名。西川端小学校、年間食数6万6,498、1日の調理数360、調理員数5名。佐織中学校、年間食数6万499、1日の調理350、調理員数10。佐織中学校についてはカフェテラス方式のため配膳員を含んだの数ですので調理員数は多うございます。佐織西中、年間食数8万6,404、1日の調理数470、調理員6名。八開センター、8万7,074、調理数470、調理員7名で、北河田小学校が栄屋食品でその他は魚国が業務委託をしております。以上でございます。

#### ○15番（日永貴章君）

御答弁ありがとうございました。

最初の46ページ、47ページの件でございますが、社会福祉協議会の方は人件費がすべて含まれているということでございますが、ほかの各種団体の運営補助金の人権擁護委員、保護司会、被爆者の会、海部地区心身障害児（者）保護者会連合会の方は人件費は含まれていないということなのか。あと、この社会福祉協議会の人件費について、最初の八開総合福祉センターの人件費と各種団体への運営の人件費の関係はどのようになっているのか再質問をさせていただきますと思います。

あと、次90ページの商工会の関係でございますが、先ほどの前段の職員数、皆さん、団体の教えていただいておりますので、職員数がわかれば、その職員数を教えていただきたいと思えます。以上で再質問を終わります。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

社会福祉協議会は先ほど申し上げましたように人件費が含まれておるわけでございますが、団体等についてはあくまでも団体の事業に関する補助金ということで、人件費等は含まれておりません。それで、八開の福祉センターと社会福祉協議会の人件費との関係でございますが、私ども予算を編成するに当たりまして、それぞれ職員ごとに、この人は社会福祉協議会の職員、この人は八開センターの職員、それからこの人は居宅介護、老人の関係の職員、それから障害の関係の職員ということで、きちっと分けて請求等してもらっておりますので、その辺は分けて、私どもは、この人については委託事業でお支払いする、この人については補助事業でお支払いする、居宅の場合ですと収入もありますので、そういった関係できちっと分けをさせて

いただいておりますので、よろしく願いいたします。

○経済建設部長（加藤善巳君）

商工会の職員でございますが、正規の職員18人分ということでございます。よろしく願いします。

○議長（大宮吉満君）

次に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

認定第1号の一般会計の認定について質問させていただきます。

委員会の方でまた質問させていただきますので、大きな項目についてお伺いをしたいと思いますが、繰越金についてですけれども、私は常々ちょっとこの繰越金の使い方についてちょっと疑問を持っているんですが、毎年13億円から14億円の繰越金が出てくるわけなんですけど、次年度の予算をつくる時に、既に大体の大まかな繰越金額はわかっているはずなんですけれども、予算の中では毎年3億円が計上されて、10億以上の差額が、この決算をすると出てくるわけなんですけれども、これは毎年同じ形で、この10億円が浮いた形で出てくるわけです。この繰越金をどのように使っていくのかということ、市の内部で暗黙の了解というか、ルールのなものが決まっているのか。やはりこういった10億円の浮いたお金があるから、当初予算の段階で少し甘い予算立てになってくるのではないかなということも思うわけで、繰越金を使って追加で補正予算を組めばいいんじゃないかというようなことも出てくると思うんですが、この繰越金について市としてどのように運用していくのか、内部でのルールのなものがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから次に、市債についてお伺いをしたいと思います。

今後、合併特例債、今までも使ってきたし、これからも使っていかれると思うんですけれども、今までの合併特例債の使用金額と、今後利用する予定になっている事業が、庁舎とかいろいろあると思いますけれども、今後の利用予定について、こういったものを借りることによって公債費比率とかいろいろ影響してまいりますので、将来的な予定についてもあわせてお聞きしたいというふうに思います。

それから、地方交付税についてお伺いしたいと思います。

合併特例債は元金と利息について7割を地方交付税で補てんするというような国の言い分になっているんですけれども、これは戻ってくるかどうかわからないというのは議会の中でも答弁で何回もされていますけれども、実際には合併特例債で返した分の7割が、あたかも返ってきているように見えるんですが、やっぱりその分というのは福祉の部分で係数を掛けたり、何らかしてその部分が圧縮されるというのが、私は地方交付税の仕組み、全体の予算枠が国の方で決まっているわけですから、帳じり合わせでそういったことも将来的に考えられるだろうというふうに思っているわけなんですけれども、この平成22年度の地方交付税のうち幾ら分が合併特例債の補てん部分なのか、その点についてお伺いをしたいと思います。地方交付税については合併以後、予想以上に国の施策、景気の低迷もあって、来ている事実はあると思いますけれ

ども、東日本の震災もあり、このままいかないだろうと私は思っているわけで、現状について確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、人件費についてお伺いをしたいと思います。

行革の中で、職員の人件費を削減していくというのが行革であるということで、職員数は随分減らされてきたと思います。しかし、私、この人件費が本当に減っているかというのは疑問であろうというふうに思っています。それは物件費の中に短期雇用の職員の人件費、それから委託料等が含まれているわけですので、当然この物件費の中には人件費、今まで削減した職員の給与分というのがこちらに移動しただけではないか、なおかつ安い人件費を買うことによってこちらの方に移動しただけではないかというふうに私は思っているわけなんですけれども、実際にこういったものを労働時間に換算すると、事業を減らし、合理化して本当に人件費を減らしているのかということは大変私は疑問を持っているわけですが、その返事として、現状の評価をどのように行って、どのように考えていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それから次に、概要の36ページの庁舎整備の基本計画策定委託料についてお伺いしたいと思います。

私は検討委員会の方も何度か傍聴させていただいて、委員の方々からは、もう必要最小限にという、今のこの日本の状況、それから愛西市もこれから合併して地方交付税が15億円なり、ことしは20億円ぐらい余分に一本算定よりたくさん来ているらしいですけれども、そういったことも踏まえて必要最小限というような議論が随分されてきたと思います。私は、この庁舎というのは市のシンボルでも何でもなく、職員の方々の働く場所、そして市民の方々の相談の窓口的な役割を果たすのが庁舎だろうというふうに思っておりますが、この基本計画を策定するに当たって職員の意見をどのようにまとめて反映してきたのか、どのような人たちで審議してこの基本計画策定に至ったのか、その点について御説明をいただきたいというふうに思います。

それから、市税の関係で前納報奨金についてお伺いをしたいと思います。

この問題は立田の議員のころから前期報奨金については、もうこの制度はやめるべきだというもとに質問を続けてきておりますけれども、この前納報奨金制度は全国的に廃止の傾向にあって、愛知県下でもこの制度を持っている自治体は残すところあとわずかになってきております。この制度を廃止する理由というのは、戦後本当に混乱した不安定な経済状況の中で納税意欲を高揚させるためにこういった制度がつけられて、目的はもう既に達成されております。そして、給与とか年金から天引きされている人はこの前納報奨金制度の恩恵にあずかってないという不公平感があります。そして、経済的に苦しい人もこの恩恵にはあずかれないという、そういった納税の不公平性というか、そういった問題がここにはらんでいるということで、何度もこの裕福な方が優遇される制度であるということで、この仕組みはやめるべきではないかということを訴えてきたわけですけれども、今、この県内、23年度までに前期報奨金制度を廃止した自治体数、予定も含めてどのような状態なのか、その廃止の理由も含め、そして廃止して新たに生じた問題があるのであれば、その点についても御説明をいただきたいというふうに思っております。



それからあと、太陽光発電、ページ数を記録していなくて申しわけないんですが、太陽光発電についてお伺いをしたいと思います。

平成21年度も22年度もほぼ100%の予算が使われておりまして、平成22年度には6月にもう既に太陽光発電、市の補助の額は底をついて、本年度は5月にもう既に底をついているという状況だと聞いております。希望者全体の何%ぐらいの人に補助が出せているのか、その辺についてどうお考えなのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、ファミリー・サポート・センター事業についてお伺いをしたいと思います。今、ファミリー・サポート・センター事業の中で病児・病後児預かりも実施されておりまして、施設型の病児・病後児預かりと比べると大変利用料が高くなっています。施設型ですと大体1日のお預かりで2,000円から3,000円の保護者の負担で済んでいるわけですが、今、愛西市の場合1時間当たり1,200円、1日預かると1万円ぐらいかかってしまうといった、施設型に比べると大変保護者の方の負担が多くて、お2人の子供さんがいらっしゃると1日預かると2万円飛んでいってしまうということで、この金額でやっているのと、無理してお母さんが危険な状況の子供をひとり置いて仕事に行ってしまったりと、さまざまな問題が発生すると思います。愛西市は相互援助活動の中でやっていますので、施設の費用とか大変低コストでこの病児・病後児預かりができていますし、ソフト交付金でかなりの国からのポイントが来ていますので、市としての支出は大変少ないと思います。この同じ仕組みを使って大府市もやっていますので、バウチャーで1時間当たり500円ということで、この病児・病後児が使えるような仕組みをとっておりまして、年間、多分10万円ぐらい用意をすれば、この低コストで病児・病後児の預かりができるような体制ができると思いますが、なぜそういった新しい試みになかなか至らないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

また、産前産後の家事支援についてもかなりのところでスタートをしてきておりまして、以前にもこの議会の中で稲沢市の事例はお話しさせていただいたと思います。それもファミリー・サポート・センター事業の中で、最近里帰り出産が本当にできない、自分の親もまだ働いているという状況で、産前産後で大変お困りの方もふえてきているというふうに私は感じているわけですが、この事業についても、いざとなったときの保険代3万円あれば子育て中の方々が助かるというような仕組みになっておりますので、以前にも議会の中で取り上げさせていただいてきましたが、こういったことがなかなか組み入れられないので、その辺どうなっているのかお伺いしたいと思います。

最近示された行革の指針の達成目標も、子供の出生数は目標よりもどんどん遠ざかるような数値になっておりますので、ぜひ、その辺のところをどのような議論がされて今のサービス内容になっているのか、お伺いをしたいと思います。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

吉川議員の御質問にお答えします。

まず初めに、5点ほど私の方からお答えをさせていただきます。

まず、繰越金の関係でございますけれども、内部ルールはということなんですけれども、繰

越金の使い道については実は法で定めがございます。少し朗読をさせていただきます。地方財政法といいますけれども、地方財政法第7条で、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならない、これが法の定めでございます。

そういった中で、議員おっしゃいますように毎年15億ほどの予算上のあれがあるじゃないかという御質問でございますけれども、実は、このルールに基づいて平成21年度から22年度へ、いわゆる22年度決算で繰越金となった積立金を、説明申し上げますと財政調整基金へ6億8,431万、それから公共事業整備基金へ6億1,888万9,000円を積み立てております。しかしながら、議員も御存じのように、実はその国庫補助、県費補助の事業を打つときに、歳入として補助金が入るのは実は5月ごろのものが多いんですね。そうしますと、会計年度3月31日から5月出納閉鎖までの期間の資金のやりくりというものが実は発生をします。そういったときに、こういった留保金を当てにするのも事実でございます。また、その各6月、9月の補正のときにこういった繰越金を一般財源として見込むというのも実は私ども、手法として持ち合わせております。ただ、いずれにしても少し多過ぎるのではないかというのは監査委員さんの御指摘でもございますので、今後こういったものを極力見直していきたいというふうには考えているところでございます。

それから、市債についてでございます。

今までの合併特例債はどのようなこととございまして。

実はもう償還が始まっておりますので、合併特例債が22年度末の残高を申し上げますと59億5,723万1,000円でございます。そういった中で、当然合併特例債は私どもが望めば借りられるものではなくて、当然総務省が同意をしたものに対して借りられるということとございまして、今後の見通しということなんですけれども、考えられる事業としましては、実は平成23年に申請をしましたまちづくり、いわゆる勝幡の駅前広場ですとか、給食センター、これは今年度、それから菜園、これも今年度ですけれども、そういったものが23年度として見込んでおります。総額で18億7,000万ほど見込んでおりますけれども、まだ最終的な同意はいただいておりません。24年度以降の話ということになれば、これは6月の大野議員の御質問にもお答えしましたけれども、まだ、いわゆる統合庁舎の整備事業とか防災無線整備事業等が考えられるんですけれども、設計等がまだできておりません。したがって、金額がわからない状態ですので、幾らほど合併特例債を当てにするのかという数字的なものが現在申し上げられないということで、大変申しわけありませんが御理解をいただきたいと思っております。

それから、地方交付税への歳入額でございます。

22年度について申し上げますと、先ほど議員から御紹介がございましたように元利償還金分に対して交付税が算入されるわけですけれども、22年度で3億9,774万2,000円が元利償還金でございます。これに対して、いわゆる合併特例債分として基準財政需要額へ2億7,841万9,000円が算入されております。議員がおっしゃるような将来的な不透明さがあるのではないかと

うことであります。当然私どもも今回の東日本大震災の関係がございましたので、そういったところで交付税のことを心配しております。そういった中で、国の方へ陳情を申し上げているというのも事実でございますので、よろしく申し上げます。

それから、4点目ですけれども、人件費と物件費の関係でございます。

人件費のうちの、議員から紹介がありましたけれども、職員給につきまして、21年度対比で1億8,700万ほど減になっております。反面、物件費では3億6,300万ほど増になっております。その要因ですけれども、いわゆる物件費ですので人件費との、例えば指定管理だとかそういったものも入るんですけれども、そのほか、22年度においては、例えば老人福祉センターの指定管理料が7,750万円、それから個別の予防接種の委託料が3,000万ほど増、それから電算委託関係が四千五、六百万増と、こういったものもございます。したがって、単純な比較はできないというのが我々の考えであります。

ただ、指定管理にしたから人件費が即下がるとは考えておりません。といいますのは、指定管理で今回も体育施設の11名の職員分に対しての指定管理を行いました。ただ、11名はまだ職員としておりますので、人件費としては要るよと。ただ採用の段階で採用予定者数を絞り込むことができる。そういったものの、先ほど申し上げた人件費の差額というものが出てくるといふふうに考えております。

それから、36ページの庁舎整備基本計画策定委託料の関係で、こういったメンバーで、こういった内容でということであります。

この庁舎整備計画をつくっていく中で、最終意思判断決定は行革の推進本部会議で行っております。その下部組織として、いわゆる第一線で頑張っておってくれます職員、窓口業務等を主にやっていただいております職員をメンバーとしまして、作業部会というのを22年1月に立ち上げております。この作業部会の中で統合庁舎の敷地の利用方法ですとか、配置の計画ですとか、諸機能、それから既存庁舎の利用など細かな部分を検討し、行革本部会議の方へ上げていただいております。そういった中で17回、この作業部会が22年1月以降開催をされ協議をしてきております。それに対し、その内容を行革本部会議へ上げていただき、庁舎に関する部分だけで行革本部会議を9回開かせていただいております。この行革本部会議の構成メンバーとしては市長以下部長までのメンバーでございます。申しおくれましてけれども、作業部会のメンバーとしましては、総務課長以下、総務課長が会長ですけれども、担当、先ほど言いました窓口担当者でございます。20名ということでございますので、よろしく申し上げます。私からは以上でございます。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、6点目の前納報奨金の関係についてお答えをしたいと思います。

現在、県内37市のうち平成23年度、今年度も含めておりますけれども、一応廃止をするという市は24市あります。そして来年度、24年度廃止予定は6市ということ状況をあつかんでおります。

そして、廃止理由についてでありますけれども、やはり、今、議員の方からも話ありました

ように、市県民税において普通徴収だけが対象で、特別徴収は対象にならないという一つの不公平感、そして、そもそも税金を一括して納付することに対して報奨金を交付すること自体の是非というものがいろいろ検討されて、それが一つの廃止の理由になっているというような状況であります。

そして、廃止することによって新たに生じた問題ということでもありますけれども、すべての自治体に確認をしたわけではありませんけれども、もともと前納報奨金制度というのは税という自主財源を年度の早期に確保して財政運営をスムーズに行うということも、一つの目的ではありますけれども、それとあわせて制度を廃止することによって税の収入時期が分散化されると、そんなような懸念があるのではないかなということも想定がされるわけです。現時点ではそんなような認識しております。以上です。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは太陽光発電の関係での、全体の何%ぐらいが補助金の恩恵にあずかっているかという御質問にお答えをしたいと思います。これにつきまして市の方へ補助金の関係はどうだというような問い合わせがありますのは、ほとんど住宅太陽光発電の業者さんからでありまして、予算切れになりましたというお答えを1ヵ月から2ヵ月の間していきますと、後は一切電話がございませぬので、全体でどのぐらいのパーセンテージになるのかということは市ではつかんでおりませぬ。ただ、議員から今回質問の通告を受けまして、中部電力の方へ22年度の売電の契約をされた方の件数を伺うことをいたしました。これが150件ございましたので、22年度の愛西市からの補助を出した件数が55件ですので、パーセンテージとしては、参考に申し上げれば36.7%になるかなということも御答弁にかえさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、病児・病後児の預かりについてでございます。

働く母親が子供の病気のために気兼ねなく休暇をとることができる、そういった環境があればいいわけですが、そういった状況にある人ばかりではないというふうに思っております。また最近では、出産後早い時期に退院を余儀なくされるというようなこともあるようです。家事支援等につきましては、その家事支援もそうなんですけれども、そういったときに育児についてのアドバイスも受けられたとかというような話も聞いております。

いずれにいたしましても、ファミサポの環境も来年度は変わるということも聞いておりますので、そのことを踏まえまして、間もなく10月に入りますと来年度予算の編成の時期に当たるわけですが、そういったときに十分協議をしていきたいというふうに考えております。

#### ○3番（吉川三津子君）

順次、再質問させていただきます。

繰越金につきましては多過ぎるという認識をお持ちだということで、私もずうっとこの金額が余りにも大きいので気にしていたところですので、ぜひ、やはり先を見通ししてしっかりと予算を立てていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それからあと、市債について、合併特例債についてですけれども、24年度は庁舎とか防災無線の整備などを行っていくという予算が合併特例債が使われるのではないかとお話ですけれども、この事業において合併特例債を使う、使わないを別として、どれぐらいの予算を見込んで総事業費を考えていらっしゃるのか、その点についてお聞きしたいと思います。それによって大体市債についての金額がわかってくると思いますので、どれぐらいの上限をもってこの事業を進めていらっしゃるのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、地方交付税について、この震災があって国の方に陳情されているということですが、私は本当に、この合併特例債の補てん部分はあたかも来たようにしながら、この福祉部門で、係数をいじればどうにでもなるのが地方交付税なので、その点がどうなるのか私はとても自主財源の少ない愛西市においては心配しているわけですけれども、具体的に国の方に陳情されたということですが、どのような内容で陳情されているのかお伺いをしたいと思います。

それからあと、人件費と物件費の関係なんですけれども、私は、この行革の中で職員数を減らしていくということを大きくうたっているこの愛西市の行革なんですけど、やはりこの人件費と物件費の中の人件費の推移がしっかりと見られるような評価方法をつくっていく必要があるのではないかと。今のままだと、あたかも減ったように見えながら、実際には事業の整理もされなくて今までの人数のままというか、労働時間のままということもあり得ますので、やはりこの人件費が物件費に移って、その中の人件費がどのようになっているのか、各委託事業でも、特別な委託事業ではなくて福祉の委託事業とかいろいろあると思いますけれども、今まで職員がやってきた事業においてどれぐらいの人件費が使われているかということは委託の明細の中でわかってくると思いますので、そういったこともきちんとやはり指定管理者の人件費、委託の中の人件費、今までの職員給与がどのように移っていったかというような評価の仕方をきちっとしていく必要があると思いますので、その辺についてお考えはないかお伺いをしたいと思います。

それからあと、庁舎の計画についてはどのような推移できたかということはお伺いしましたが、今回この企画部でこういった基本計画を立てられながら今度この庁舎が総務の方に移っておりますが、その理由についてお伺いをしたいというふうに思います。

それからあと、前納報奨金についてですが、こういった検討は今までされたのか、今後する予定があるのか。私は、今、県民税も一緒に徴収されておりますので、県民税分も報奨金を市がつけているという部分もあると思うので、やっぱりこれもう一度しっかりと報奨金が市の税の徴収においてどんな役割を果たしているのか、しっかりともう一度評価し直して見直しをする必要があるのではないかとこのように思っておりますので、市としての考え方について再度お伺いをしたいと思います。

それからあと、太陽光発電についてですが、先ほどから私、21年度の状況、6月にもう底をついたよというお話、それから22年度にも5月に底をついたという話をさせていただいたわけですが、23年度も同じ金額で増額がされていないわけですね。その辺こういった状況を踏まえてこの23年度の予算が組まれたのか。やはりこれだけの要望があるということは、この愛西市

においても安心・安全なエネルギーへの転換とか、クリーンエネルギーへの転換、そして地球温暖化のストップに貢献する本当に大きなチャンスではないかというふうに思っておりますが、今年度もこの予算をアップせずに計上された理由、中でどのような協議がされてそんな状況に至ったのかお伺いをしたいというふうに思います。

それからあと、病児・病後児、それから産前産後の家事支援につきましては、ぜひ、今の子育ては以前と全く違った新たな問題をはらんでおりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。これは、答弁は結構です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私の方から再質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、合併特例債の将来予想の関係ですけれども、大変申しわけない話なんです、初めにも申し上げたように、借りられる事業が確定する、しないというのも総務省の同意が要る、そういった中で事業そのものの金額がまだわからない。例えば先ほど例に挙げりました統合庁舎でも、マックスは35億だという計画書は作成させていただいておりますけれども、じゃあ実際に幾らかかるというのはまだわからない。そういった中で、私ども当然、借りられるから満額を借りるという意識は持っておりません。そのうちのどれだけ借りていけば財政的にやっていけるんだろう、そういったことを検討しながら進めていきたいという考えですので、申しわけありませんが将来的な総事業費の見込みということは、今ここで御答弁できる状況ではないということをお理解いただきたいと思っております。

ただ、地方交付税の陳情内容ということでもあります。実は民主党さん、それから自民党さんに対しても、ほかの事業もあわせてですけれども、国県補助金もあわせてですが陳情を申し上げました。私ども懸念をいたしましたのは、議員もおっしゃいますように東日本大震災の方へかなり何十兆円という復旧費が見込まれる中で、他の自治体の普通交付税が絞られるということをお懸念します。ところが、私どもやはり財源を根源とする一番重要な財源でございますので、内容としては東日本大震災の被災地への復旧は理解します。しかしながら、私どもの方を減らさないでという内容でございますので、よろしく願いいたします。

それから、物件費と人件費の関係でございます。議員おっしゃるとおりだと思います。私も実は教育部におったときに、こういった指定管理を入れていく中でそういった疑問を持ちました。そういった中で、現在、各課においてモニタリングを行っております。議員御紹介がありましたけれども、実績報告書で毎月やってみるところもありますし、年末にやってみるところもあります。そういったところで人件費の精査をしていただいて、じゃあ従来の人件費と見比べていただいてどうなのということを今後もお願ひしていきたいというふうに思っております。

それから、統合庁舎の整備計画の関係でございますけれども、計画をつくったのが企画部で総務部へ移管したのはいかがなものかということだと思っておりますけれども、実は庁舎だけではなくて、先ほど言いました行政改革推進本部というのは名のごとく行革、身を削ることもございます。そうしますと、計画畑と実施畑が一緒でありますと、なかなか削減するということが

決定しづらいということもございます。そういった中で、行革本部会議の中で意思決定をさせていただいて、今までの指定管理もそうですけれども、実施に移していただくのはそれぞれの事業課という位置づけの中で行っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、前納報奨金の再質問の関係でありますけれども、この前納報奨金のあり方については、今までも全く検討してこなかったということではありません。議員も御承知のように、当然交付率を見直して一応3年になるわけですけれども、そのときにもそういった議論は確かにありました。ですけれども、周辺の市の状況とか、現状の市の税の状況を踏まえた中で、とりあえず交付率だけは一応下げようということ今取り組んでいるのが現状です。ただ、先ほど申し上げましたように各市の状況を見ておきますと、やはりそういった方向に動きつつあるというのが一つ大きな要因ではないかなと。ただ、この問題については、いずれかは整理すべき問題だというふうに私自身はちょっと考えています。この時期がいつになるかわかりませんが、もうしばらくはその交付金の補てんの件数ですね、市県民税、固定資産税、そういった状況も勘案した中で、最終的には一つの結論を出していきたいなというふうに考えております。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

私の方からは住宅太陽光発電の関係の御答弁をさせていただきます。

まず17年度、18年度、19年度、20年度、この一般会計の予算の計上額の中で、先ほど申し上げた年度については予算額を大分残してきております。ちなみに執行した額で申し上げますと17年度は700万円程度でありますし、18年度は800万円台の補助金額でありますし、19年度は700万円台と、20年度にあっては500万円台の補助金の執行額といったこともありましたし、もう一つには20年度以降、他部署等の事業がメジロ押しでございまして、そういった事業予算枠の関係で23年度、とりあえず22年度と同じ額の予算をお願い申し上げようということで現在に至っております。

6月議会で申し上げましたように、24年度以降につきましては、一応補助金の予算枠、それから1キロワット当たりの補助額等もどういうふうにしたらいいのかということ現在検討している段階でございますので、またその節にはよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、21番・山岡議員、どうぞ。

#### ○21番（山岡幹雄君）

今回の認定1号について御質問させていただきます。

日永議員と重複する面もございしますが、そこを省いて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

今回の平成22年度愛西市一般会計・特別会計歳入歳出決算主要施策成果及び実績報告書のP45からP47の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の佐屋社会福祉会館管理運営委託、立田社会福祉会館管理運営委託、立田第2社会福祉会館管理運営委託、それから就労生

活支援事業委託、次に2目の老人福祉費、59ページでございますが、シルバー人材センターの補助事業について、同じく3款2項の児童福祉費、1目の児童福祉総務費のP61、ファミリー・サポート・センター、それぞれの決算額の内訳についての説明をよろしくお願いします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、順次説明をさせていただきたいと思います。

まず、佐屋の社会福祉会館の管理運営委託でございますが、こちらにつきましては事務費の支出ということになっております。光熱水費を初めといたします需用費が106万4,339円、それから消防設備の保守点検8万2,000円を初めとする施設設備の保守等の委託料が67万円、それから電話機のリース料が20万4,120円を初めといたします使用料関係で21万6,720円、支出の合計で195万1,059円ということになっております。差し引き35万941円につきましては、修繕等の積み立てといたしますか、そういった場合が発生した場合にはこちらの方から支出していただくということになっております。

それから、立田の社会福祉会館の管理運営委託でございますが、960万円でございますが、こちらにつきましては人件費として625万9,945円、それから事務費といたしまして199万5,937円、内訳といたしまして福利厚生、施設管理委託、その他を含めましてそういった金額になっております。差し引き134万4,118円につきましては、指定管理者の次期修繕等に充てていただくということになっております。

それから、立田の第2社会福祉会館の管理運営委託につきましては、人件費はこちらの方は入っておりません。就労生活支援事業の委託によって人件費等はそちらの方で賄っていただくことになっております。委託費につきましては、事務費といたしまして478万9,000円でございます、内訳として光熱水費131万2,457円を初めとする需用費が183万4,624円、それから電話代6万9,465円を初めとする役務費で9万1,225円、空調設備の保守点検で39万9,000円を初めとする施設設備保守委託料等で216万1,165円、複写機のリース10万800円を初めとする使用料関係で20万3,874円、支出の合計429万888円で、差し引き49万8,112円につきましては修繕等に引き当てていただくことになっております。

それから、就労生活支援事業の委託でございますが、1,806万8,000円でございますが、こちらは人件費といたしまして常勤職員が3名、非常勤が1名でございますが、1,618万4,174円、それから、事務費といたしまして189万1,609円、内訳といたしましては福利厚生、施設管理委託料等でございます、差し引き7,783円が不足をするわけですが、これは法人の経費で賄っていただきます。

それから、シルバー人材センターでございますが、主な歳出でございますが、支払配分金が1億5,350万6,185円、それから給料手当が2,665万6,234円、配分金伴います支払材料、そういったものが1,141万1,747円、それからその他、法定福利費、それから什器備品、光熱水費、消耗品、通信運搬、施設の保守料、簡易研修等の経費で1,982万4,792円ということになっております。

それから、ファミリー・サポート・センター事業でございますが、運営に関する経費といた



しまして645万5,913円、これはアドバイザーの賃金、あるいは消耗品、印刷製本費、保険料等、そういったものでございます。それから会員等の講習会等に要する経費でございますが58万1,587円、講師の謝金、託児の関係、それから講師の交通費、そういったもので充てております。それからアドバイザー等の連絡調整会議で3万円、それから広報誌等の発刊で1万1,500円、合計で708万2,709円になりまして、3,709円は運営者の負担ということになっております。以上でございます。

## ○21番（山岡幹雄君）

回答ありがとうございます。

まず、今回の決算額について不足分等も生じるわけでございますが、実際この不足分について来年度等で増額される見込みがあるかどうか、また、それぞれの委託事業において増減する場合がありますと思いますが、昨年度と同様の金額がほとんどであり、この見直しがあるかどうかということをお答えをお願いします。

また、先ほど質問しませんでしたでしたが、八開総合福祉センターの管理運営費委託料が平成21年度の決算額と今回の決算額は相当増額になっておるわけですが、その方の説明をお願いいたします。

あと、団体の社会福祉協議会でございますが、結構指定管理等、また各種委託もしておるわけですが、その辺の決算に関する検査等、明確にしてみえるかどうか、その辺御回答をお願いします。

## ○福祉部長（加賀和彦君）

まず、各種の管理委託等の年度ごとの予算の編成でございますが、こちらにつきましては、例えば23年度につきましては、立田の社会福祉会館につきましては中の利用形態が変わってきておりました、人件費等削らせていただいたですとか、そういった個々の状況にあわせて、年度年度で双方が協議をしながら予算を編成させていただいておるものでございます。

それから、八開の管理センターがふえている関係でございますが、こちらにつきましては、21年度につきましては、介護予防に関するミニデイを高齡福祉課の方で組んでおりました。それは八開の総合福祉センターに三つの他の佐織、佐屋とあわせた関係がございまして、そのときにそちらの方の事業を統合したということがありまして、ふえているものでございます。

それから、社会福祉協議会の決算の関係でございますが、社会福祉協議会につきましても監査委員さんを置かれておりました、月々、あるいは年度の決算等についても監査を受けておられます。以上でございます。

## ○議長（大宮吉満君）

ここで休憩をとりたいと思います。認定第1号の質疑の時間でございますが、ここで休憩を10分とりたいと思います。再開は16時05分ということをお願いいたします。

午後3時55分 休憩

午後4時05分 再開

## ○議長（大宮吉満君）

それでは、休憩を解きまして、再開いたします。

ここで、市民生活部長より発言を求められておりますので、許可いたします。

**○市民生活部長（篠田義房君）**

失礼をいたします。

先ほど、吉川議員の2回目の答弁で、年度別に市の出した住宅太陽光の補助金の関係で、19年度分を、私どもも700万円台と申し上げたようですが、正確には400万円台でございますので、おわびをして修正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、14番・加藤敏彦議員、どうぞ。

**○14番（加藤敏彦君）**

認定第1号：平成22年度愛西市一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

総務関係ですが、報告書32ページで、昨年は市議会議員選挙とか、参議院選挙が行われたわけですが、期日前投票所につきましては、4カ所から1カ所になり、住民からは以前のよりにやってほしいという要望も出ておりますが、期日前投票の旧4地区ごとの実績、また費用は幾らであったか、1日幾らぐらいかかったか、お尋ねをいたします。

それから、報告書33ページ、防犯灯設置工事について、実績として102万9,200円、94基となっておりますが、不用額が180万5,800円で、予算の64%となっておりますが、住民要望が十分満たされているとは思えませんが、何が原因なのか、お尋ねをいたします。

報告書34ページ。今回の台風12号につきましても防災メールが効果を発揮していると思いますが、防災メールについては、防災訓練でもチラシが配布されておりました。利用状況と普及について、担当の考えをお尋ねしたいと思います。

それから、同じく自主防災会の訓練内容につきまして、消火訓練とかAEDの訓練だけではなく、やっぱり多様な訓練が求められていると思いますが、現在の状況と、多様な訓練実施についての考えをお尋ねいたします。

それから、同じくマスコットキャラクターにつきまして、新しく「あいさいさん」がつけられました。これについては賛否両論があると思います。市としての評価、また利用実績、今後の活用についての考えをお尋ねいたします。

それから、9款ですが消防費、報告書の96ページで、住まいの安全チェックの報告とあります。安全対策として進んでいる項目、仏壇の安全な使用とか、ストーブの使用、避難場所の確認などがある一方で、火災報知器の設置とか、消火器の設置、非常食の確保、家具の転倒防止などはおくれている項目になっておりますが、安全対策を進めるのに何が問題になっているのか、その対策についてどのように考えているのか。

それから、報告書の98ページ、AED（自動体外式除細動器）の普及につきまして、平成22年度は市内9カ所に設置されておりますが、これで現在、設置箇所が幾つになったのか、今後の普及計画は。そして、住民から見ますと、地元の集会所、公民館などに設置してほしいという思いがあるわけですが、その見通しについて。あと、消防年鑑を見ますと、このAEDの記

載がないと思いますが、こういうところでもぜひ記載を報告していただきと思いますが、以上についてお尋ねをいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、私の方から順次お答えをさせていただきます。

まず、期日前投票の地区別実績と費用の関係で御質問をいただきました。平成22年度に愛西市が執行いたしました選挙は三つございます。順次お答えをさせていただきます。

まず、平成22年4月18日に執行されました愛西市議会議員一般選挙、これは期日前6日間ございました。そして、総数が4,226人の期日前投票者がございました。内訳をそれぞれ地区ごとに申し上げます。佐屋地区が2,694人、立田地区が378人、八開地区が168人、佐織地区が986人、そして、この期日前投票にかかった経費は96万8,682円、1日当たりになりますと16万1,447円という経費でございます。

次に、7月11日執行の参議院議員通常選挙は、期日前投票の期間が16日間ありました。総数で4,732人、内訳といたしまして、佐屋地区が2,951人、それから立田地区が415人、八開地区が206人、佐織地区が1,160人という結果でございます。経費の関係でございますが、182万1,294円かかっております。1日当たりになりますと11万3,830円という経費になると思います。

それから、平成23年2月6日執行の愛知県知事選挙の関係でございますけれども、これは期日前投票の期間が16日間ありました。投票者数につきましては3,427人、佐屋地区におきましては2,289人、立田地区が282人、八開地区が148人、佐織地区が708人という、それぞれ地区の状況であります。経費につきましては182万1,294円という経費でございます、1日当たりになりますと11万3,830円という経費になっております。

次に、防犯灯工事の不用額が180万5,800円と非常に大きいと。その理由と対策はということでございますけれども、確かに議員御指摘のとおり、当初予算では283万5,000円という予算をいただきました。当然ながら、見積もり入札によって実施をしたわけでありまして、それともう一つ、この防犯灯につきましては、総代会の場で説明をいたしまして、総代さんからの申請行為という形をとっております。そして、22年度94本という申請本数があったわけでありまして、そういったいろいろな要因の中で、今回、そうした大きな不用額が発生してしまったというのが大きな要因でございます。

それから、防災メールの関係でございますけれども、先ほど議員の方からも防災訓練云々という話ございました。当然議員の皆さん方も登録をいただいているというふうに私どもは理解しておりますけれども、市民向けの防災メールにつきましては、8月31日現在で2,029名の登録者がおります。当然ながら、ここの中には一部職員も含んでおるわけでございますけれども、そんなような登録者数になっております。

そして、当然普及の関係でございますけれども、さきに議員の方からもお話が出ましたように、防災訓練の参加者の方に記念品と一緒にチラシを配布したり、それから各支所の窓口に置いて啓発活動を行っておるわけでございますが、ただ現状、数字ということを申し上げますと、やはり今後一層啓発に努めていく必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、自主防災会の訓練の内容でありますけれども、当然その訓練メニューというのは、一応今持っております。煙体験、消火訓練、AEDの取り扱い訓練、いろんな訓練項目、12種類の訓練項目を、今、市としては消防署の方とタイアップした中で取り組んでおります。それぞれの訓練を取り入れられるのは自主防災会の皆様の判断であります。

ただ、やはり多様的に訓練内容を拡大していく必要も、ある部分ではあるのではないのかという考え方を持っておりますので、他市等の参考に取り入れるものがありましたら、消防署の方と調整をとりながら取り組んでいきたいなというふうには考えております。

私の方からは以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

私の方からは、マスコットキャラクター「あいさいさん」の関係についてお答えをさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、マスコットキャラクター「あいさいさん」につきましては、市制50周年の折に発表させていただいております。2月14日には、愛西市PR大使ということで任命もさせていただいているところでございます。

そういった中、評価はということでありますけれども、評判については、結構手ごたえはございます。特に、私の私見が入りますけれども、子供さんと若い女性にはなかなか好評であります。企画課の窓口の方にもグッズをお買い求めになる方はお見えになりますけれども、なかなか感觸的にはいいなというふうには自分的には思っております。

そういった中で、利用実績とか状況でございますけれども、去年の12月6日からグッズの発売を6品目させていただきました。22年度ということで、3月31日までの売上高が55万5,050円でございます。また、着ぐるみを活用した回数としましては17回ございます。その中では、テレビ放映も随分ありましたし、こちらから県外に出かけたということもございます。それから、各方面からデザインの使用申請という形で、16件いただいて、すべて許可をさせていただいているところでございます。

そういった中で、今後の活用方法ということでございますけれども、今年度、観光協会も立ち上がりました。そういった中で、観光協会と連携を図りまして、愛西市の一層の知名度アップ、それから、こういったことが地域活性化の起爆剤になればなあとというふうに期待をしているところでございます。以上でございます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、加藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、住まいの安全チェックで、進んだ項目とおくれた項目ということではありますが、住まいの安全チェックは、職員が各家庭を訪問し、火気使用設備の使用状況等の聞き取り調査を行って、防火安全性を高めることに努めております。

その中で、確かに昨年度の22年度の概要書の項目の中で、住宅用火災警報器につきましてはかなり設置率は向上しておりますが、その前々年度、21年度に比較いたしますと、その他の項目についてはややポイントが下がっております。この原因ということではありますが、一つちょ

っと考えられますのは、我々消防の方で、市内2万2,000世帯ほどございますが、こちらの方を5年間計画で一巡することとして回っております。一度にはその対象数が多いので訪問できかねますので、その中で、どうしても佐織・佐屋地区と八開・立田地区というのは、多少そういう設備についての温度差というものはございます。ですから、21年については、ちょっと佐屋地区の方のみでありましたが、22年につきましては、佐屋と立田、八開というようなところも回らせていただいた中で、多少ポイントが下がっておるのかなというところは思っております。

また、どうしてもある程度の設備、負担等がかかるものについては伸び悩んでおるのは現状でありますので、このことにつきましては、せっかく訪問しておりますので、各啓発を行いまして、少しでも設置率向上を努めていきたいと思っております。

続きまして、AEDの設置状況でございますが、AEDにつきましては、平成18年度から愛西市の方に設置しておりまして、順次設置しております。平成18年度に9カ所、19年度では8カ所、21年度には22カ所、22年度には9カ所、今年度につきましては新装後、市の斎苑の方に設置をいたしておるところでございます。

その中で、使用状況でございますが、この18年度からの5年に公共施設で設置したAEDが使用された回数は、18年中が1回、19年中が1回、20年中が2回、21年中が1回、22年中が1回と、おおむね年一、二回の使用状況であります。

そして、今後の設置計画ということでございますが、各市内の公共施設では、各それぞれの部署の要望により順次設置しており、今年度の市斎場設置までを計画しておりました。今後につきましては、消防署としては今まで取りまとめておりましたが、計画は立てておりませんが、やはりそれは今、各それぞれの要望、施設の増加要望等により、それぞれ部局の方の判断で設置していただくこととしております。

また、それでAEDの年報への掲載ということでございますが、今申しましたように、消防署の方では取りまとめはさせていただきましたが、その中で、AEDの中で設置状況がわかる資料といたしましたら消防署の方になるのかなという形で、ちょっと検討はさせていただきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○14番（加藤敏彦君）

再質問を行っていきます。

期日前投票につきまして、一つは、この三つの選挙が去年行われて、1日当たりの金額で、参議院選挙、知事選挙は同じ金額ですが、市議員選挙が少し高くなっておりますが、その理由についてと、それからやっぱり市としては自治体で1カ所という見解、考えですけれども、住民からいけば、やっぱり地元で投票できるようにしてほしいと。例えば、今選挙があれば、節電の関係で土・日仕事でということがあって、やっぱりできるだけ身近なところで投票したいという住民の願いは強いものがありますので、それについては要望として出しておきたいと思えます。

それから、防犯灯の設置工事ですけれども、総代を通じて要望を上げていくということですが、やはりアンケートなどをやりますと、防犯灯を設置してほしいという声も聞こえてくるわけですので、やはり住民の要望が市に伝えにくくなっているのではないかと。総代制になって、旧佐織町でいくと、駐在員から総代になって、大幅に数が減って、やっぱり窓口というかパイプが細くなってきておるといようなことも含めて、この防犯灯の設置については市でも要望はお聞きして、また地元でそれをお届けするような、そういうルートもあっていいのではないかと。というふうに思いますけれども、この不用額が大幅に出てしまったという問題について、やっぱり改善しなければいけないだろうというふうに思いますので、再度、これについては答弁を求めたいと思います。

それから、防災メールですけれども、なかなか伸びない理由というのは、もうちょっと調査・研究が必要ではないかと。今、やはり携帯で多くの方々がいろんな利用の仕方をされておる中で、なかなかそれが利用していただけない理由が何かあるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺はやっぱり利用していただく状況を広げていくちょっと研究が必要ではないかと思っております。

それから、自主防災会の訓練ですけれども、先ほど多様な訓練が必要だと思う、拡大していく必要があるというふうに答弁がありましたけれども、一つは自主防災会がすべての地域にまだ整備されていない、そういう自主防災会の連絡網の快適なものがまだできていないというものもあるかもしれませんけれども、ただ、ことしの防災訓練で新しく、要支援の関係での訓練を行いましたけれども、例えば毎年テーマを設けて、ことしのお勧めメニューというか、そういうものを設けて、例えば4年か5年たったら一通りのメニューが、12のメニューがあるということですが、毎年同じものを、役員さんがかわると無難にいくという部分もありますけれども、やっぱりそういうところ辺でも幅広くいろんな訓練を経験できるように、工夫をする必要があるのではないかと思っておりますので、やっぱり年ごとにそういうお勧めのテーマを設けていただいてもいいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ多様な訓練ができるようにしていただきたいと思っております。

それから、マスコットキャラクターにつきましては、いい評価というのが担当の方で聞いておりますけれども、これは今後の様子も見ながらぜひともと思っておりますけれども、他の自治体でいくと、一つだけじゃなくて、また兄弟キャラクターとか、愛西市の場合だとなかなか動けないキャラクターだという点で、子供さんからいくと、もうちょっと動きのあるキャラクターがいいかなとか、そういう点もありますけど、やはりせっかくキャラクターをつくられたんですから、それが本当に住民の中に生かされる形で今後も研究努力をしていただきたいと思っております。

それから、消防費関係ですけれども、やっぱり安全チェックで地区ごとの違いがあるというのと、それから費用がかかるものについては、なかなか費用がかからないものに比べては進まないということですが、この補助の関係なんかも、例えば家具の転倒防止だと、今年度ひとり暮らしのところについては、その補助も含めて普及をしていこうということですが、やはり必要なものに対しては、もっと推進できるような工夫もぜひ考えていただきたいと思いま

す。

それから、AEDですけれども、今のところ公共施設への設置は一通り終わったというような答弁ですけれども、やはり身近なところであって、また使える人がいることによって命が救われるということですので、これについては、やはりすべての町内でそういうものが置かれる状況にならないかなというふうに思いますので、ぜひまたそういうのを検討していただきたいと思いますし、消防年鑑にも載るようにはしていただきたいと思います。

再質問で、お答えいただける場所をお願いしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

1日当たりの時間が市議員の方が高くないかという御質問を受けていますけれども、それぞれの三つの内容を見ても、従事する職員もそうですし、それから従事する時間もほぼ変わりません。これは、期日前投票の日数的なもの、その一つの割り返しの経費の差という形で御理解いただきたいと思います。

それから、今御指摘いただきました防犯灯の関係でありますけれども、御指摘のとおりでありまして、ただ、私どもの方としては、この防犯灯は、確かに総代さんの方から要望もいただいております。ただ、この防犯灯は、緊急時に即時対応するような要素もあるわけですので、若干その分の枠と言ったらこれは御無礼な話になりますけれども、そういった予算枠は必然的にとっておきたいという、一方では考えもあったのも事実です。ですけれども、これだけの不用が出てまいりましたので、一度それはよく精査をした中で、来年度の予算に反映をしていきたいと。

それともう一つ、この防犯灯の活用方法についてでありますけれども、それぞれの地区から要望をいただきますけれども、例えば地区と地区の境というのは暗いところもあるわけです。それは、市から直接という部分もあるんですけれども、やはりそれは各地区の総代さんの方と協議しながら、これは電気料の関係も出てまいりますので、そういったことも要望していただいた以外に、随時、一応お話を聞きながら進めていくのも一つかなあというふうには考えております。

それから、防犯メールの関係でありますけれども、確かになかなか普及が行き届かないと。ただ、3月1日の時点で登録者数が1,671人ありました。そして、今回、震災の発生後、先ほど2,029名ということをお知らせしましたが、約358名の方が新たに登録されたというような一つの推移もありますので、今後、御指摘がありましたように、いかに多くの方に登録していただくかという、一つ一つやっぱり地道にいろんな手段をとりながら活動をしていきたいなというふうに考えております。

それから、自主防災訓練の関係ですけれども、今、いろいろいい御提案をいただいたなというのをちょっと個人的に思っております。いずれにしても、消防士さんの方の訓練メニューもありますので、いろいろその辺等は安全対策課の方とよく調整をとりながら、一応そのテーマについては研究していきたいなというふうには考えております。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

「あいさいさん」についての再質問にお答えをさせていただきます。

他の自治体のマスコットキャラクターに比べ、動きづらいのではないかと御指摘もございました。確かに動きづらい。ちょこちょことペンギンさんのように歩かなければならない。ただ、それがかわいいという御意見もございまして、一つの御意見を御紹介しますと「何なのかわからない」。隣の稲沢さんの「いなッピー」ですとか、蟹江さんの「かに丸くん」ですとか、わかるんですね。「あいさいさん」だと何と。自分で考える、ポケットに入っているのは何という。ただ、こちらからお答えはしません、そういった場合。考えてください、想像してくださいというのが、また一つ引き寄せられるものがあるのかなあというふうには担当としては考えております。

今後ともそういったところ、長所、短所もございましてけれども、研究をし、愛西市のPRのために努力をしてきたいというふうには考えておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、先ほど総務部長の方より自主防の訓練についてということで、消防の方が実質の訓練の方を行っております。確かにおっしゃるように、昨年度、年中で見ましても、やはり多いのは消火器の取り扱い、人工呼吸、またAEDの取り扱い、消火栓の取り扱いというのが、今1、2、3、4位でございまして、この中で、他に東日本大震災ということで市民の皆さんの方も防災意識が高まっておる中、今、4月以降、消防の方でもいろんな防災面の話とか、そういうのは積極的に進めております。また、特にことしについては、うちの方も43名の職員が現地の方に出向しております、その派遣した職員も市の自主防災訓練指導を出向した折には、そのようなことも踏まえての話をさせていただいております、確かにやり方として工夫を凝らすということは、御指摘を受けていたとおり、代表者と話をさせていただくときに、やはり向こうの代表者の方の要望というのものもある程度ありますので、そちらの方も話をさせていきながら、なるだけそういう大きなもの、本来ならもっと大きな大きなという、小さなものではなくて、そういう全体組織が一つじゃなくて、二つ、三つの訓練というのが我々も本当は理想としておるところですけど、まだなかなか自主防災組織も100%に至っていない中でありますけれど、そういう努力もしてまいりたいと思っております。

また、住まいの安心チェックにつきましても、今言った、本来ならどんどん回っていけば向上していくところではありますけど、なかなかパーセンテージも結構いいところにあるなあとも思っておりますので、今後継続してやっていきたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、13番・真野和久議員、どうぞ。

#### ○13番（真野和久君）

それでは、3点ほど申し上げます。

まず最初に、報告書の31ページなんですけど、NPO講座委託について質問したいと思っております。先ほどの話の中でも、やっぱりNPOをどうしていくのかという話がありましたが、昨年講



座がございまして、参加人数とかは書いてあるんですが、やはり愛西市内での、多分この講座の期待されたところというのは、新たなNPOの市内での設立とか、そうしたことだと思うんですが、そうしたところの実績、状況がどうなのかということと、あと重なってしまいますけれども、今後のこうしたNPO法人とかの愛西市としての設立支援の具体的な考え方というものはどうなのかについてお尋ねをします。

それから、二つ目として、報告書の53ページのくらしを育てる資金融資預託金の問題です。

これは、毎回毎回いろいろと質問をして改善を要望しているわけですが、やはり相変わらずというか、ずうっと活用される方はもうない、全くないという状況の中で、むしろこの間、社会福祉協議会のくらし資金の方が借りやすいということで、そちらの方へ市としても回してしまうような状況というのは、やはり問題ではないかと。愛西市として、せっかくある制度ですので、やはり市として一体これは何をやれるのかをしっかりと検討して、活用できるような制度にぜひともしていただきたいので、その考え方についてお尋ねをします。

それから、3点目ですが、報告書でいうと113ページの放課後子ども教室の推進事業についてです。

これに関しては、21年度から児童館がすべての地域に設置されまして、学童クラブ等もやられることになりました。21年、22年のところで比べても、学童クラブが設置されたにもかかわらず、放課後子ども教室は子ども教室で、ふえているところも2カ所あるということで、やはりそれなりのニーズがあるというふうにもうかがわれます。以前にも質問した中では、今後広げていくのも考えていきたいということでありましたので、こういう状況の中で、今後どういうふうにしていくのか、ちょっと具体的なことがありましたら答弁をお願いしたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

まず、NPO講座の関係について御質問をいただきました。

実は22年度、NPO講座を実施しておりますけれども、その後、愛西市において、ことしになって新たに二つのNPO法人が設立されたという話はちょっと聞いております。そして、その代表者を見つめる限り、本市主催の講座の受講者といった方ではないというふうに担当の方からは聞いております。しかし、結論的には新しい公共を担うNPO法人がふえたということは、一つとらえれば大変いいことではないかなあというふうにとらえております。

そして、ことしの9月1日現在で、愛西市内のNPO法人の数は6法人あります。そして、当然ながら、議員の設立支援という話もあったわけですが、現在のところ、金銭的な支援については市としては考えておりません。ただ、NPO法人の必要性とか活動内容、さらに多くの市民の方に御理解をしていただく、これも必要でありますので、今年度もNPO講座の開催をこの秋口、10月22日、それから10月29日、ともに土曜日ですが、2日間開催を予定しております。そんなことでことしも取り組んでいきたいなあ。そうした中で、一人でも多くの市民の方に受講していただいて、NPO法人の必要性を御理解していただければ、必然的に法人の設立につながっていくのではないかと、そんなような期待を持っておりますので、ことしも先ほども申し上げました2日間、講座の方を実施してまいりたいというふうにとらえて

えております。以上です。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

くらし資金の関係でございます。

このくらしを育てる資金の貸し付け事業につきましては、市の窓口の方で受け付けをするわけでございますが、実際には金融機関の商品を利用した貸出制度ということになっております。したがって、金融機関での審査がありまして、そちらがパスをした状況で貸し出しを行っているという状況でございます。預託等をしておりますので、利率が低かったり、別途保証料に補助があるというようなことでメリットがあるわけですけれども、先ほど申し上げましたように、どうしても金融機関の貸し付けの制度を利用しておりますので、添付書類が多かったり、市の窓口と金融機関の窓口にも行かなくてはいけないと、そういったことがありまして、現在少し敬遠をされているという状況でございます。

それを改善していこうということになりますと、金融機関での債務を保証するといった形をとらない限り、金融機関としては、今のそれぞれの金融機関が抱える保証期間で依頼するということになりますので、条件が変わらないということになってしまいます。そういった債務を市が保証するということは、いいのか悪いのかというようなこともございますので、現在のところ、そういった制度の改正は考えておりませんので、よろしく願いいたします。

**○教育部長（水谷 勇君）**

放課後子ども教室の関係でございますが、以前にも御質問をいただいた中で、拡大の関係をことをお聞きいただいております。23年度9月から、佐屋西小学校において放課後子ども教室を新たに本年度開設いたしております。順次でございますが、拡大の方向で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○13番（真野和久君）**

再質問の方をやっていきます。

NPO法人の関係ですけれども、例えば今後どういう形で啓発をしていくのかということですが、社会福祉協議会がNPOの協議会などもつくっていると思うんですが、例えばその辺との協力とか連絡、そういったことというのは考えられていないのかということとか、いろんなところでNPOの認識を広げてもらうということになると思いますので、市独自というだけじゃなくて、さまざまところとも連携しながら考えていただければと思うんですが、そうした点はどうなんでしょうか。

それから、預託金の問題に関しては、市の方への相談件数というのはあるんでしょうか。その辺も含めて答弁を、それについてちょっと尋ねたいと思います。

それから、子ども教室の関係ですけれども、ことしの9月から佐屋西でということで、ふえてくることは大変いいと思うんですけど、今後、教育部として、計画的にふやしていくことを考えているのか、あるいは地域と相談しながら条件の整ったところからやるというような考え方でやっているのか、その辺、一定の効果があるという点で、やはり進めていこうと思うならば計画的にやっていかないとなかなか進まないと思うんですね。当然、御協力していただい

る地域の方々の問題もありますのでなかなか難しい部分はあると思いますが、やはり、一定の計画を立てていくことも必要ではないかと思うんですが、その点について答弁をお願いします。

#### ○総務部長（石原 光君）

NPO法人さんと社会福祉協議会の連携云々という話がありましたけれども、ただ、これも一つ前提でちょっとお聞きください。

NPO法人の認証というのは、市ができるわけではありません。これは県が認証するわけでありまして、当然市が認証するというのであれば、いろんなフォロー的なものができるという部分はあると思います。ただ、その一つのとらえ方として、先ほど申し上げました今のNPO講座の関係は、これは一般市民の方もそうですけれども、その関係諸団体の方へもこういう講座がありますよということは、当然広報紙、あるいはホームページを通して周知を図っていきます。それを何よりもNPO法人みずからの団体が本当にその活動に応じて、例えばおっしゃった社会福祉協議会の法人があるわけでありまして、そちらと積極的にもし連携をとっていただければ、それも一つのやり方ではないかなあというふうに思っております。

いずれにしても、今回講座がありますので、そうした中で幅広く、そういう関係団体の方にも周知を図っていきたいというふうに考えております。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

相談件数でございますが、直接くらし資金をというようなことで相談件数は非常に少ない状況でございます。ただ、収入が少なくなった、失業中の生活に困ったというような相談がありまして、そういったときには、生活保護の相談にあわせて、社会福祉協議会が行っている生活福祉資金、こちらの方の紹介をさせていただいておるといような状況もございます。といいますのは、先ほども言いましたように、社会福祉課でやっているくらしを育てる資金の方につきましては、どうしても審査がありまして、ある程度所得がないといけないというような条件もあるわけなんです。ところが、社会福祉協議会もやっている生活福祉資金につきましては、そういった収入の少ない人も対象になりますので、どうしてもそちらの方を紹介させていただくということで、そういったことが多くなっております。以上でございます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

お答えいたします。

施設として利用する学校、並びに同様な事業を展開しております児童福祉課とも調整を図らせていただきまして、放課後子どもプラン運営委員会の中での協議を進めていきたいと思っております。

御発言いただいたとおり、地域の指導者の方の募集ということも大変難しい問題がございます。地域の状況もありますので、そんなところからいろいろ検討を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

続きまして、次に、6番・永井千年議員、どうぞ。

#### ○6番（永井千年君）

それでは、質問いたします。

まず29ページ、職員研修についてであります。21年度は人事評価制度の研修を行ったと、それが22年度人事評価にどう生かされているのか。今、評価のランクの現状と、两年度間、この研修を受けた後の変化などについて御説明ください。

それから31ページで、公有財産台帳の整備、これは初日にも説明がされていますけれども、台帳から落ちていたもの、評価が正確でなかったもの、台帳に上げるべきでないものなど、それぞれ増減の理由についてあると思いますが、理由別にどういうふうになっているのか、大まかにまとめていただいて結構ですけれど、説明をいただきたいと思います。

32ページのふるさとづくりの助成額件数を、18年度から22年度まで年度別や町別にどうなっているのかについて御説明いただきたいと思いますが、地域的な偏りだとか、あるいは種類別の傾向であるとか、この18年度以来のこの事業の全体を分析してみて、今コメントをいただきたい。後で、この町別や年度別、種類別のまとめについては、ぜひ全議員に配付をいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから66ページであります。児童館、子育て支援センターの職員の雇用の問題に関連して質問いたします。

最近もある指定管理者が、9月からの勤務として指導員募集の新聞チラシを入れておりました。児童館、子育て支援センターなどの職員の雇用につきましては、子供たちとの関係からいって、継続・安定制が求められているというふうに思います。各指定管理者の職員の雇用の状況はどのようになっているのか。多分、指定管理者によって違いがあると思いますが、現状について説明をいただきたいというふうに思います。安定性に欠けるという事業所については、ぜひこの事業の指定管理を受ける上では安定制・継続性が必要だということで、やはり指導をしていただく必要があると思いますが、その点はいかがでしょう。

それから70ページであります。精神障害者の医療の助成に関連してお尋ねをしたいと思います。精神障害者の医療費の無料制度ができてから、障害認定や障害年金の受給をされる方もふえて、障害者の生活改善に大きな役割を果たしています。しかし、まだ治療せずに家に引きこもるなどしてみえる方もあります。こういう方の家族がだんだん高齢化をして、将来どうなるのかということで大変悩んでみえる方もあります。市でできる具体的な援助のあり方について、御説明をいただきたいと思います。

78ページであります。海部地区の急病診療所組合の予算についてであります。平日夜間の患者数は、21年度が1,088人、22年度が1,477人というふうになってはいますが、今の平日夜間の患者数の現状について、どのように分析をしてみえるのか。患者数は当初考えている目標と比べてどういう現状にあるのか、説明いただきたいと思っております。

81ページの海部南部水道企業団の負担金の考え方についてであります。これは石綿セメント管の更新工事の負担金6,000万円を、関係市村で負担した愛西分でありますけれども、この石綿セメント管の更新工事もと数年で終了をします。それ以降、海部南部水道企業団の負担金が急速に当然減るわけでありますので、これは企業団議会でもたびたび質問が出されておりますが、関係市町で協議するというので企業団議会では答弁されてはいますが、関係市町でこの問題についてどのような協議がされたのか、今後のこの負担金、22年度と同じ金額が、来年度以降どのような経緯をたどっていくのかも含めて、この負担金の考え方について説明いただきたいと思っております。

83ページであります。22年度の農地法の3条、4条、5条の許可は合わせて193件です。農地の移動、転用後のこれらの農地管理の現状について、周辺でもこの農地の移動や転用後の状況について、違法転用があったり、あるいは農地の権利の移転後耕作放棄地となっているようなところもあると思っておりますけれども、これはやはり、その後、農地パトロールもやっているわけですが、特に許可したところの状況について、いち早く不当な事例が出ればチェックをしていただく必要があると思っております。現状について報告いただきたいと思っております。

それから、87ページであります。土地改良区の運営費の負担額、これは、各組合員の負担額については四つの改良区でばらばらであります。市の事務補助費について、金額を見ていただければわかるように、これも土地改良区間で差があります。かつては實際上、市の事務補助、市の職員が事務を行っているというのもあったと思っておりますが、今の土地改良区の事務について、市はどのようなかわりをしているのか、まだ一部事務補助のようなものが残っているのかどうか、報告ください。

それから、92ページであります。道路緊急修繕工事130件で2,510万円となっておりますけれども、これは地域の要望に対してどれだけ対応できたのか、工事の種類ごとに御説明ください。

以前の議会でも、この緊急修繕についての対応の遅さという問題について指摘されたことがあるというふうに思いますが、私の経験でも、例えば海部幹線水路についての管理道路、あるいはその側溝について、電話したら、即翌日には調査に来て側溝の修理を行う、あるいは県道についても非常に連絡が早いという経験もしておりますので、市の今の緊急修繕に対する対応の状況について、遅いという批判に対して、どのような認識にあるのか御説明いただきたいと思っております。

それから、96ページについてであります。住宅用の火災警報器の設置が58.5%、先ほど話がありましたが、特に高齢者世帯やひとり暮らし世帯の状況について、まだ5年計画で全世帯回るということでありますので、全世帯分についてつかんでいただけていないと思っております。推定で結構でありますけれども、今、この世帯について、対象がどれだけ、何世帯火災警報器

を設置しているのか報告ください。

それから、101ページですが、消防団についてであります。

最近も消防団が火災などで出動したとき、マスクがなくて大変だったということも現実にあったわけですが、この消防団の出動したときの装備の充実について、22年度はどのような取り組みだったのか説明ください。

それから、105ページと110ページのA E Tの講師配置業務について、これも聞いたことがありますけれども、現在も直接雇用ではありません。これは、現状は指揮命令を直接行くと偽装請負になるおそれがあり、A E Tの講師との相談がしにくい現状があるのは認識してみえると思いますけれども、現に、全国的には大変いいかげんな業者もあって、各地で不当解雇の問題や賃金不払いという問題になっています。市が直接雇用して、そうした不安がないようにしていく考え方はないかどうか、再度お尋ねをいたします。以上であります。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず、人事評価制度の関係でございますけれども、実は平成22年の2月に管理職を対象に、外部講師による人事評価を実施し、これによって65名の管理者が受講をいたしました。その中の研修では、人事評価制度の仕組み、あるいはその人事評価の原則、ルール、それから評価者の立場上の役割などをいろいろ研修として学びました。その研修を受講したことによりまして、私ども評価者である管理職は、人事評価の基本的な考え方として評価するに当たり、いわゆる偏見、それから感情や利害関係に左右されることはあってはいけないと。そして、あくまで仕事の遂行度、努力の程度、個人の保有能力、こういったものを日常の勤務状況を通じて観察・分析して評価をすることについて新たに認識いたしました。

この研修後、受講したことによって、その評価のばらつきというものは実際あったわけでありまして、それが同じ目線の中で評価をすることにつながっていくと、いわゆるばらつきの減少に役立ったのではないかなというような理解をして認識をしております。

それから、公有財産台帳の関係でありますけれども、これは330ページの決算書の調書を見ていただくとわかりやすいのではないかなというふうに思っています。

大きくここで申し上げます。一つは前回、提案説明の折にも申し上げましたように、それぞれの行政財産、当然旧町村のときから入り繰りが相当あったわけですが、それぞれの区分に。例えば、今回でも学校というのを中学校と小学校に分けて再区分したというのもそうですし、それから、例えばその他の施設にいくくりにかけておったものを、例えば公園とか農業集落排水施設、ステーション、その他の施設等々、その区分を振り分けたというのが大きな一つの要因にもつながっております。

そして、もう一つ大きな要因といいますか、これは議員の方からもお話がございました、いわゆる従来の台帳から落ちていたもの、これが前回も提案説明の折にも言いましたように、3万2,498平米という大きな土地が欠落しておりました。これは何かといいますと、先回でも申し上げましたように、旧八開村の土地開発基金で購入した土地を行政財産として直接利用して

いたと、現場の状況として。公有財産には計上していなかったというものが大きな要因でありまして、その内訳は、主に八開庁舎用地で約2,037平米、水防センター用地で4,649平米、それから小学校用地で約1万5,388平米、中学校用地で1,808平米、八開運動場で4,505平米、八開給食センター用地で1,067平米、八開農業管理センター用地で1,490平米、こういった大きな土地が台帳に上がっていなかったということで、今回、財産台帳を整備する中で、新たに庁舎の方へきちっと整理をさせていただいたというのが大きな要因であります。

それと、もう一つ、調書を見ていただくとわかりますように、今回新たに普通財産の項目を設けました。それは、普通財産として現状管理しておる宅地、田畑、雑種地、原野、それからその他という区分で振り分けたわけでありましてけれども、それぞれ明細的なものは持っております。そういった視点において、今回整理を図らせていただいておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

それから、ふるさと創生事業の関係ですけれども、議員の方から要望がありましたように、非常に多岐にわたりますので、一応一覧表として整理をしたものがありますので、データのものは配付をしたいというふうに考えております。そして、それぞれのこの推移を見て、どのような感想を持っているかということでもありますけれども、やはり旧地区ごとにそれぞれ当然違います。町内会で取り組んでみえるお祭り一つもそうです。行事にしてもそうです。佐屋地区、立田地区、当然違います。八開地区、佐織、当然違います。それは、従前からのそれぞれの町内会で実施されてみえる行事というものが、ずうっと愛西市に合併になっても継続されているというところの中で、その活動に対しての申請が出されておるというふうに私どもは理解しております。ですから、多少のその地区地区のアンバランスがあっても、これはある部分、その地区地区の特徴でありますので、そんなようなとらえ方をしております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、児童館及び子育て支援センター職員の雇用の安定ということでございますが、雇用の現状はどうなっているかということでございますが、現在、愛西市内には、児童館、子育て支援センターや12の施設がございまして、正職員26名、臨時職員69名、合計95名の職員に働いてもらうわけでございますが、そのうちの1割程度が年度の切りかえ等で交代をするというような状況がございます。

安定性に欠ける事業者には指導をする必要があるのではないかとということでございますが、私ども各施設に入りまして、報告等も求めておるわけでございますが、職員の状況等についての報告も求めておりますし、立ち入り等もさせていただくこともございますので、そういった中で状況等を把握しながら、そういう指導が必要かどうかというようなことも含めまして、よく状況を見ていきたいというふうに思っております。

それから、精神の治療をせずに家で引きこもりになっていて、そういった方に具体的な援助はあるかというお尋ねでございますが、私も障害者生活支援センターが立田地区にございまして、こちらの方は知的の方、精神の方を含めていろいろ指導をさせていただいて、何とか就業につながらないかということで進めておるところでございますが、こちらの方ではそういった、

例えば親さんから御相談をいただくですとか、そういうことがあれば、御家族あるいは本人さん等の了解も必要かとは思いますが、何とか接触をさせていただいて、心を開いていただくような方策をとるといいうこともできるかというふうに思っているところでございます。以上でございます。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

私の方は、海部地区の急病診療所組合の現状をどう見ているかということについてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃってみえるように、22年度は1,477人、前年度は1,088人です。その内訳を市町村別で見ますと、愛西市は、あま市、津島市について3番目に利用者数が多くなっております。また、診療科別の患者数で、これは構成団体が7団体ございますが、その合計の中で見ますと、小児科が全体の7割近くになっております。そういう意味から、愛西市の市民の方は、こういった平日夜間の御利用というのはい多いのかなあと、また、全体から見まして、やっぱり小さい子供さんをお持ちの方というのはい御利用いただいているのかなあと、そんなふうに見ておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

石綿管の更新事業計画の関係でございますけれども、今までですと平成7年度から平成26年度でございました。事業計画の見直しをしまして、25年度までということになっております。なお、負担金の関係でございますけれども、平成22年度から24年度までは2,382万、25年度につきましては、その半額ということで伺っております。

なお、その後につきましては、検討はまだされておられません。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、農地法の関係、3条、4条、5条の許可後の状況についてということでございます。

3条につきましては農地の権利移動の関係ですが、3年間は農地として耕作することということになっておりますので、これについて、事後、転売・転用のチェックを行っております。

そして、4条、5条につきましては、農地の転用面積が1,000平米以上のものについて、許可に係る工事が完了したときは、完了した日の翌日より起算して2週間以内に完了報告をすること。そして、許可に係る工事が完了するまでの間は、許可後1年ごとに工事の進捗状況を報告することということになっておりまして、完了報告及び進捗状況報告の提出がないものについては、県の農地法励行指導事業実施要領がございまして、これに基づきまして、毎年7月に県と合同で現場の状況を確認しております。そして、平成22年度より転用目的が資材置き場等のそれに類するものについては、1,000平米以下のものについても対象とするということになっておりますので、こういうものについては確認をしていくことにしておりますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、土地改良区の運営費の補助ということでございます。

市の土地改良区への事務の補助についてはということでございます。これにつきましては、



平成21年度から4土地改良区が合同事務所として運営をされておりまして、この職員の人件費の一部を補助させていただいております。佐屋町土地改良区、立田村土地改良区、それから佐織土地改良区については、ここに書き上げてあるものについてすべて人件費でございまして、八開村土地改良区につきましては、この500万8,000円が職員の補助でございまして、このほかに圃場整備事業として実施しました、これも償還金利息の2分の1を補助しております。利子補給として2分の1を補助しております。これが112万5,798円でございます。これと合わせまして、八開村土地改良区については613万3,798円ということになっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、建設関係でございます。

道路緊急修繕工事の要望に対して、どういう対応をしているかということでございます。

これにつきましては、市民なり、総代さんの方から話ががあれば、職員がすぐ現場を見て対応をしているということでやっております。先ほど、議員がおくれているんじゃないかという話もございましたが、極力すぐ対応するようにしております。そして、今後、緊急修繕工事の要望につきましては、すべて対応ができていくというふうに思っております。そして、それぞれの事業別、工種別ということでございますが、舗装修繕工事が32件、側溝修繕工事が20件、道路補修工事が58件、安全対策工事が6件、道路の雪氷対策ということで13件、それから側溝のしゅんせつ工事1件ということで22年度はございました。要望についてはすべて対応させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

#### ○消防長（横井 勤君）

それでは、永井議員の住宅用火災警報器の高齢者の設置状況についてお答えいたします。

消防署の方では、住まいの安全チェックは聞き取りを行っておりますが、この安全チェックにつきましては玄関先での聞き取り調査でありまして、家族構成まで聞いておりませんので高齢者についてはつかんでおりませんが、ただ、消防といたしまして独居老人の緊急通報システム、こちらの方につきましては、春・秋の火災予防週間の運動の一環といたしまして、設置者に対して通報訓練のテストを実施しております。この実施時の折にも住宅用火災警報器の必要性を説明して設置については勧めるところでありまして、その最新のというか、ことしの3月の春の火災予防運動時のデータでございますが、対象者335人中323人、96%を実施しております。これは、訪問して不在であれば、また電話でアポをとって、訪問してテストをやっていただくということで、入院等をしてみえる方以外はすべて実施しておりまして、そのときの設置率につきましては64.4%という数値になっております。これは、昨年秋につきましては59%と、昨年中の58.5%で、一般世帯よりもちょっと高目でございますが、ほぼ同等と思っておりますので、高齢者につきましても、緊急通報設置者宅で見ますと一般世帯と変わらない設置率であると思っております。

続きまして、消防団員の火災出動時の装備についてという御質問でございますが、確かに、ことし4月に早尾町の方で工場火災があった折に、これは合板をつくっている会社でございまして、大変長時間にわたりまして、またあと残火処理も非常に苦労いたしました。その折に、

消防団員の方にも来ていただきまして、くすぶっておる合板の撤去等につきましては、やはりそういうマスク等が必要であったということもありまして、これは消防団につきましては、毎月、分団長会議において、建物火災のあった場合については事例検討、どういう戦術がよかったのか、また反省点とかいろいろと毎月検討をしております、その中で、やはり分団の方にもこのマスクについてのことで要望があり、この防じんマスクを1分団については1袋（10セット）を初動体制といたしまして配備しております。

あと、他の分団の配備につきましては、防火服を一式、防火ヘルメットとベルトでございますが、防護服一式を8セット、これは8人分でございますが、通常車両が1台でございますので、初動体制といたしましては、8名分の防火服セットを配備しております。あと、全団員には防火活動服とヘルメット、長靴等を貸与しておりますので、その他の隊員については、このようなことでヘルメット、長靴という形で活動していただいておりますのが現状でございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

105ページ、110ページにおけるAETの講師配置業務につきまして、お尋ねをいただきました賃金不払いや、現場での問題等は聞いておりませんので、このまま直接雇用の契約をすることは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

#### ○議長（大宮吉満君）

ここで、質疑の途中でありますが、休憩をとりたいと思います。

10分ほど休憩をとります、17時30分から再開ということで、よろしく願いいたします。

午後5時20分 休憩

午後5時31分 再開

#### ○議長（大宮吉満君）

休憩を解きまして、再開いたしたいと思います。

再質問を行います。

#### ○6番（永井千年君）

まず人事評価制度について、私がお尋ねしたのは、21年度、22年度の評価がどのように変わったのかと。評価が変わった特徴について、A・B・C・Dとかランクづけがあって、例えばA・B、パーセントですね、そういうものが変化したかとかどうかだとか、その辺をちょっとお尋ねしたかったんです。

それから、公有財産台帳の問題につきましては、正確に計上されていなかったというのか、間違っって計上されて、落ちていたというのがありますけれど、上がっていたけれど間違っった評価で計上されておったというのがあるかどうかというのをお尋ねしたかった。それに限って説明をしていただきたいと思います。

それから、児童館、子育て支援センターの職員の雇用安定については、福祉部長としては、現在は指導すべきような雇用の不安定や、その他問題は感じていないということなんでしょうか。指導の必要性はないと思ってみえるのでしょうか。それだけ。

それから、海部地区急病診療所組合のこの22年度1,477人という数字については、当初、平日夜間を再開したときの目標、以前にもこの平日夜間というのをやっていた経緯もあるかと思えますけれど、当初の目標から見てどうかということで、医師会とか薬剤師会だとか、そういうところの評価は、聞いていただいていたらちょっと説明をいただきたいと思えます。

それから、海部南部の負担金については、担当者間でも協議は全くやっていないのか、やっではいるということなのか。ちょっとさっきはっきりしなかったので、説明ください。

それから、4条、5条、3条も含めてでありますけれども、農地法の転用や農地の権利の移動の問題については、不法な転用が行われないように、特に権利移動をしたときの最初がやっぱり肝心だろうというふうに思いますが、現在のところ、報告されたようにチェックをしているということですが、不正な不当な事例というのはあるんでしょうか。ありましたら報告をいただきたいと思えます。

それから、土地改良区の人件費、八開の土地の職員補助と言われましたね。これは、職員の給料は、愛西市の職員の給料の話ですか。それとも八開だけの報告をされましたので説明いただきたいと思えます。現在、それ以外の農業土木なども含めて、具体的な事務の負担、援助というものは全くやっていないと考えてよろしいんでしょうか。

それから、緊急修繕の問題については、これも要望は22年度は100%やったということですが、これは件数、内容とも話でしょうか。もちろん要望というのは、例えば距離でいえば、50メートルやってくれといったところを、じゃあ10メートルだけやりましょうとか、どこまで修繕するかというのは対応がいろいろ分かれてくると思えますが、この100%という意味合い、すべて対応したという中身について、もう一度説明していただきたいのと、このスピード感、直ちに緊急修繕という名前のおりですから、どれだけスピード感を持ってやられたかというのが大事だというふうに思いますが、以前、問題が出ておったようなことは根絶された。不満も聞いてないのか、あるのか、今の認識、担当課の認識をちょっと述べていただきたいと思えます。

それから、高齢者の命を守るという点で、住宅火災警報器の問題は、消防署はそうやってチェックをしてみえるわけですが、これは担当課でいうと、高齢者問題の担当としては、この問題については住宅火災警報器の設置、今の話だと、一般の場合と高齢者の場合と全く違うということですが、ひとり暮らしや高齢者世帯については、やはり火事を見てもほとんど高齢者の方が命を落とされるという傾向にありますので、福祉担当として、高齢者の命を守るという点で、この点は消防署と連携しながら、一遍、高齢者世帯、ひとり暮らし世帯の全部がどうなっておるかということをつかんでいただく必要があると思うんですが、その点はいかがでしょう。

それから、消防団の出動時の装備については、これでマスクと防火服、ヘルメットをセットしたということですので、ほかに不足なものはないということなんでしょうか。とりあえずこれだけやったけれど、まだ来年度以降、こういう点の装備を充実していく必要というふうに考えてみえるのかどうか、説明ください。

それから、教育部長さん、AETの直接雇用ができない理由、直接雇用して、やはり講師の中には日本語がまだ十分しゃべれない方もあるわけですので、特に新任者については。やはり、打ち合わせをきちんとしながらやっていく必要があると思うんですが、そういう点で直接雇用のメリットというのはあると思いますが、なぜできないのか、説明いただきたいと思います。

#### ○総務部長（石原 光君）

すみません、ちょっと答えが前後しますけれども、お許しをいただきたいと思います。

まずは私の方から先に財産の関係、旧八開地区の関係で再質問をいただきましたけれども、精査をした結果、取得した数値は正確な数値であります。ただ、当時、単純に調書に計上していなかったと。それがきょう現在まで引っ張ってきたというのが実情でありますので、そういった形で御理解をいただきたいと思います。単純に計上していなかったということです。

そして、人事評価の関係につきましては、数字的なものもありますので、担当課長の方からお答えをさせていただきます。

#### ○人事秘書課長（伊藤辰明君）

永井議員の人事評価について、21年度の評価とどのように変わったかという御質問でございますが、21年度につきましては試行的に始めさせていただきました。それで、事前に評価基準をあえて示さずに始めさせていただきました。これは、評価基準を示すことによって先入観を与えて、評価の幅が狭まるといけないということで、そうした形で始めさせていただきましたが、結果、やはり評価者の間で差があらわれる結果となりました。その結果ですが、評価結果として21年度は、100点満点で最高が94点、最低が56点、平均点が78点と、最高・最低の差が大きいのと、平均点が比較的高目でございます。それに基づきまして、22年の2月に外部講師を招いて研修を行いました。この研修で、判定のAからEの尺度について説明を受けまして、Aというのは極めて優秀、Eというのは極めて劣るということですが、このAとEは特別なケースしかあり得ないということを学びました。その結果、22年度ですが、最高が86点、最低が58点と幅が狭まったのと、平均点も74.4というような形で、平均点もオールCで72点ですので、前年度に比べてばらつきが減ったんじゃないかなというふうに感じております。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、雇用の安定につきまして、現在指導すべき問題は感じていないかということでございます。

実は、今回御質問をいただきまして、担当課といろいろお話をしているときに、3月に実は通報をいただいたというような事例を聞いております。現状をすぐ確認させていただきまして、そのときの状況につきましては、実は3月で契約を更新することになるわけでございますが、その契約の更新に当たりまして、次年度の勤務の条件を相談しているところ、本人の希望と施設側の希望が合わずに契約の更新に至らなかったと、そういった事例は確認をいたしております。したがって、今回またこういった御質問をいただきまして、いずれにしても雇用のミスマッチということに至るのかなというふうに思っておりますので、働いている方が求める条件、それからやはり施設が求める条件、これは継続していく中で変わっていくというふうに思

います。ですから、そういったところを十分お互いが話し合っただけでよりよくしていくということが、事業を進めていく上での発展につながるというふうに思いますので、改めて今回御質問いただきましたので、そちらの施設の方には今回の状況をお話しさせていただいて、よりよいと思いますか、そういったミスマッチをなくしていくような方策をとってもらうように話をしていきたいというふうに思っております。

それから、ちょっと飛びますけど火災報知器の方を先にさせていただきます。

私ども、いろいろなことで高齢者の方々を訪問する、私とか民生委員さんとかいろいろありますので、そういった機会をとらえて、一度そういったこともできるのかということと相談していきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

私の方は2点お聞きかと思いますが、1回目の御答弁でもお答えをさせていただきましたように、月曜日から金曜日の夜間については、午後8時30分から午後11時00分まで受け付けをしておりますので、そういう意味合いからして、この海部地区急病診療所組合の役割を果たしているのではないかなあというふうに思っております。

また、医師会、薬剤師会からの意見は聞いているかということですが、現状、こういった会からのお話は伺っておりません。会の方とお会いする機会もありますので、そういった機会がありますれば、議会でこういう御意見が出たら、どういうお考えでしょうかということをお伺いしてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

#### ○上下水道部長（大島静雄君）

これからの協議でございますので、担当者間の協議は行っておりません。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

農地法の関係でございますが、不正な点はあるかということですが、22年度につきましては不正の転用の事例はございません。

そして、土地改良区の運営費の関係でございますが、先ほどの八開村土地改良区の話はさせていただきましたが、ここで運営費の補助として上がっている1,711万9,449円でございますが、これは八開村土地改良区の利子補給分として、圃場整備の利子補給として利息の2分の1を補助しておりますが、これが先ほど言いました112万5,798円でございますが、これ以外はすべて土地改良区の職員の人件費の補助でございます。よろしくをお願いします。

そして、事務的な補助は運営費の補助ということなんですが、これのほかにそれぞれ土地改良区が土地改良施設整備事業という形で行っておりますので、これに対して事業費の補助という形で運営費とは別に補助をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

そして、工事の緊急修繕でございますが、これはあくまでも緊急修繕でございますが、これについては100%のすべて対応ができておりますが、地区内要望とは違います。地区内要望については、要望すべてを対応しているということではございません。要望について、それぞれ精査した中で対応させていただいておりますので、地区内要望についてはすべて対応はできておりませんので、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○消防長（横井 勤君）

それでは、消防団の装備ということで不足はないかというお尋ねでございますが、消防団装備につきましては、平成21年に救助セットを全分団に配備する等、消防署としてはいろいろな面ではありますが、ただやはり団の要望、そういうのも一つのこと、団幹部とも協議をして進めていきたいと思っております。来年度につきましては、現時点では装備についての要望ということは計上しておりませんが、また今後、団幹部と話をしていく中、また消防団員の安全性確保という面で考えていきたいと思っております。

○教育部長（水谷 勇君）

外国人講師の直接の雇用に当たってのできない理由というふうに考えられるものにつきましては、住居の提供から管理、そして勤務のための交通手段、事故、各種保険、帰国時の雑務、その他複雑な手続が考えられます。そんな中での日本での生活のサポートが必要と考えられますので、そんなような場合におきまして、精通したスタッフがそろっている民間の業務会社に委託の配置を契約するのが合理的だというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、5番・下村一郎議員、どうぞ。

○5番（下村一郎君）

認定1号についてお尋ねをします。

認定1号、決算書を見ますと不用額の多いのが気になります。款、項、目、節ということでありますので、節区分を私が見てみましたら、不用額100%のものや50%以上のものなど多数ありまして、大変気になりました。

不用額は、需用費や旅費、交際費などについては、多ければ多いほど意味があります。一方、住民要求の強い事業については、先ほども出ておりましたけれども、不用額が出ないように使い切るべきだというのが私の考えでございます。その中で、市長交際費は50%、議長交際費は40%不用額となっております、これは非常に褒められる結果であります。

一般的に、不用額については10%以内であるべきだということが言われております。そういう意味では、先ほどの質問でもありましたけれども、繰越金が多いという結果がこの不用額にあらわれていると思います。これについて私が見解を述べましたが、当局はどうお考えなのか、お聞きをしたい。

二つ目に、10%にはならないけれども、例えば社会福祉総務費で、これは決算書の82ページですが3,659万円の不用額、そして84ページで5,383万円の不用額と、いずれも繰出金なんですけれども、これは非常に多額でございます。どうしてこんな多額な不用額が出ておるのかということについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（大宮吉満君）

下村議員に申し伝えますが、もう一つ。

○5番（下村一郎君）

ごめんなさい、全部やらないかね。御無礼しました。

二つ目の点です。

電子自治体についてお尋ねをしたいと思います。

費用対効果ということがよく言われます。その中で、電子自治体予算は結構多額ですが、利用率が22年度はわずか4件、低い結果だったということでございます。これについてどう見ておられますか、見解をお伺いしたいと思います。

三つ目に、パブリックコメントについてお尋ねしたいと思います。

市は、パブリックコメントについて、市民に市の基本的な事項を定める計画についての意見などの提出を受け、計画の策定を行うと書かれております。実施された計画を見ますと、行財政改革大綱、男女共生参画プラン、都市計画マスタープラン、介護保険事業計画、庁舎整備基本計画など、重要な計画がメジロ押しでございます。ところが、愛西市の平成18年から行ってきたパブリックコメントは22件ですけれども、意見を提出された方は、総合斎苑基本計画が25人の32件が最高で、その他は、学校給食センター基本構想が10人で13件、あと20件は10人からゼロ人、ゼロ人のものが6件もありました。市は、過去に実施したパブリックコメントへの市民の参画が非常に少ないということについて、どう評価しているか、お伺いしたいと思います。

二つ目に、重要な計画ですが、議会で審議されずに策定される計画であり、周知した議論もなく決定されています。つまり、市の裁量でつくれる計画だといえます。これは、市独走の計画になってしまいます。そして、その計画でもってどんどん事が進んでまいります。パブリックコメントを盾に、市独走の計画作成を今後も続けるお考えか、お伺いします。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

初めに、私の方から不用額について、全体のことについて御説明申し上げます。

今回の平成22年度の決算におきまして、不用額が全体としては最終予算比として計算しますと5.7%ということになります。3月補正で事業が確定したものは、当然減額補正をかけますけれども、その反面、議員もおっしゃっているように、扶助費とか、そういったものについては、なかなか減額がしづらいというのも事実でございます。

そういった中、先ほどの吉川議員の繰越金にも関係してくるわけなんですけれども、監査委員さんの御指摘もありますように、5%程度に今後押さえられるように検討していきたいと、このように考えております。

申しわけありません、続けて私の方から申し上げます。

電子自治体の関係でございます。

このあいち電子自治体推進協議会におきましては、平成15年4月18日に設立がされております。その根拠となりますのは、国の施策に基づく電子自治体を実現するために設立されたということになっており、そういった中、先ほどの費用対効果の関係で利用率が低いのではないかとということではありますが、実は、表に出ない利用率というのもございます。それが平成22年度では、これは職員の関係になってしまうんですけれども1,816件の実績があります。内容につきましては、職員の職業性ストレス診断に活用したり、職員の情報セキュリティ研修、これ

を電子自治体のサーバーを使つての研修を行っております。

それともう一点、一番大きく今この活用をさせていただいておりますのが、入札参加資格申請というものがございまして、これに登録件数として4,067件の登録をさせていただいております。これにおきまして、いわゆる電子入札が可能となるわけでありまして。それと、発注者側、私どもの方のメリットとしましても、今までの紙ベースでの入札参加資格申請につきましては、この数字をそのまま読み取れば、これだけの簿冊が入るロッカーを用意して、すべて審査をする。いざ発注になると、電話連絡をして、指名であれば指名願が出ましたよ、そういうことも電話でやるわけですがけれども、今はすべてメールで一斉に行えると。こういったことで、事務的にかなりの簡略化が図れているメリットもございまして、その点はよろしくお願いをいたします。

それと、パブリックコメントの件でございますけれども、御指摘のとおり意見が少なかった、もしくはなかった計画が多うございました。先ほど議員の方から御紹介いただきましたけれども、平成18年度から22件の計画に対して、いわゆる一件の御意見もなかった、ゼロ件であったというのは7件の計画においてございました。これについて市の評価はということでございまして、私どもとしては、当然ホームページへの御案内、それから広報での掲載、現在パブリックコメントしていますがという御案内をしております。それに加え、本庁舎、各庁舎におきまして、ふれあい箱24カ所でのパブリックコメントを実施させていただいておりますが、市民の方の市の計画に対する関心度をもっと上げる必要があるのかなというふうには感じております。

今後ですけれども、パブリックコメントの制度そのものは続けてまいりたいと思います。ただ、今も申しましたように、啓発の仕方、こういったものにもっと工夫が要るのかなあと、そんなふう感じておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○市民生活部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、まず決算書の82ページに記載の国民健康保険特別会計繰出金の関係の不用額についてお尋ねでございますので、それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

この国民健康保険特別会計の繰出金につきましては、法律に基づきまして一般会計から繰り出しをいたします法定内繰出金と、それ以外の法定外繰出金がございます。法定内繰出金としましては、保険基盤安定繰出金の保険税の軽減分と同保険者支援分、そして職員給与費等、及び出産育児一時金、こういったものがございます。前段のいわゆる二つ、保険基盤安定繰出金の保険税軽減分と同保険者支援分につきましては、前年の所得をもとに試算をいたしまして、見込みの数値をもとに当初予算に計上させていただきます。本算定が7月にあるため、その決定をもって確定をしていく、そういったことがございますので、その見込みの関係で若干動きがございますので、その分が不用額として発生をしているということ。

それから後段の2点、職員給与費等、これは事務費があるんですけれども、それから出産育児一時金、出産関係については、大体前年の数字から試算をするんですが、若干これも減って



おる、そういう関係から、記載のような不用額が発生をいたしました。法定外の繰出金のいわゆる福祉医療費の波及分、それからその他の繰出金につきましては、保険給付費の赤字補てん分ということで、全額特別会計の方へ繰り出しをさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思ます。

それから、84ページの方の老人保健特別会計繰出金と介護保険特別会計繰出金の関係で、私の方からは、申しわけございませんが、老人保健特別会計の繰出金について御答弁をさせていただきます。

この老人保健特別会計繰出金につきましては、決算認定の説明のときも少し触れさせていただきましたんですが、全額特別会計の方へ繰り出しをいたしました。年度ごとの精算、翌年度に国・県支払基金分について追加交付、償還金等により、市の分については一般会計への繰出金でそれぞれ精算をいたします。しかし、この会計、22年度をもって老人保健特別会計が廃止となるために、3月31日現在で、歳入歳出をゼロ円とする必要がございましたので、一般会計の方へ再度その差額分525万5,433円を戻しましたので、それが不用額として残っております。この決算書に記載の5,383万円6,520円の中に、先ほど私が申し上げました525万5,433円が含まれておりますので、あと残りの分については、これから福祉部長の方から御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

それでは、続いて介護保険特別会計の繰出金について御説明をさせていただきます。

介護保険特別会計の繰出金につきましては、予算額といたしまして5億3,697万3,000円でございます。不用額といたしましては、その9%に当たる4,858万1,087円が生じておるわけでございます。それで、この繰出金につきましては、介護保険特別会計の介護給付費繰入金の財源に充てるのが主な内容になっておるわけでございます。この介護保険給付費につきましては、介護保険福祉計画の給付見込みに沿って計上をさせていただいておりますが、22年度実績として、給付額が下回ったことによって不用額が生じたこと、こういった内容でございます。

先ほど、企画部長の方も少し話をさせていただきましたのでダブるかもしれませんが、どうしてもこういった経費は支払いが後からついてくるというようなことがあります。請求書が届いて支払いができないというような状況にならないように、少し安全率を見ますので、どうしてもこういった不用額が生じてくるというふうを考えております。よろしく願いいたします。

#### ○5番（下村一郎君）

不用額の関係ですが、一般的に、私ちょっと幾つか見てみたんですよ。計算機でパーセントを出してみたんですけれども、たくさんありました。これは多分、予算の積み上げ方が甘いんではないかなあという気もしたんです。だからその点について、予算編成の愛西市のやり方は、各部に予算の一定の割り当てをしているというような話も聞いたことがあるんですよ。そうしますと、やはり予算の積み上げが甘くなるという気がします。その点について、どういうふうに思っておられるのか、御見解をお聞きしたいと思ます。

もう一つ、今、先ほど市民生活部長、福祉部長がお答えいただいた件につきましては、いと

も簡単に、こういう言い方は悪いかもしれませんが、何千万という不用額がぽっと出ると。これが、私は物すごいびっくりしたんです。事情は今わかりましたけれども、話がありましたように、この支払いの絡みがいろいろあって、難しい問題があるとは思いますが、しかし、決算書を見ただけで、私びっくりしたんです。余りに多額だったんで、そういう点がどうなのか。これはある程度の事情はわかりますけれども、それについてどうかなあという気がしますので、御見解を伺いたいと思います。

それから、電子自治体の関係でございますけれども、実は、担当課の方から資料をいただいたんです。不親切と言っては不親切だと思うんですが、市の方も、私が質問させてもらうとってこれをもらったんですが、いや、これ以外にこういうようなものもありますよと普通は言うんです。けど言わなかったもので、私は今まで知らなんだ、今の部長の答弁については、不親切だなあと思いました、明らかに。

それから、課長からいただいた資料では、1,816件の身分証明のようなものをこれで出しているというお話でした。そこで、住基ネットの利用が7年間でわずか6件ということなんですよ。そして、予約システムの空き情報だけを流している。電子入札は9件、私がいただいた資料だけで割りますと、1件570万円になるんです。結局、市民の利用がまるでない制度なんですよ、電子自治体と言いながら。市民の利用がないような事業は、費用対効果からいってもやめるべきだと私は思うんです。ほかに代替ができるんです。例えば、先ほどの身分証明についても、別に住基ネットでやらなくてもいいわけですし、先ほどの説明があったストレス何とか、職員の関係でも、別にこれでやらなくてもいいと。住基ネットなどについては、全国的でも二、三の自治体が参加してないですけども、参加しなくてもいいということが言えると思うんですよ。

いずれにしても、コンピューターに絡む問題については、きょうも出てきましたけど、いとも簡単に何千万というシステム改修費が出てきてしまう。それで独占だと。だから随分しかできないと、こういうような問題があって、随分この部門でのおくれがひどいなという感じを受けました。

そこで、私が今申し上げましたように、一つは、もうちょっと親切にこういう利用方法もあるということ、なぜ私に教えてくれなかったのか聞かせてもらいたい。私は聞きに行っているんだから。聞きに行っておってこんな資料しかよこさん。けど、その点についてはちょっとまずいと私は思いますが、私は、なるべく皆さんの方から聞いて正確に質問したいと思っている。ところが、私は、その今のストレス何とかと言われてもわからんですよ、これは聞いても。わからずに質問するという格好になるんで、せっかくですから、質問通告はさせてもらっておるんですから、そういうことも教えていただきたいというふうに思うが、見解をお伺いしたい。そして、ほかで代替できるのであるから、この電子自治体については、1件570万もかかるんですから、こんな無駄な事業はないですから撤退してもらいたい。この点についての御見解をお伺いします。

それから、パブリックコメントであります、市の行財政改革第2期計画ではこのように書

いてあるんです。「19年度に制度化して以来、8件で39人の意見が聞けて、制度の導入により市民の意見は聞くことはできた」と。「は」というんですよ、聞くことはできた。確かにゼロ件はありますけれども、聞くことはできた。だけど、トータルで見ますと6件は聞くこともできなかつたということになります。

市は、声は聞けたという評価なのか、聞けなかつた声も6件あったということについては、改善対策を考えているかどうか、それをお尋ねします。

計画案そのものは、御承知のように、ここへ出されております計画、例えば行財政改革大綱、そして男女共同参画プラン、総合斎苑基本計画、都市計画マスタープラン、障害者福祉計画、このようなものがいっぱい重要な計画があります。こういうような中で、これを渡されて、ぱっと見ただけで意見を出せる人が何人おるか。議会だって一緒だと思うんですよ。だから、本来ならば、こういうことについては説明をしないとわからんと思うんですよ、計画そのものが。意見を出せっこない、出せっこない意見を聞いている、こうとしか思えない。簡単な問題だったら、右左というやつは簡単でいいですけども、これはそういうようなものではないんです。本気になって市民の意見を聞くなれば、説明をしないと意見は出せない。そういうことを理解すべきだと私は思います。その点について、御見解をお伺いします。

三つ目に、行革大綱だとか、総合斎苑基本計画だとか、庁舎基本計画だとか、これらは重要な市の事業です。こういうことに対して議会の方が意見を言えない。もちろん一般質問に取り上げれば言えますけれども、すぐれた市議会とかそういう市町村では、議会にこのような重要な計画については提案をして論議してもらおう、こういうこともやっているところがあります。そういう意味では愛西市議会はおくれております。これは、やはり市議会にも提案をして論議をする、このような制度に変えていく必要があると思いますが、この点の見解もお伺いしたいと思います。以上です。

#### ○企画部長（山田喜久男君）

まず、初めの不用額についてでございます。予算の積み上げが甘いんじゃないかという御指摘でございます。

議員から先ほど御説明がありましたように、私ども現在、フレーム予算と言いますけれども、枠配分予算として各部局へ割り当てているのは事実でございます。ただ、割り当てたから、その枠の中でやれば何でもいいというものでもございません。その中で、私ども財政部局、それから副市長、市長と査定を上げるんですけども、ことしからそういったことも踏まえまして、財政課だけではなくて総合計画を作成した担当課であります企画課、それから行政経営推進室、そういった部局も今回から、今年度、来年度予算に向けて立ち会って査定をしていくということを現在検討しているところでございますので、よろしくお願いをします。

それから、電子自治体の関係ですけども、議員と意見が、申しわけありません、違いますが、担当の方としては入札にも利用しておるという御説明はしたというふうに私は聞いておりますけれども、説明不足があったかもわかりません。ただ、そういった中で、現在、愛知県としては、この電子自治体推進協議会を利用して、まだ検討に入ったばかりなんですけれども、

実は各市町が現在抱えているいろんなシステムがあります。それを1ヵ所に集めて、各市町はそこへアクセスをして利用したらどうだと。そうすれば、各市町のセキュリティーですとか、今回も出ましたけれども、ああいう改修ですとかそういったものが共同で作業ができるんじゃないかということを目指して、現在動き始めているというふうに聞いております。

したがって、議員の御意見とは違うかもわかりませんが、撤退するという事は現在考えておりません。

それから、パブリックコメントの関係でございます。市民の意見を聞くがために当然やっていることでありますので、聞けなかった分、いわゆる御意見の提出がなかった計画に対してどうなんだということでもありますけれども、初めの答弁で申し上げましたけれども、啓発、いわゆる周知の徹底さが悪ければ改善しなければならない、そう思っておりますけれども、ただ、先ほどから若干説明申し上げるのは、今度は市民の皆さんの各計画に対する関心度というのもあるかと思われる。議員おっしゃるように、説明しなければ意見は出ないという御意見もあるかと思えます。そういったところをすべてクリアするというのもなかなか難しいのではないかなあというふうに思います。

ただ現在、このパブリックコメントにおいて、いただいた意見をもとに実際に意見を取り入れて計画を修正したという実績もあるわけでございます。そういったところでお許しいただきたいと思えます。

あと、議会が意見が言えない、そういった場を設けてはということでもあります。特に斎場ですとか庁舎建設、重要計画につきましては、調査特別委員会等も議会の皆さんにお願いをし、設けていただいて、そういったところで御意見としても承ることができると思えますけれども、ただ、他の計画について、それぞれ御意見・御協議をいただく場ということになりますと、私どもとしては案の段階で全員協議会の方へ御提案を申し上げ、パブコメの結果も申し上げ、そして最終計画も提出をさせていただいておるということでございますので、市側の対応としての御理解もいただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

[発言する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・認定第2号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・認定第2号：平成22年度愛西市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・認定第3号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・認定第3号：平成22年度愛西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・認定第4号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第12・認定第4号：平成22年度愛西市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・認定第5号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第13・認定第5号：平成22年度愛西市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・認定第6号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第14・認定第6号：平成22年度愛西市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言の許可をいたします。

最初に、6番・永井千年議員、どうぞ。

○6番（永井千年君）

1点だけお尋ねします。

この151ページを見ていただきますと、21年度よりも7.7%介護認定者が伸びておって、在宅が2,399人、施設が257人というふうになってはいますが、特に施設待機者の現状と、待機者を減らすための努力をどのように行っているのか、説明をいただきたいと思っております。

○福祉部長（加賀和彦君）

市内の施設における待機者の状況でございますが、各施設に確認をさせていただきましたところ、4施設合わせまして199名という状況でございます。ただ、以前にもお話をさせていただいたかもしれませんが、重複の利用者、あるいは入院中ですとか、いろんな状況がございますので、その点もお含みおきをいただきたいというふうに思っております。

そこで、待機の解消ということでございますが、今年度、八開地区に1カ所グループホーム、地域密着型サービスを整備いたしましたして、18名定員ではございますが、そういったことも考えております。また、老人ホームの整備につきましては、海部・津島の福祉圏域で整備をしているわけでございますが、そちらの方でも現在88床の枠はあるわけでございますが、まだ現状ではそれを建設したいという事業者の方があられまませんので、その整備枠はまだ残ったままでございますが、いずれにいたしましても圏域等の調整もございまして、その辺も見きわめながらいろいろ対策をとっていかねばならないというふうに思っております。以上でございます。

○6番（永井千年君）

お尋ねしたかったのは、解消の努力、そういう施設整備だとかということだけではなくて、相談者に対してどのような援助、あるいはアドバイスを行って解消に努めておるのかという点について説明いただきたいと思っております。

○福祉部長（加賀和彦君）

個々のいろんな状況がございますので、在宅のサービスの御利用をしていただくケースもございまして、先ほど言いました地域密着の利用、あるいは別の病院へかわっていただくケースとか、その家族、あるいは本人の状況によって、いろんな利用を紹介している状況でございます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・認定第7号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・認定第7号：平成22年度愛西市農業集落排水事業等特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・認定第8号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・認定第8号：平成22年度愛西市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

通告に従い、発言を許可いたします。

最初に、3番・吉川三津子議員、どうぞ。

○3番（吉川三津子君）

認定第8号：公共下水道事業特別会計の認定について質問させていただきます。

地方交付税と同様に、この公共下水道の補助金制度が大きく改正されたりすると、本当に愛西市の財源に大きな影響が出るという公共下水道の問題なんですけれども、一般会計から繰入金が入ってきているんですが、歳出の何に充当しているのか伺いたいと思います。

また、この一般会計の繰入金の財源、一般会計の中での財源は何なのか、お伺いをしたいと思います。

それから、最近、この公共下水道の計画の見直しがされたわけなんですけれども、今後の総事業費等に何らかの増減の影響があるのか、それについてお伺いしたいと思います。

それから、将来の市債、一般会計からの繰り出しについて、今後の経緯について御説明をいただきたいと思います。以上です。

○上下水道部長（大島静雄君）

繰入金の充当先でございますが、主なものといたしまして、一般管理費の人件費、賃金及び需用費、それから公共下水道施設建設費、これにつきましては国庫補助及び起債分を除いた金額でございます。それから日光川下流流域下水道事業費、これは起債以外分でございます。それから公債費の元金・利子分などに充当しております。

それから、見直しの関係につきましては、今回の計画の見直しは、愛知県の人口が減少推移の傾向を受けて公共下水道全体計画の見直しを行いました。その結果、計画汚水量が減少の見通しとなりました。整備面積の精査を行った結果、全体整備面積に変化がなかったため、建設費はほぼ同額となっています。したがって、市債及び繰り出しについては変更ございません。

それから、起債償還のピークでございますが、平成44年に工事が終了したとしまして、その翌年の平成45年がピークになるだろうということを考えております。

それから、流域下水道負担金及び公共下水道建設費の約165億円を平成44年度まで借り入れ、プラス利子分約92億円の約257億円を平成72年度までに償還することとなっております。

それから、繰入金のピークでございますが、工事終了年の平成44年がピークとなると。約6億2,000万ほどではないかなということで思っております。以上でございます。

○3番（吉川三津子君）

大変大きな金額が今後まだまだ必要になって、国の方の制度が変更になると大きな一般会計の方にも打撃を受けるんだなということが今の説明でよくわかるんですけれども、余りにも大きな金額で戸惑ってしまうんですけれども、先ほど答弁の中で1点ごめんなさい、一般会計の

繰入金の財源は何かということなんですけれども、これはどこから、県とか国から補助が来るものではなく、丸々市の支出ということになっていくのか、もう一度その辺を確認したいのと、それから、具体的にピークになるというお話があったんですけれども、平成44年までどのような推移をしていくのか、年度ごとに大体幾らですというような説明をいただきたいと思います。

○上下水道部長（大島静雄君）

お金のことでございますけれども、これは税金になってきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○業務課長（鈴木幸雄君）

平成44年度時点の関係で言ひます。交付税の見込み額が3億800万、それから一般会計からの繰入金が3億1,300万、合計で6億2,100万という形になってござひます。一応交付税が半分ぐらいという形になってござひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大宮吉満君）

他に質疑ござひませんか。

〔発言する者なし〕

他に質疑もござひませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・認定第9号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第17・認定第9号：平成22年度愛西市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・報告第2号（質疑）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第18・報告第2号：平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・委員会付託について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第19・委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に議題となっております議案第28号から議案第35号、認定第1号から認定第9号、



陳情第8号から陳情第12号につきましては、会議規則第36条第1項の規定により、それぞれの所管の常任委員会並びに特別委員会へ付託をいたします。

各常任委員会等に付託の議案は、本日配付いたしました委員会付託議案一覧表のとおりでございます。

また、各常任委員会等の開催日程は、先般配付いたしました会期予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は9月8日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでございました。

午後6時35分 散会

